

土浦市文化財保存活用地域計画

霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、未来につなぐ土浦



令和5年11月

土浦市・土浦市教育委員会

はじめに



本市は、城下町としての長い歴史と商都としての繁栄を礎に、茨城県南の中心都市として発展してきました。また、日本第二の広さを誇る霞ヶ浦や、万葉の世から名峰と謳われる筑波山麓など、水と緑豊かな自然に恵まれ、多くの歴史文化遺産が残されています。

先人たちが築き上げてきたこれらの歴史文化遺産は、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、私たちの生活に癒しと活力を与えてくれる、かけがえのない「地域の宝」です。

土浦市では、「第9次土浦市総合計画」において、目指すべき将来像を「夢のある、元気のある土浦」と定め、リーディングプロジェクトの一つに「未来につなげる地域の宝を生かしたまちづくり」を掲げています。

このたび策定した「土浦市文化財保存活用地域計画」は、総合計画における文化財の部門別計画となるもので、本市の歴史文化遺産の保存・活用を進めていくための方向性や、具体的な取り組みを示しております。

「霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、未来につなぐ土浦」を将来像に掲げ、本市の歴史文化遺産を次世代に伝えていくとともに、積極的に活用していくことで、新たな魅力の創出やまちづくりに生かしてまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の皆様や関係者の皆様の心からお礼を申し上げます。

令和5年11月

土浦市長 安藤真理子

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	1
(1) 計画作成の背景	1
(2) 計画作成の目的	1
(3) 地域計画の作成	3
2. 国・県の動向	3
(1) 国の動向	3
(2) 茨城県の動向	4
3. 土浦市の上位計画との整合	5
4. 計画の位置付け	9
5. 計画期間	15
6. 本計画における地区区分	16
7. 本計画における「歴史文化遺産」について	18
第1章 土浦市の概要	21
1. 自然的・地理的環境	21
(1) 土浦市の位置・面積	21
(2) 地名	21
(3) 地形・地質	24
(4) 気候	26
(5) 自然	27
(6) 景観	31
(7) 災害等の履歴	34
2. 社会的状況	37
(1) 人口動態	37
(2) 産業	40
(3) 土地利用	46
(4) 交通	48
(5) 生活圏	50
(6) 歴史文化等に関する施設	51
3. 歴史・文化的背景	55
(1) 先史（旧石器～古墳時代）	55
(2) 古代（奈良・平安時代）	58
(3) 中世（鎌倉～室町時代）	59

3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像	120
4. 歴史文化遺産の保存と活用に関する方向性	120
5. 歴史文化遺産の保存・活用に関する現状と課題、方針	122
(1) 保存・活用に関する現状と課題	123
(2) 保存と活用に関する方針	131
第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置と事業	133
1. 措置及び事業について	133
2. 措置及び事業の内容	134
3. 重点・中核事業と評価指標	140
第6章 歴史文化遺産の一体的・総合的な保存と活用	145
1. 関連文化財群と文化財保存活用区域とは	145
2. 関連文化財群	146
3. 5つの関連文化財群の特徴	147
(1) 関連文化財群Ⅰ 霞ヶ浦と共に生きる人々の暮らし	148
(2) 関連文化財群Ⅱ 霞ヶ浦と筑波山に育まれた信仰と祭り	151
(3) 関連文化財群Ⅲ 受け継がれる湖畔の城下町の伝統	154
(4) 関連文化財群Ⅳ 郷土から天文まで、教育先進地のまなざし	157
(5) 関連文化財群Ⅴ 水郷の遊覧都市と海軍航空隊の記憶	160
4. 文化財保存活用区域	163
(1) 文化財保存活用区域全体に関わる現状と課題	163
(2) つくば霞ヶ浦りんりんロードと 「自転車のまち つちうら」へ向けた土浦市の取組	163
(3) 「文化財保存活用区域」の設定とその方針	164
(4) 霞ヶ浦湖畔文化財保存活用区域	166
(5) 土浦城文化財保存活用区域	169
(6) 桜川文化財保存活用区域	173
(7) 山ノ荘文化財保存活用区域	176

第7章 文化財の防災・防犯	179
1. 文化財の防災・防犯に関する課題	179
2. 文化財の防災・防犯に関する方針	179
3. 文化財の防災・防犯に関する措置	180
(1) 文化財所有者・管理者への支援・協力	180
(2) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館） における防災・防犯措置	180
(3) 防災・防犯に対する改善措置	180
(4) 文化財保護意識の啓発	181
 第8章 土浦市の歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	183
1. 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	183
2. 計画の進捗管理	187

附編

土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会	188
計画策定の経緯	188
土浦市文化財保護審議会	190
土浦市博物館協議会	190
「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」総合調査委員会	190
土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会	190
指定文化財一覧	191
遺跡一覧	198
文化財の調査状況	203
歴史的建造物状況確認調査	210
文化財愛護の会ヒアリング調査	216
未指定文化財地域調査	219
土浦市の「地域の宝」に関するアンケート	223

【例 言】

1. 本書は、文化財保護法第 183 条の 3 に定められた、茨城県土浦市の市域における文化財の保存と活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものである。
2. 計画の作成にあたっては、土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会を設置し、検討を行った。
3. 本計画の編集・執筆については土浦市教育委員会文化振興課、土浦市立博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）が行い、株式会社都市環境計画研究所が一部支援を行った。
4. 本書掲載の図版・写真等については、市保有のもの、また市関係機関刊行物より使用、引用し、それ以外については出典を明記した。
5. 本計画書では、土浦市立博物館を「市立博物館」「博物館」と表記している。また、史跡上高津貝塚に隣接する展示・収蔵設備を備えた資料館を「上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）」「考古資料館」と表記し、「上高津貝塚ふるさと歴史の広場」と表記した場合は、史跡上高津貝塚及び考古資料館を含めた史跡整備範囲を示している。
6. 計画の作成にあたっては、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）の国庫補助金の交付を受けて作成した。

序 章

1. 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

茨城県南部にある土浦市は、霞ヶ浦・桜川の水と、平坦な常総台地^{じょうそう}から成る、水と緑に恵まれた歴史豊かな街です。本市には旧石器時代から人間の生活の痕跡が確認されるなど様々な時代の遺跡があり、江戸時代には南北に縦断する水戸街道と霞ヶ浦・桜川水運が結節する土浦藩の城下町として、そして明治時代以降は、常磐線の開通と霞ヶ浦海軍航空隊設立で街が栄えました。

このような長い歴史を受けて、市内には数多くの文化財が残されていますが、少子高齢化により地域の伝統行事の担い手が減少したり、震災や老朽化によって歴史的な建造物を取り壊される状況がみられるようになりました。また、価値観の多様化により、地域とそこにある文化財への関心が低下することで、地域が守り伝えてきた文化財の保存が困難になることが危惧されます。

国は、各地域で文化財の滅失・散逸などの防止が緊急の課題となったことを踏まえ、平成30年(2018)に文化財保護法(以下、法という)の改正を行いました。従来は価値づけが明確ではなかった未指定文化財を含めた有形・無形の文化財を総合的に把握し、まちづくりに活かしつつ、地域社会全体で継承に取り組んでいく体制づくりを目指したものです。また、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る内容が盛り込まれ、自治体はそれぞれの実情に合わせた文化財の保存・活用に関する計画を作成することにより、文化財を継承していく仕組みが整いました。都道府県においては「文化財保存活用大綱」を、市町村においては「文化財保存活用地域計画」を作成することができます。これらの仕組みによって、各地域における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施が一層促進され、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなりました。

また、本市では昭和51年(1976)度に策定された土浦市第二次総合計画に「文化財の保存」について明記されて以来、市の総合計画のなかで文化財保護が位置付けられるようになりました。令和4年(2022)度策定の第9次土浦市総合計画においても、優先的・重点的に取り組むべき政策としてリーディングプロジェクト「『地域の宝』を生かしたまちづくり」を位置付け、歴史文化の継承とそれを活かしたまちづくりを、一層推進していくこととしており、近年の文化財行政の流れに整合した内容となっております。

(2) 計画作成の目的

このような背景を踏まえて、本市が優先的・重点的に取り組むべき歴史文化の継承と、それを活かしたまちづくりを進めるため、総合的・計画的に文化財の保存・活用を推進するための指針かつ行動計画として「土浦市文化財保存活用地域計画」(以下、本計画という)を作成しました。本計画では茨城県文化財保存活用大綱を踏まえつつ、市内の特徴ある文化財について、計画的な調査及び保存と活用を市民と連携して地域総がかりで進めていくことが重要となります。

また、本計画では未指定文化財を含めた有形・無形の文化財を総合的に把握するとともに、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、本市にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、文化財と同等に捉え対象としていきます。文化財・文化的

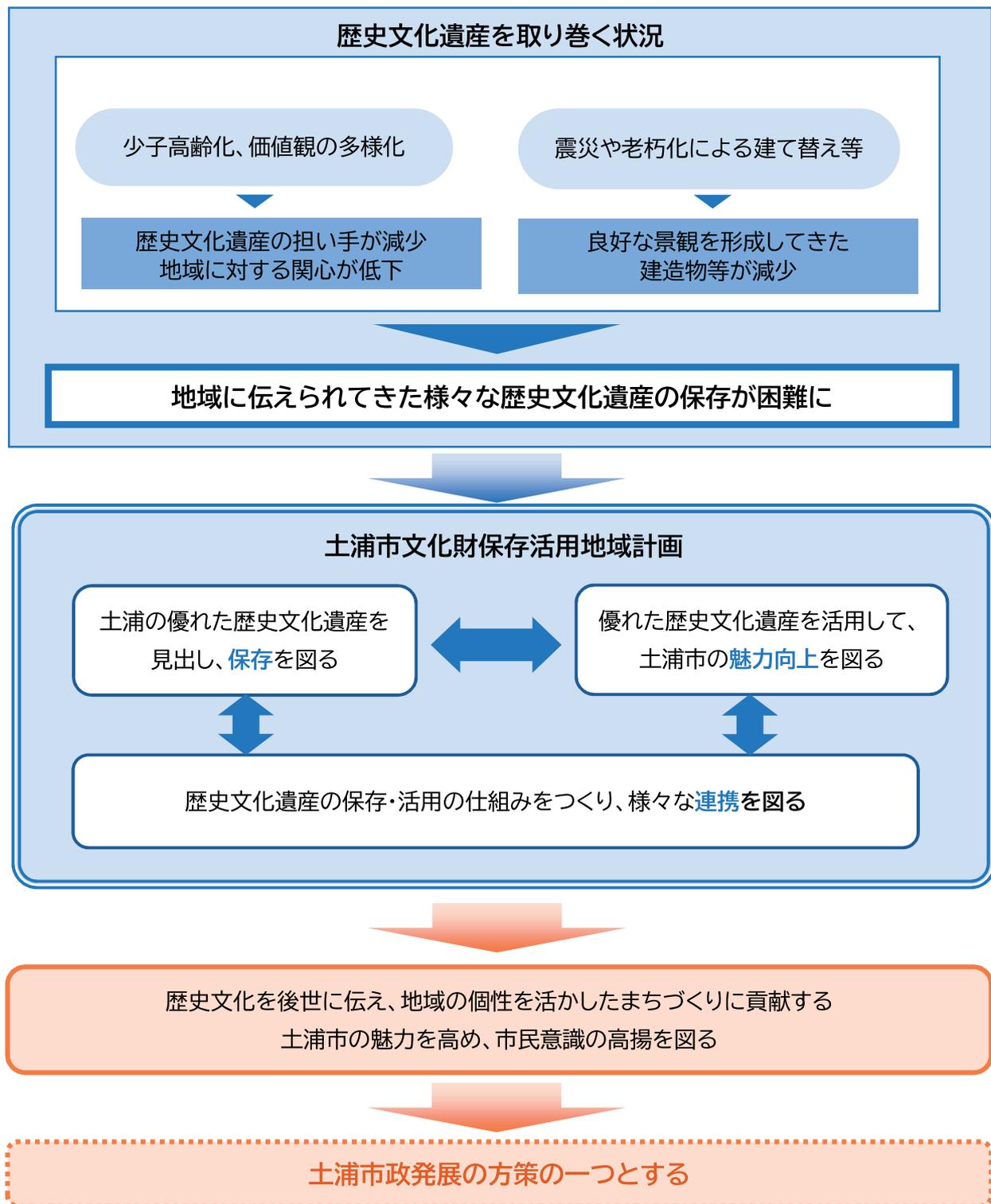


図1 作成の背景と目的

所産を含めた対象全体を「歴史文化遺産」と総称し、本計画のなかで取り上げていきます（「歴史文化遺産」の定義については、序-18を参照）。

本市の優れた歴史文化遺産を継承し、市民が身近なものとして歴史文化に触れることで郷土愛を育み、また、学校教育や生涯学習、まちづくり、観光・産業振興など様々なものに歴史文化遺産を活かしていくことで、土浦の魅力を創造していきます。歴史文化遺産を戦略的に発信することによって、持続的に発展できるまちを目指すための一助とし、本市の魅力を高めて市民意識の高揚を図ることにより、交流人口や関係人口の増加など本市政発展の方策の一つとします。

（3）地域計画の作成

本計画では、本市の歴史文化の特徴を解説し、その特徴をもとに、将来像と方向性を設定しています。そのうえで将来像を実現するため、方向性に基づいた具体的な取組を定めています。

なお、本計画の作成にあたっては、令和3～5年（2021～2023）度に国による「地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成事業）」の交付を受けています。

2. 国・県の動向

（1）国の動向

法隆寺金堂壁画の焼失を契機として、昭和25年（1950）に法が施行され、これに基づき、文化財類型ごとの特性に応じて文化財の保存・活用が進められてきました。

以降、文化財保護制度は適宜充実されてきましたが、全国的に社会環境の変化や価値観の多様化、特に過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等により、文化財の次世代への継承が困難となっています。また、指定等がなされていない文化財については、その価値が見出されないまま失われつつあります。その一方で歴史文化を活かした地域づくりの気運も高まりつつあります。こうした状況を鑑み、平成19年（2007）に「歴史文化基本構想」が提唱されました。この構想は、個別の文化財だけでなく地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて的確に把握し、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想で、地方公共団体が文化財行政を進めるための基本構想となるものです。「文化財保存活用地域計画」はマスタープランであったこの構想に対し、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年6月1日成立・同8日公布・平成31年4月1日施行）によって法的根拠を与えたものです。過疎化・少子高齢化などを背景とした、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められました。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることが打ち出されました。文化財保存活用地域計画は、具体的な事業計画や計画期間、その他の事項を加味してマスタープラン及びアクションプランとしての性格を持たせたものです。

令和5年（2023）3月末現在、法に基づく文化財保存活用地域計画を作成し文化庁長官の認定を受けた市町村は全国で96の自治体があり、茨城県内では牛久市（令和元年7月）、常陸大宮市（令和2年7月）、日立市（令和3年12月）が認定を受けています。

なお、国では社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、令和3年（2021）に法の一部を改正し、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の新設や地方公共団体による文化財の登録制度を定めています。

また、近年は世界文化遺産への登録を通じた取組などにも見られるように、地域に所在する有形・無形の優れた文化財について、まちづくりの核としてこれらを活用し、地域を活性化する動きが見られます。数々の文化財を結びつけ魅力を発信する体制を整備するとともに、文化財を核に地域の産業振興・観光振興や人材育成等一体的なまちづくり政策を進めるために、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定する制度を平成27年（2015）に定めています。

日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となり総合的に整備・活用することで、国内外に戦略的に発信し、地域の活性化を図ることを目的としています。

世界遺産登録や文化財指定は、いずれも登録・指定される文化財（文化遺産）の価値付けを行い、保護を担保することを目的とするものです。一方で日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている点に違いがあります。

日本遺産事業の方向性は次の3つに集約されます。

- 1 地域に点在する文化財の把握とストーリーによるパッケージ化
- 2 地域全体としての一体的な整備・活用
- 3 国内外への積極的かつ戦略的・効果的な発信

「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなると考えられています。

（2）茨城県の動向

平成30年（2018）の改正法を受け、茨城県では令和2年（2020）5月に「茨城県文化財保存活用大綱」を策定しました。本大綱では目指すべき将来像（基本テーマ）として「豊かで魅力あふれる“茨城”へ 一みんなで地域の文化財を守り、活かし、伝えよう一」が掲げられ、基本的な方向性として「県民共有の財産である文化財を、社会全体で適切に保存・活用し、次世代へ確実に継承する体制を構築していく。また、文化財の保存・活用に社会全体で取り組むことで、県民が郷土への愛着と誇りを持ち、本県の魅力向上や地域づくりにつなげていく」ことが定められています。

そして、県内文化財の保存・活用に係る3つの基本方策と今後の方針を下表のとおり定めています。

表1 茨城県文化財保存活用大綱の体系

基本方針1	基本方針2	基本方針3
文化財の適切な保存・活用と次世代への継承	文化財を活かした本県の魅力向上と地域づくりの推進	文化財の保存・活用の推進体制の整備
文化財の保存・活用を図るために講ずる措置		
1 文化財の確実な保存 (1)文化財の指定等 (2)文化財の管理・修理等 (3)建築基準法の適用除外 (4)文化財に係る事業 2 次世代への継承 (1)教育における文化財の活用 3 人材育成 (1)人材育成と資質向上 (2)専門技能を持つ人材との協働	1 文化財を活かした本県の魅力向上 (1)観光資源としての活用 (2)映像メディアとしての文化財の活用 (3)博物館等における文化財の活用 2 文化財を活かした地域づくりの推進 (1)コミュニティにおける文化財の活用 (2)市町村間の相互交流を通じた文化財の活用 3 情報発信と普及啓発の強化 (1)情報発信 (2)普及啓発	1 市町村への支援 (1)市町村との連携 (2)市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援 (3)助成制度 2 防災・防犯及び災害発生時の対応 (1)防災等の取組 (2)防災体制と災害発生時の対応 3 文化財の保存・活用の推進体制 (1)関係機関等との連携及び体制づくり (2)県及び関係機関等

3. 土浦市の上位計画との整合

○第9次土浦市総合計画

[策定：令和4年(2020)3月 計画期間：令和4年度から13年度(2022~2031)]

本市では、本市を取り巻く社会経済情勢の昨今の劇的な変化に迅速かつ的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、将来のまちづくりの指針であり、市政運営の基本方針となる第9次土浦市総合計画(最上位計画)を策定しました。

当計画は、目指すべき将来像を「夢のある、元気のある土浦」と定め、その将来像の実現に向け、優先的・重点的に取り組むべき政策として4つのリーディングプロジェクトを、また市政運営全体を包括する8つの基本目標を定めています。

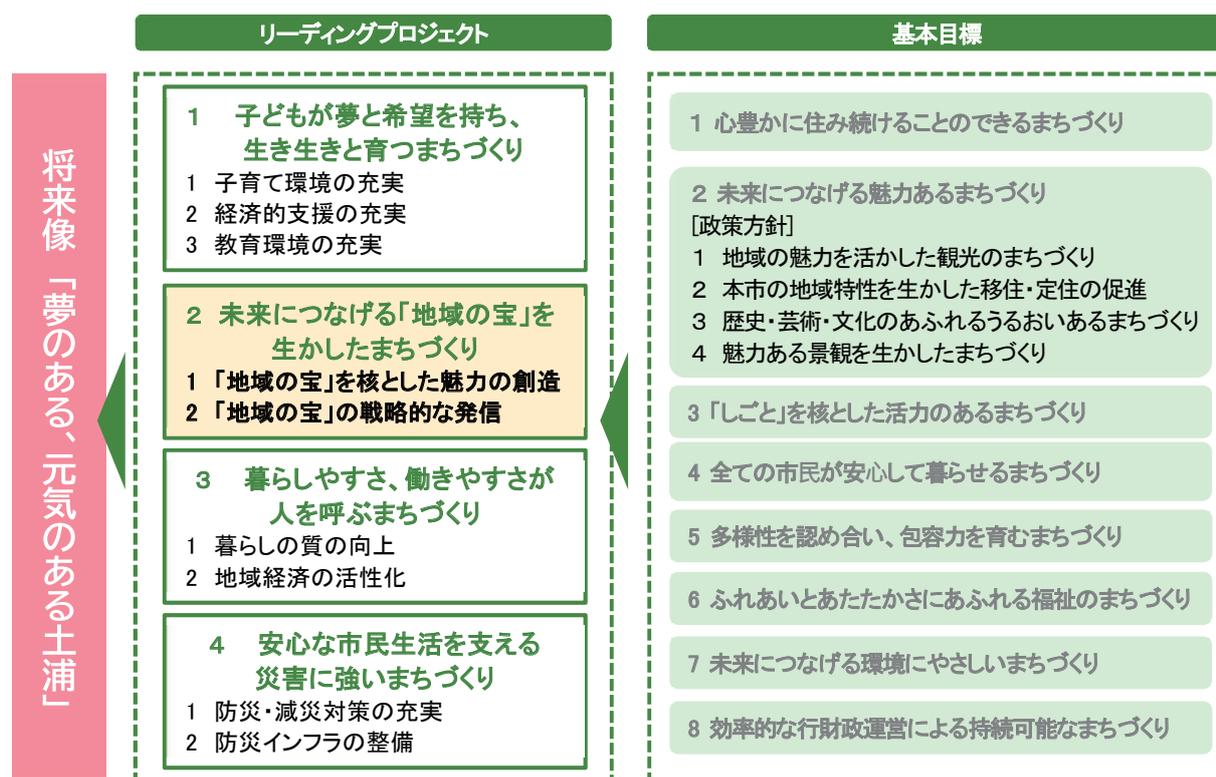


図2 第9次土浦市総合計画の体系

4つのリーディングプロジェクトのうち、「未来につなげる『地域の宝』を生かしたまちづくり」では、「地域の宝」を最大限に生かして本市の魅力を創造し、戦略的に発信することで、人口還流を強化し、持続的に発展できるまちを目指しています。また、その中の「1『地域の宝』を核とした魅力の創造 取組4 歴史・文化の継承」では、本市に伝わる歴史・文化にまつわる多様な文化財をまちづくりの核として、その継承に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりを推進することとしています。

表2 リーディングプロジェクト2「未来につなげる『地域の宝』を生かしたまちづくり」の内容

リーディングプロジェクト2 未来につなげる『地域の宝』を生かしたまちづくり		
1 「地域の宝」を核とした魅力の創造		
取組 1	サイクリングを活用した地域活性化	「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を始めとするサイクリング環境を活用したサイクルツーリズムの取組を推進することで、交流人口の拡大及び市内の活性化を図ります。
取組 2	広域連携による観光の推進	霞ヶ浦や筑波山麓といった広域に広がる「地域の宝」について、周辺自治体と連携して、回遊性のあるネットワークを形成するとともに、相互補完的な活用を推進することで、観光における共通かつ広域的な課題の解決を図ります。
取組 3	「イベント」資源の効果的活用	土浦全国花火競技大会やかすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催を通じて、市の魅力を全国にアピールするとともに、交流人口の拡大を図ります。
取組 4	歴史・文化の継承	国指定文化財「上高津貝塚」や「旧茨城県立土浦中学校本館」、茨城県指定文化財「土浦城跡及び櫓門」、国宝や重要文化財も含まれる土浦藩土屋家の旧蔵資料、伝統的な祭りなど、これらの本市に伝わる歴史・文化にまつわる多様な文化財をまちづくりの核として、その継承に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりを推進します。
2 「地域の宝」の戦略的な発信		
取組 1	シティプロモーション戦略の展開	市民が土浦に愛着を持ち、誇りを持って住み続けたいと感じてもらうとともに、一人でも多くの方に本市を訪れてもらい、選んでもらえるよう、若者を始め、市民に本市の魅力を再認識してもらう取組を推進します。あわせて、本市のイメージアップやにぎわい創出に向け、「地域の宝」をICT等を活用して市内及び全国に発信する各種シティプロモーションを政策分野横断的に推進します。

基本目標2「未来につなげる魅力あるまちづくり」では、キーワードとして「観光振興」「移住・定住」「歴史・芸術・文化」「景観形成」を挙げています。本市は、歴史、文化、自然等各分野において、全国に誇る地域資源である「地域の宝」を有しています。「地域の宝」は市民の生活を豊かにするとともに、これを積極的に活用・PRすることで、市外の人を惹きつける土浦ならではの魅力の発信にもなります。したがって、「地域の宝」を磨き上げるとともに、時代の変化に応じて、新たな地域の魅力を生み出し、これらを積極的に活用することで、本市の魅力を市内外に広く知ってもらい、観光や交流、ひいては移住・定住にもつなげることで、地域の活性化を促進することとしています。

また、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進することで、地域の持続的な発展につなげる魅力ある街を目指すとしています。

基本目標2政策方針3「歴史・芸術・文化のあふれるうるおいあるまちづくり」、政策方針4「魅力ある景観を生かしたまちづくり」では、下記表の内容を実現するための取組を推進しています。

表3 基本目標2 未来につなげる魅力あるまちづくりの内容（政策方針3・4抜粋）

基本目標2 未来につなげる魅力あるまちづくり		
政策方針	内容	
3	歴史・芸術・文化のあふれるうるおいあるまちづくり	本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努めます。 また市民一人ひとりが芸術文化に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活を送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ環境の整備を推進するとともに、市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図ります。
4	魅力ある景観を生かしたまちづくり	本市が誇る豊かな自然景観や歴史的景観、都市景観を「地域の宝」として、まちづくりに生かしていくため、市民やまちづくり団体との協働体制のもと景観計画を推進し、良好な景観形成を図ります。

○第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

〔策定：令和2（2020）年3月 計画期間：令和2年度から6年度〕

本市では多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現に向けて、本市の実情に即した人口の長期的展望を改めて明示するため、国の最新の将来人口推計を基に、第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」を策定するとともに、第1期総合戦略の進捗状況や国・県の動向、市民の様々な意見などを踏まえ、第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」を策定しました。当計画では、歴史文化遺産に関係するものとして下記の方針や取組を挙げています。

表4 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系（本計画関連箇所の抜粋）

戦略分野	基本施策	施策方針	主な取組	
I 地域の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立	②交流人口・関係人口の拡大による地域経済の活性化	■個々の観光・歴史・交流資源の魅力向上による交流人口の拡大	○筑波山や霞ヶ浦など地域資源のブランド力の向上させるための観光の進行 ○本市固有の文化・歴史資源の一層の保全・充実・活用によるまちの魅力向上 ○来訪者のニーズに対応した受入態勢の充実。交流人口の拡大	水郷筑波サイクリング環境整備事業 ジオパーク推進事業 霞ヶ浦観光にぎわい創出 博物館重要資料・公開推進事業 収蔵美術品修復事業 文化財の計画的な保存・活用の検討 など
		■各種イベントの継続的な実施による来訪のきっかけづくり	○花火や食を始めとした地域資源を活用した様々なイベントの実施・提供 ○本市のファン・リピーターを増加させるため、来訪者を迎える環境の整備	花火大会 食・農関係イベント 霞ヶ浦観光にぎわい創出【再掲】 まちなかイベント など
II 生活の安心・付加価値の創出による人口還流の創出	①都心にはないゆとりある環境の創出	■「ゆとり」のある快適な都市環境の創出	○霞ヶ浦や桜川などの水辺空間を活用した「まち」と「水辺」が「融合した魅力ある空間の創出」 ○自然共生型の公園・レクリエーションの場の整備充実や、貴重な自然環境や谷津田などの保全による「憩い」と「潤い」の場の創出	土浦港周辺広域交流拠点の活用における民間事業者との連携 都市公園整備事業、霞ヶ浦総合公園整備事業
		○重点的かつ計画的な景観の保全・誘導（霞ヶ浦湖畔、筑波山麓、旧城下町とその周辺、駅前）	都市景観整備事業 など	
	■多様な「学び」による心のゆとりづくり	○図書館・ギャラリーを中核施設とした、市民の生涯学習活動の支援と芸術文化活動の推進 ○市民が進んで学ぶことができる環境の構築	図書館・ギャラリーの利用の推進 土浦新能開催の支援 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場等での各種企画展開催	
③「選ばれるまち」としての魅力の創出と定住のきっかけづくり	■郷土の歴史・文化を通じた「ふるさと」づくり	○市史編さんや本市に関わる重要資料の保存・公開を始めとして、地域財産の学校教育・郷土教育での活用を含めた、市内の子どもたちに対する「ふるさと意識」の醸成	市史・文化財等の調査（保護）と資料作成・活用 郷土教育推進事業 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の活用など	

○第3次土浦市教育大綱 [策定：令和4(2022)年3月 計画期間：令和4年度から13年度]

令和4年度 教育行政方針 [策定：令和4年 計画期間：令和4年度]

教育分野に関する上位計画では「第3次土浦市教育大綱」があり、基本方針は次のように定められています。このうち、基本方針5では、下表の内容を基に本市の教育行政の推進に取り組んでいます。

表5 第3次土浦市教育大綱の基本方針

基本方針1	時代の変化に対応した学校教育の充実
基本方針2	将来を見据えた青少年教育の推進
基本方針3	土浦市の特性を生かしたスポーツ活動の推進
基本方針4	多様なニーズに対応した生涯学習の推進
基本方針5	歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進 【内容】本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努めます。 また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活を送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ環境の整備を推進するとともに、市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図ります。

また、第3次土浦市教育大綱における基本理念や、基本目標等の実現に向け実施する教育委員会事務局各部署の重点施策を示すものとして「教育行政方針」を定めています。当方針では基本理念を「夢と希望を持ち 誰もが輝く 元気な土浦の人づくり」、基本目標を「未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに成長できるよう、時代の変化に応じたより良い教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。また、人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じて、個々が希望する生き方を選択できるよう、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境の充実を図ります。さらに、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進します」としています。この中の「基本方針5 歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進」中の「施策(3)文化財の保護と活用」及び「施策(4)博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実」には次のとおり文化財に関する主な事業を挙げています。

表6 「教育行政方針 基本方針5 歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進」について

※施策(3)、(4)抜粋

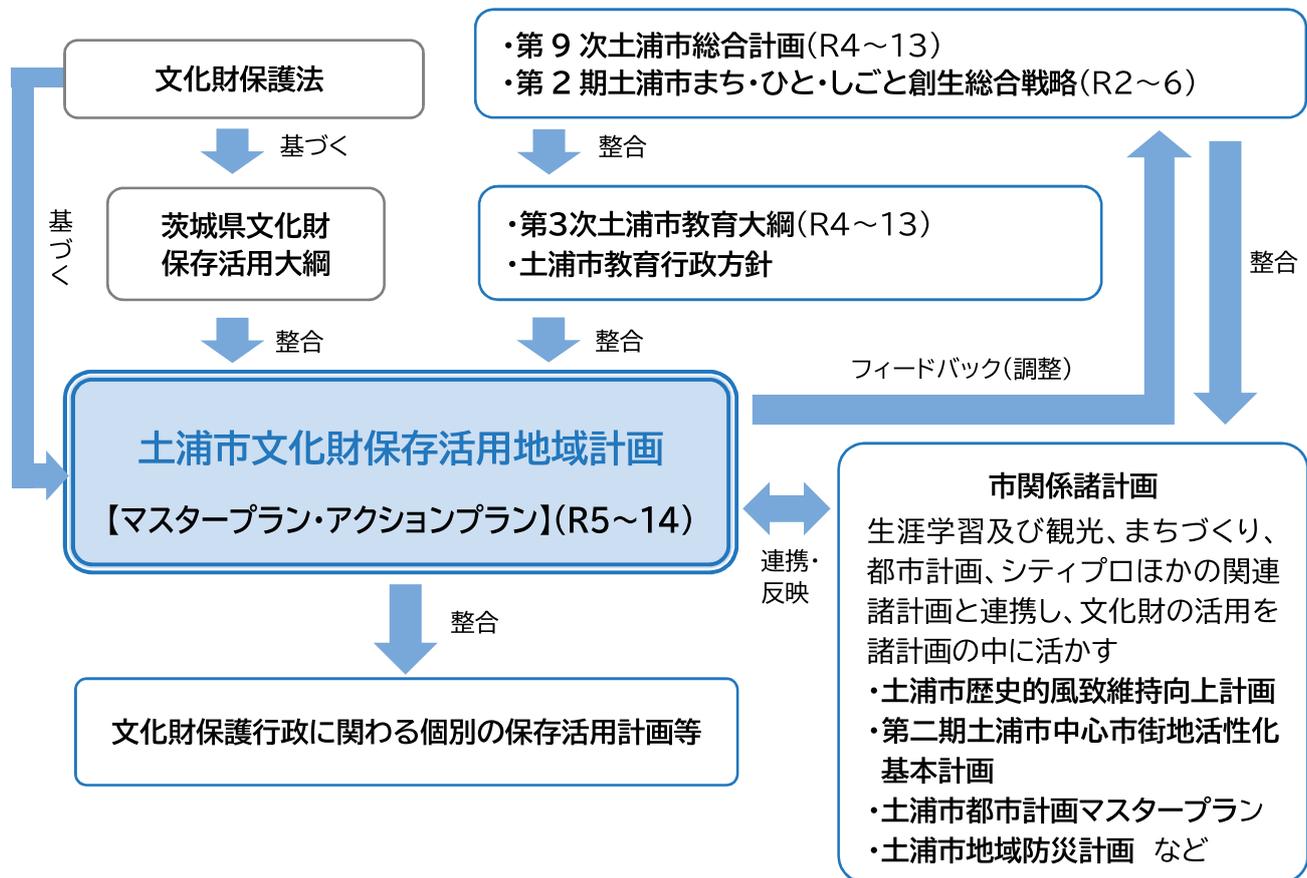
施策項目	主な事業
施策(3) 文化財の保護と活用	ア 指定文化財等の調査・研究、普及啓発及び保護・保存
	イ 文化財所有者・管理者・伝承者及び文化財保護活動団体への支援
	ウ 文化財保存活用地域計画の策定
	エ 「土浦城跡及び櫓門」の保存管理と整備
	オ 開発行為等に伴う埋蔵文化財保護指導
施策(4) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実	ア 市立博物館の展示
	イ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の展示
	ウ 歴史資料の調査研究
	エ 埋蔵文化財の調査研究
	オ 体験学習・生涯学習の推進
	カ 学校教育との連携
	キ 歴史資料の収集保存
	ク 筑波山地域ジオパーク推進協議会の教育学術部会の運営
ケ 博物館施設等の整備と活用	

4. 計画の位置付け

本計画は、法第 183 条の 3（平成 30 年 6 月 8 月公布・平成 31 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年 3 月 4 日文化庁・最終変更：令和 5 年 3 月 20 日）に即したものであるとして作成するものです。

本計画は、茨城県の文化財の保存・活用の指針である茨城県文化財保存活用大綱（策定：令和 2 年（2020）5 月）及び、本市の上位計画である第 9 次土浦市総合計画（対象期間：令和 4 年度～13 年度）・第 2 期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（対象期間：令和 2 年度～6 年度）並びに市の教育分野の上位計画である第 3 次土浦市教育大綱（対象期間：令和 4 年度～13 年度）・土浦市教育行政方針を受けた部門別計画に位置づけられるものであり、本市の文化財保護行政に関わる全ての個別の諸計画を包括する計画です。また、本計画における文化財の保存活用を市の上位計画にフィードバックすることを目指しています。

さらに、生涯学習及び観光・まちづくり・都市計画・シティプロモーションその他、本市で計画・遂行されている関係諸計画とも連携・調整を取り、文化財を活かした事業を推進していくことも目指しています。



※括弧書きは計画の対象期間を示す。

※土浦市歴史的風致維持向上計画は、令和 5 年度策定予定。

図3 本計画の位置づけ

《市関係諸計画（令和4年（2022）度現在）：文化財等に関する事業を含むもの》

第二期土浦市中心市街地活性化基本計画

計画期間：平成31年度～令和5年度（2019～2023）

所管課：都市整備課（まちづくり推進室）

本市では、平成25年（2013）に閣議決定された「日本再興戦略」において、「民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る」との方針を受けて、民間投資を喚起するため、中心市街地のみならず、郊外部や周辺市町村の経済活力向上させる波及効果を持つ事業の実施を通じて、茨城県南地域の広域拠点都市としての機能を強化することを目的に平成26年に「土浦市中心市街地活性化基本計画（第一期計画）」を策定し、平成31年4月からは第二期計画に移行しています。

当計画では「歴史が息づき 人々が集う、魅力ある湖畔の都市」の将来像のもと、歴史的・自然的資源が融合した魅力ある都市を形成し、県南地域の拠点都市として、平日・休日問わず多くの人々が集い交流するとともに人々が生き生きとして安心して楽しく暮らせる良好な中心市街地の形成を図ることとしています。「基本方針1 人がまちをいきかう～拠点形成からネットワークへ～」では、取り組みの方向として、「①日本一のサイクリング環境や霞ヶ浦の水辺、亀城公園を中心とした歴史的まちなみなどの地域資源を活かしたにぎわいづくり」を挙げており、本計画においても連携した取組が必要です。

土浦市都市計画マスタープラン

策定：平成26年（2014）3月

計画期間：平成26年～45年（令和15年）（2014～2033）

所管課：都市計画課

平成4年（1992）の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村ごとに都市計画マスタープランを定めることになったことを受け、本市では平成16年（2004）、旧新治村では平成15年に計画を策定しました。その後平成24年に見直しを行ない、平成26年から45年（令和15年）を期間とする新たな計画としています。

当計画の都市づくりの理念では「地域資源を活かした活力あるまちづくり」を掲げ、「豊かで美しい自然と誇れる歴史・文化資源を大切にしながら、かけがえのない郷土「土浦」の恵まれた地域資源や人材を活かして、まちに誇りと愛着が持てる、魅力と活力にあふれたまちを目指します」とし、全体構想2土浦らしい都市づくりの方針「4自然・歴史資源などの活用と、低炭素社会の実現」では、基本方針に「（1）自然・歴史資源などの保全・活用」を挙げています。目標指標においても「史跡や歴史的建造物など文化財の保護と活用に関する満足度」の向上が掲げられており、本計画においても市民が文化財の保護と活用に関する取組について満足できるよう連携してまちづくりを進めていくことが必要です。

第3期土浦市環境基本計画

策定：令和4年（2022）3月

計画期間：令和4年度～13年度（2022～2031）

所管課：環境保全課

当計画では目指すべき将来像として「人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら」を掲げ、霞ヶ浦を中心とした水環境に関わることとして、基本目標1「霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して」を、生物多様性の保全など自然環境に関わることとして基本目標2「多様な生物と共生できるまちをめざして」を設けています。

また、身近な環境問題に関わることとして、基本目標4「健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して」を設け、行動方針3「快適で潤いのあるまちをつくろう」の行動項目に「歴史・文化の保全」を位置付けています。

行動方針3では、土浦城跡や上高津貝塚の整備と活用、亀城公園や旧水戸街道などの歴史的まちなみの景観の保全と再生によるまちの魅力づくりの推進、郷土資料の収集保存・学習活動の支援、指定文化財の保護活用と市民の文化財愛護思想の普及、学校教育等における地域文化の伝承活動の支援などを掲げており、これら取組との連携が必要です。

土浦市景観計画

策定：平成23年（2011）10月 所管課：都市計画課

本市では、平成16年（2004）に「景観法」が公布・施行されたことを受け、平成23年10月に「土浦市景観計画」を策定しました。当計画では基本目標を「豊かな自然、風格ある歴史・文化を生かし、魅力きらめく『景観都市つちうら』をみんなで創造する」と定めています。良好な景観の形成に関する方針には②歴史・文化景観などを挙げています（詳細は第1章1－（6）景観参照）。

当計画では、重点地区として「霞ヶ浦湖畔地区」「筑波山麓地区」「旧城下町とその周辺地区」「JR土浦駅周辺地区」の4つを設定しており、このうち、土浦駅周辺地区以外の重点地区においては、市の歴史・文化と密接に関係していることから、連携した取組が必要です。

第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン

策定：令和2年（2020）2月 所管課：広報広聴課

本市においては、国が推進する「地方創生」の考え方にに基づき、平成27年（2015）に「第1期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和2年（2020）に「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。当計画は、数ある地方自治体のなかで、本市が「存在感のある、選ばれるまち」となるために策定し、総合戦略の展開を通じて得られたまちの「競争力」や、先人から受け継いできた歴史と文化、霞ヶ浦をはじめとする自然環境等の「地域資源の魅力」を戦略的に内外に発信していくものとして、第2期総合戦略及び第8次土浦市総合計画に位置付けた事業や、本市固有の資源を活用して創出した魅力の戦略的な発信について、展開方向を示しています。具体的な施策としては、「自然や歴史など体験型観光の情報発信の強化」が挙げられており、連携した取組が必要です。

土浦市自転車のまちづくり構想

策定：令和2年（2020）2月

計画期間：令和2年度～4年度（2020～2022）

所管課：政策企画課

本市では、平成 29 年（2017）5 月に「自転車活用推進法」が施行されたことに伴い、自転車活用推進計画として令和 2 年（2020）2 月に「土浦市自転車のまちづくり構想」を策定しています。このうち自転車ネットワーク構想の観光系ネットワークには「土浦の歴史を学ぶコース」を設定しており、本計画においても連携した取組が必要です。

第 2 次土浦市観光基本計画

策定：平成 31 年（2019）3 月 計画期間：令和元年度～10 年度（2019～2028）

所管課：商工観光課

本市においては、平成 21 年（2009）3 月に観光施策の指針となる「土浦市観光基本計画」を策定し、水郷筑波国定公園の玄関口である利点を生かし、筑波山や霞ヶ浦の豊かな自然や歴史、伝統あるイベントなどの観光資源を活用しながら、魅力ある観光地づくりに向けた多様な施策を展開してきました。

第 2 次計画においては、基本コンセプトを「魅力を活力に・・・多彩な連携による観光のまちづくり」とし、これに沿って様々な観光施策・事業を官民協働で進めるための取組の「柱」を設定しており、また、この「柱」のもとに関連する施策や事業を位置づけ、戦略プログラムを構成しています。さらに、主要事業（戦略プログラム）の想定される担い手についても示しているため、歴史・文化資源の活用に関する取組について、特に本計画との連携を図る必要があります。

なお、つくば市・土浦市は、平成 11 年（1999）7 月に「国際会議等の誘致及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」による「国際会議観光都市」の認定を受けています。

第 5 次土浦市生涯学習推進計画

策定：令和 5 年（2023）3 月 計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度（2023）

所管課：生涯学習課

本市では、生涯学習の振興のために平成 13 年（2001）3 月より生涯学習推進計画を策定しています。令和 5 年 3 月に策定された「第 5 次土浦市生涯学習推進計画」では、「基本目標 1 子供たちの育成を図る学びの充実」中に「基本方針 3 郷土を理解し、誇りや愛着を育てる教育の推進」を挙げており、本計画と連携した取組が必要です。

第 3 次健康つちうら 21

策定：令和 2 年 3 月 計画期間：令和 2 年度～6 年度（2020～2024）

所管課：子ども政策課

本市では、健康増進法第 8 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年（2010）3 月に「健康つちうら 21」、平成 26 年 3 月に「第 2 次健康つちうら 21」を策定しました。第 3 次計画では、「健康寿命」の延伸と市民一人ひとりの「健康格差」を縮小し、市民の健康増進をめざすため、第 2 次計画の基本理念「笑顔があふれる 健康なまち つちうら」を継承しつつ、10 のテーマ（取組分野）ごとに行動目標を掲げています。

健康づくりにおける取組として、つくば霞ヶ浦りんりんロードや土浦元気アップロードマップなどの活用促進等が掲げられています。これらはともに、歴史・文化を巡るコースともなっていることから関連した取組が必要です。

2020 つちうらこどもプラン

策定：令和2年（2020）3月 計画期間：令和2年度～6年度（2020～2024）

所管課：子ども政策課

当計画の具体的施策には博物館・考古資料館において児童・生徒が親子で参加し、歴史や文化財などについて体験学習する事業として「夏休みファミリーミュージアム等体験講座の推進」や伝統文化親子教室事業などを通じて児童の情緒豊かな心を育成する「文化活動の推進」を挙げています。

次代のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成は重要であることから、本計画と関連した取組を推進していく必要があります。

土浦市地域防災計画

作成：昭和53年（1978）3月 改正：令和4年（2022）3月

所管課：防災危機管理課

土浦市地域防災計画では、災害から市民等の生命、身体及び財産を守るため、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民が有する力を発揮して、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に係る一連の防災活動を記載しています。

浸水想定区域内に、土浦市立博物館や土浦城址、その他指定文化財などが含まれています。

歴史資産の保存活用のため防災の取組が重要であることから、各種事業において連携の強化が必要です。

《文化財保護行政に関わる個別計画（令和4年度現在）》

土浦城址整備計画

計画期間：昭和61年（1986）～

所管課：文化振興課

土浦城は室町時代の永享年間（1429～1440）に築かれたといわれています。近世初期に城下町や近世城郭としての形態が整えられ、近世前期の天和年間（1681～1683）頃に近世軍学に基づく改修が行われました。

表7 土浦城址整備の内容と期間

整備対象	整備年度	備考
本丸櫓門（本丸表門）	昭和61～62年度解体修理	江戸時代建築
霞門（本丸裏門）	昭和54年度・令和4年度解体修理	江戸時代建築
旧前川口門	昭和55年度移築	江戸時代建築、市内等覺寺（大手町）より移築
藩校郁文館の正門	昭和61～62年度解体修理	江戸時代建築・城域田中口脇（県指定地外）
西櫓	平成元～3年度復元	
東櫓	平成8～10年度復元	市立博物館附属展示施設
東櫓周辺土塁	平成8・10年度修景整備	
本丸土塀	平成16年度・令和4年度復元	櫓門～東櫓間（平成16年度）・東櫓～霞門間（令和4年度）

近代以降、本丸・二ノ丸の大半が都市公園「^{きじょうこうえん}亀城公園」となるとともに、昭和 27 年（1952）には茨城県文化財保護条例の規定による史跡第 1 号「土浦城跡及び櫓門」の指定を受けました。一方で、市街化に伴い城下の濠などは埋め立てられました。そこで土浦城址としての史跡の価値を高めることを目的に昭和 61 年（1986）土浦城址整備委員会が発足し、前掲表の整備を行ってきました。なお、平成 29 年（2017）度に土浦城は「続日本 100 名城」に選定されました。

上高津貝塚整備計画

計画期間：昭和 58 年（1983）3 月～平成 7 年（1995）10 月

所管課：上高津貝塚ふるさと歴史の広場

上高津貝塚は、縄文時代後期・晩期を中心に形成された、関東地方を代表する大規模馬蹄形貝塚です。昭和 46 年（1971）に市指定史跡となり、昭和 52 年 3 月には、「土浦市第二次総合計画」において上高津貝塚の整備が位置づけられました。その後、発掘調査等各種調査に基づき、貝塚を取り巻く縄文時代の人々の生活や活動状況を復元・展示し、市民に分かりやすく親しまれる貝塚の史跡整備を目標として、①歴史的建造物等の復元、②遺構露出保護展示施設、③遺構全体模型の設置、④ガイダンス施設の建設などを取り入れた整備が行われ、平成 7 年（1995）10 月に「上高津貝塚ふるさと歴史の広場」として開館しました。

なお、施設整備後 28 年が経過したことから、現在施設の再整備について検討しています（5-4 事業No.24・28 参照）。

持続可能な開発目標（SDGs）と土浦市文化財保存活用地域計画



平成 27（2015）年 9 月、国連で開催されたサミットにおいて、全会一致で採択された SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 年（2030）を年限とする 17 の国際目標を掲げています。

本市においても、SDGs の理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進してい

く必要があります。

第 9 次土浦市総合計画では、4 つのリーディングプロジェクト・8 つの基本目標ごとに、該当する 17 のゴールを位置付けています。本計画に関連するリーディングプロジェクト 2 「未来につなげる『地域の宝』を生かしたまちづくり」では No. 8 と 17 が、基本目標 2 「未来につなげる魅力あるまちづくり」では No. 4・11・17 を挙げています。

本計画でも、特に関連の深いと思われるゴールを明記し政策や施策の推進により SDGs 達成への貢献を掲げます。



土浦市文化財保存活用地域計画
との関係が深い目標

5. 計画期間

本計画の計画期間については、上位計画である第9次土浦市総合計画と整合を図り、市総合計画の考え方を反映した計画作成・進行管理を行う計画となるよう、計画期間を令和5年度から14年度(2023～2032)までの10年間とします。また、協議会において年度ごとに事業評価を行うとともに、上位計画の見直し状況に応じて、適宜、本計画も見直しを行うことを予定します。なお、計画期間中に、地域計画の実施に大きな支障が生じる変更(計画期間の変更、歴史文化遺産の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更など)を行う場合は、文化庁に申請し、長官による変更の認定を受けることとします。それ以外の軽微な変更は、茨城県を經由して文化庁に報告を行うものとします。

なお、第2次土浦市文化財保存活用地域計画については、次期の土浦市総合計画の計画期間開始年の翌年にあたる令和15年(2033)度からの10年間とします。

表8 上位・関連計画の期間

計画名	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
土浦市文化財保存活用地域計画				対象期間: 令和5年度～14年度(10年間) 必要に応じて見直し												
(仮称) 第2次土浦市文化財保存活用地域計画															令和15年度～	
第9次土浦市総合計画			令和4年度～13年度(10年間)													
(仮称)第10次土浦市総合計画														令和14年度～		
第2次まちひとしごと総合戦略		令和2年度～6年度(5年間)														
(仮称)第3次まちひとしごと総合戦略						令和7年度～11年度(5年間)										
第2次土浦市教育大綱		～令和3年度														
第3次土浦市教育大綱			令和4年度～13年度													

6. 本計画における地区区分

本計画における地域及び地区の区分は、現在の中学校区を基準としています。この中学校区の区分は現在でも地区公民館の配置などに用いている行政区分で、昭和 12～15 年(1937～1940)に合併して誕生した「土浦市」の旧行政区分が基本となっています。平成 18 年(2006)には新治村が合併し、新治地区が加わり 8 地区となりました。

表9 地区名と対象町名一覧

地区名	対象町名	合併前の町村名
一中地区	中央一丁目・二丁目、東崎町、城北町、川口一丁目・二丁目、大和町、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、立田町、田中町、田中一丁目～三丁目、常名の一部、桜町一丁目～四丁目、有明町、港町一丁目～三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、滝田一丁目・二丁目、湖北一丁目・二丁目	土浦町
	虫掛	藤沢村(1938年合併)
	穴塚の一部、矢作、飯田、佐野子、粕毛	中家村(1937年合併)
二中地区	真鍋一丁目～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、木田余、木田余東台一丁目～五丁目、木田余西台、殿里	真鍋町(1940年合併)
	東都和、若松町、東若松町、板谷七丁目の一部	都和村(1948年合併)
三中地区	中、中村西根、西根南一丁目～三丁目、中村南一丁目～六丁目、卸町一丁目・二丁目、西根西一丁目、中村東一丁目～三丁目、乙戸、乙戸南一丁目～三丁目、小山田一丁目・二丁目	東村(1939年合併)
	北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖東一丁目～三丁目、荒川沖西一丁目・二丁目、荒川沖、荒川本郷、沖新田	朝日村(1948年合併)
四中地区	富士崎一丁目・二丁目、下高津一丁目～四丁目、小松一丁目～三丁目、小松ヶ丘町、千鳥ヶ丘町、中高津一丁目～三丁目、上高津、穴塚の一部、上高津新町、国分町、天川一丁目・二丁目、桜ヶ丘町	中家村(1937年合併)
	永国、永国台、永国東町	東村(1939年合併)
上大津地区 (五中地区)	沖宿町、田村町、おおつ野一丁目～八丁目、神立町、神立中央一丁目～五丁目、中神立町、北神立町、手野町、菅谷町、白鳥町、神立東一丁目・二丁目	上大津村(1954年合併)
六中地区 (1982年三中地区より分割)	大岩田、霞ヶ岡町、小岩田東一丁目・二丁目、小岩田西一丁目・二丁目、烏山一丁目～五丁目、右靱、摩利山新田	東村(1939年合併)
都和地区 (1984年二中地区より分割)	並木一丁目～五丁目、東並木町、西並木町、常名の一部、都和一丁目～四丁目、板谷一丁目～六丁目・七丁目の一部、中貫、中都町一丁目～四丁目、笠師町、東中貫町、今泉、小山崎、栗野町、紫ヶ丘	都和村(1948年合併)
新治地区※	藤沢、大畑、上坂田、下坂田、高岡、田宮、藤沢新田、田土部、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高、沢辺	新治村(2006年合併)

対象町名には合併後に新設された町名を含む。

※平成 30 年 4 月 1 日付で、新治中学校は藤沢小学校、斗利出小学校、山ノ荘小学校とともに土浦市立新治学園義務教育学校となっている。



図4 土浦市の地区区分

7. 本計画における「歴史文化遺産」について

文化財保護法にいう「文化財」とは、法第2条のいわゆる文化財6類型〔1.有形文化財、2.無形文化財、3.民俗文化財、4.記念物、5.文化的景観、6.伝統的建造物群〕を指します。また、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や、文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術も保護の対象となっています（表10参照）。

土浦市においても、地域特有の自然と歴史に育まれながら、現在まで伝えられてきた様々な文化財があります。令和5年3月末現在、本市には、国指定の文化財12件、茨城県指定文化財46件、土浦市指定文化財223件、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国の記録選択）2件、国の登録有形文化財（建造物）18件、国認定重要美術品7件があります。これらの指定・登録されることにより保護されてきた合計308件の文化財を、本計画では「指定等文化財」と呼称します（70頁参照）。

また、指定等文化財以外にも、地域の歴史文化を物語るものとして受け継がれながら、これまで積極的に保存・活用の対象として扱われてこなかった有形・無形の文化財が多数存在します。前述の文化財6類型に該当するものの、その価値づけが国・県・市等において明確に行われていない文化財を「未指定文化財」と呼び、本計画で保存・活用を図っていく対象とします。

さらに本市には、土浦全国花火競技大会や土浦市美術展覧会（土浦市展）などの歴史あるイベント・文化活動、特産品のレンコン・水産加工品など、本市の歴史や文化、人々の暮らしを物語るうえで大切な有形・無形の文化的所産が存在しています。これらは、土浦の人々の営みの中で生み出され、醸成されてきたものです。本計画では、文化財類型には含まれないこれらの文化的所産を「土浦遺産」と呼び、保存と活用の対象とします。

土浦の歴史文化を考えるうえで重要な「指定等文化財」・「未指定文化財」を中心に、本市固有の文化的所産である「土浦遺産」にも対象を広げ、これら全体を「歴史文化遺産」と定義することで保存・活用を図っていきます。

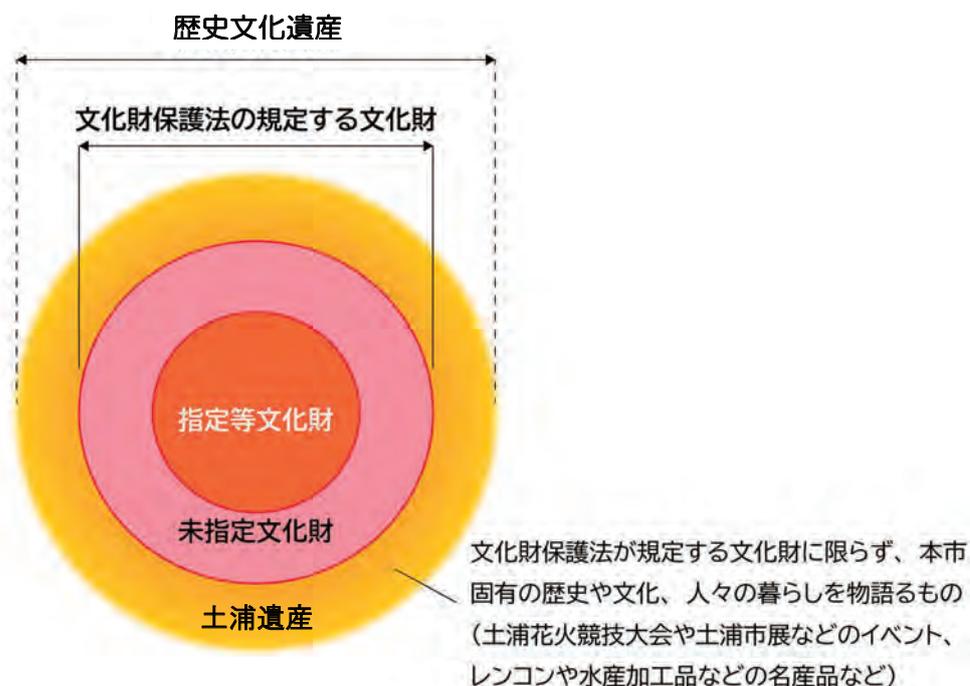


図5 土浦市の歴史文化遺産

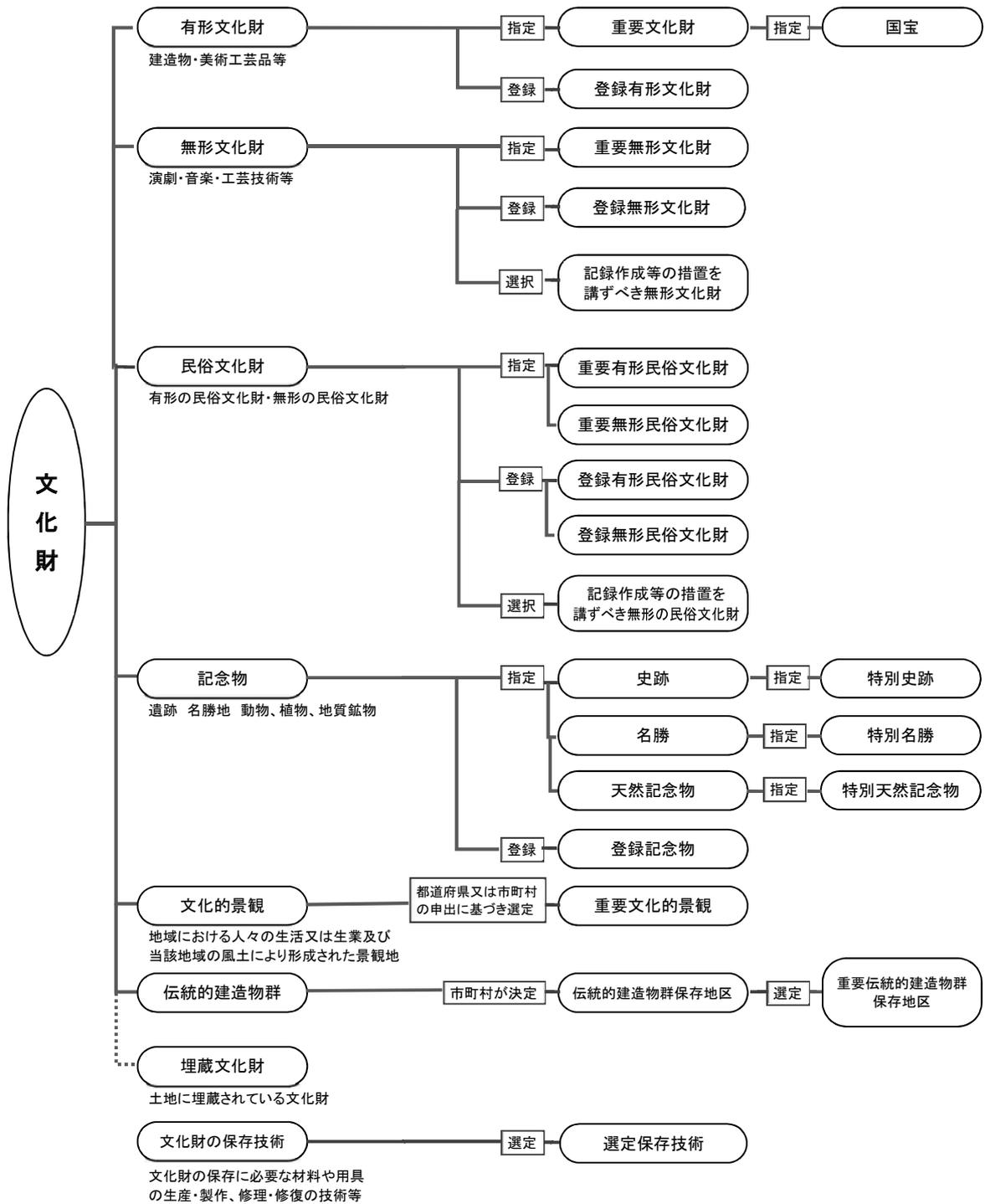


図6 法で定める「文化財」

「未来に伝えよう文化財 ～文化財行政のあらまし～」文化庁 より作成

表10 法で定める「文化財」

	名 称	内 容
文 化 財	有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術的価値の高い歴史資料。
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。
	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民生活の推移の理解に欠くことのできないもの。
	記念物	<遺跡>貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの。 <名勝地>庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの。 <動物・植物・地質鉱物>動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの。
	文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの。
	伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財。
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの。

第1章 土浦市の概要

本市は霞ヶ浦と筑波山麓の接点にあり、平坦な台地と低地、霞ヶ浦が大半を占めます。この地域の生活には霞ヶ浦が大きく関わってきました。また、本市は古くから水路や陸路の要衝であり、江戸・東京の近郊圏として栄えてきました。しかし、近年多くの市町村と同様に、少子高齢化も進みつつあります。

1. 自然的・地理的環境

(1) 土浦市の位置・面積

本市は、茨城県の南部、北緯 36 度 04 分・東経 140 度 12 分の位置にあります。日本第 2 位の面積を誇る“湖”である霞ヶ浦（西浦）の西端に位置し、市の北西部には筑波山麓が広がっています。市の面積は 122.89 km²（うち霞ヶ浦 9.28 km²を含む）で、東西約 14.4 km・南北約 17.8 km を測ります。

東京から 60 km 圏内、茨城空港から約 20 km、成田国際空港から約 40 km の位置にあり、筑波研究学園都市と隣接しています。市内には常磐自動車道土浦北 I C 及び桜土浦 I C（市境）や、J R 常磐線土浦駅、並びに南に荒川沖駅、北に神立駅が整備されています。



図7 土浦市位置図

(2) 地名

①古代

古代の常陸国は 11 の郡で構成されています。このうち、本市域は筑波郡・茨城郡・河内郡・信太郡の 4 郡にまたがっています。およそ桜川より南側の地域が信太郡中家郷にあたり、現在の町名である中村や中はその遺称地とされています。中家郷から税として納められた布（調布）が、法隆寺と東京国立博物館に現存しています。

市域の東部、霞ヶ浦に面したエリアは茨城郡大津郷にあたります。津（港）の存在を裏付けるような出土資料が、田村・沖宿遺跡群の発掘調査で見つかっています。現在の地域名である「上大津地区」や、町名である「おおつ野」は古代の郷名をもとにして名づけられたものです。

②中世

平安時代末期になると茨城郡の南部は南野牧（のち南野荘）、信太郡の西部は信太荘として分立され、中世以後は京の公家や寺社勢力の支配下におかれました。また筑波郡のうち東城寺とその周辺は日吉大社（滋賀県大津市）の荘園となり、その荘域はのちに「山ノ荘」と呼ばれたようです。これらの荘園化には、在地領主である常陸平氏が関与したと推定されています。

「土浦」の地名の初出は、鎌倉時代の「東寺百合文書」です。「土浦」の地名は美浦村（茨城県稲敷郡）にもあり、ここも比定地の一つとされますが、史料中の地名の位置関係などから、本市を指している可能性が高いと考えられます。室町時代の永享年間（1429～1440）に作成された「常陸国富有人注文」には、「土浦郷 若泉三郎」が登場します。この古文書は、鹿島神宮の再建のために作られた富裕者のリストで、若泉三郎は土浦城の初代城主との説もあります。この古文書には高津郷、小松郷、山庄（山ノ荘）など、現在につながる地名も確認できます。

戦国時代、上杉謙信の小田城攻略に際して作成された「小田みかたのちり」（上杉家文書）には、小田氏幕下諸将の名と城が記されています。土浦城に小田氏の有力家臣である菅谷摂津守、木田余城に信太伊勢守が記されるとともに、常陸国北部を支配した佐竹義重の陣所が現在の市街地を望む真鍋台に置かれていたことがわかります。土浦周辺が戦略上の重要な地であったことをうかがわせます。



図8 中世の荘園・郷の広がり
出典：『図説 土浦の歴史』

③近世

検地によって村境が確定され、年貢を徴収するための単位として江戸時代の「村」が編成されました。土浦市域には江戸時代後期に49の村がありました。その大部分は土浦藩領として支配を受けましたが、北東部の菅谷村は幕府と旗本の相給、南部の乙戸村は旗本領、荒川沖村は牛久藩領、沖新田は幕府領でした。

土浦城下の土浦町は南部が中城分、北部が東崎分というふたつの単位に分かれ、それぞれに名主・組頭などの町役人がいました。城下の国学者色川三中は著作「野中廻清水」のなかで、東崎の名前の由来を、むかし桜川が東流して霞ヶ浦に流れ込んだ、その先端の地の意味ではないかと推測しています。

中城分は中城町・田宿町・大町など、東崎分は本町・中町・川口町などの町組に分かれていて、城下町全体は12の町組で構成されていました。また、大手門内側の西郭をはじめ、築地・立田郭などの武家屋敷がありました。これらの町組や郭などの名称は、明治時代以降に町名として引き継がれ、現在もその一部が使用されています。

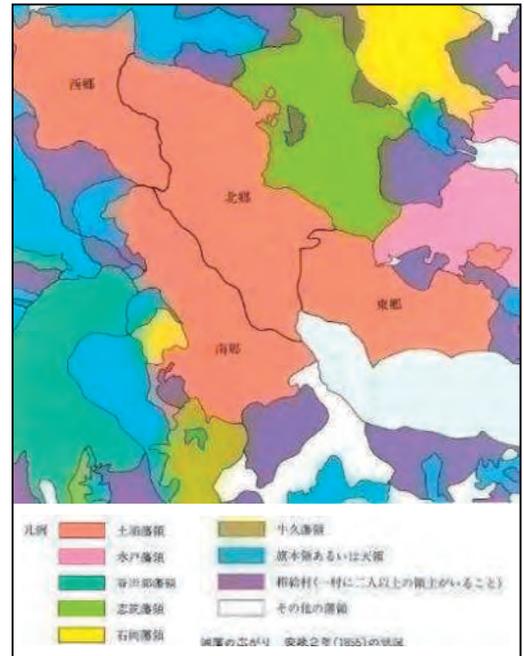


図9 近世の土浦周辺の領地支配
出典：『図説 土浦の歴史』

④近代

明治時代以降、旧城下町の周囲に新たな市街地が形成されていきました。もともと城下町の周辺は深田や沼が広がっていて、霞ヶ浦にかけては蓮河原の地名に代表されるような湿地帯でしたが、近代に入って耕地整理が進み、やがて市街地が造成されました。明治時代中期に霞ヶ浦湖岸へ常磐線が敷設されたことによって駅に向かって町場が拡がり、さらに大正時代に阿見村へ霞ヶ浦海軍航空隊が設置されたことにより一大商業地が形成されました。後者は現在の桜町一带にあたり、この地域の旧町名であった敷島・朝日・小桜などは本居宣長の和歌「敷島の大和心を人間はば、朝日に匂う山桜かな」からとったとされます。

江戸時代末期の土浦に「花もないのに桜川、水もないのに荒川沖」という里謡があったといわれます。桜川の名は源流域にあたる桜川市の山桜の名所に由来し、土浦の桜川に桜は見られませんでした。しかし、明治時代末期から昭和時代初期にかけて、土浦の桜川堤防にソメイヨシノが植えられて名所化し、名実ともに桜川と呼ばれる景観が誕生しました。

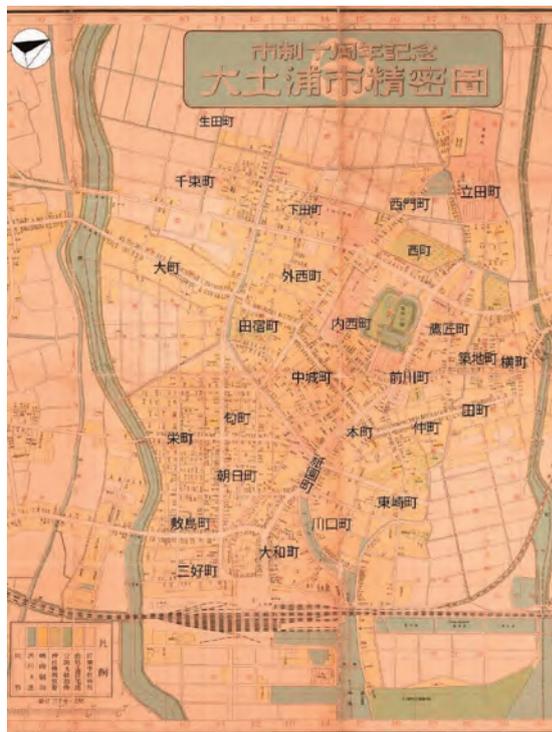


図10 土浦中心市街地と町名（昭和25年頃）

- | | | |
|---|--------------|-------------------|
| ① | 土浦町 | 明治22年設立 |
| ② | 中家村 | 昭和12年合併 |
| ③ | 藤沢村
大字虫掛 | 昭和13年合併 |
| ④ | 東村 | 昭和14年合併 |
| ⑤ | 真鍋町 | 昭和15年合併
(市制施行) |
| ⑥ | 朝日村
大字荒川沖 | 昭和23年合併 |
| ⑦ | 都和村 | 昭和23年合併 |
| ⑧ | 上大津村 | 昭和29年合併 |
| ⑨ | 新治村 | 平成18年合併 |



図11 土浦市の沿革

明治22年(1889)の町村制施行によって、土浦町・真鍋村・東村・都和村・藤沢村などが成立しました。この時にできた村名のうち、上大津村や中家村は古代の郷に、山ノ荘村は中世の荘園に由来するものです。昭和時代初期から戦後にかけての町村合併でこれらの行政名は消えていきましたが、都和や上大津などは地域区分の名称として今日に継承されています。また、藤沢村・斗利出村・山ノ荘村の合併により昭和30年(1955)に誕生した新治村は、いわゆる平成の大合併により土浦市域となりました。

(3) 地形・地質

本市域の地形を大別すると、台地と低地、山地及び湖沼（霞ヶ浦）に分けられます。北西端の山地をのぞけば、概ね平坦な地形をしています。

本市域の台地は、茨城県南部から千葉県北部にかけて広がる、「常総台地」に当たります。「常総台地」は、いくつかの台地の総称です。本市域には、市内中央を南東方向に流れて霞ヶ浦に注ぐ桜川を境にして、北に新治台地、南に筑波稲敷台地が広がっています。これらの台地は下総層群を基盤とし、その上に新期関東ローム層が堆積しています。台地上の標高は25m前後です。この桜川をはさんだ両側の台地には低地と面したところに谷津（丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形。「谷戸」ともいう）が発達しています。南部の筑波稲敷台地の方が比較的浸食が進んでおり、細かな谷津がみられます。また、宍塚・矢作地区は桜川（古鬼怒川）の作り出した河岸段丘面で、標高約4m程度の低地でありながらも関東ローム層の堆積が確認できます。

桜川低地は最終間氷期に古鬼怒川が流れていた名残であり、現在の低地の幅が川に比べて広いのは古鬼怒川的作用によるものです。その後、古鬼怒川は河川争奪により西に流路を変えたため、現在の桜川が流れるようになりました。そのため桜川低地には地表下約15mに鬼怒川由来の薄い礫層が、約5mに桜川由来の薄い礫層が堆積し、各礫層の間には砂や泥の層が厚く堆積しています。桜川の河口域、土浦城址周辺は周囲に比べると標高がやや低く、主に三角州であったと考えられます。桜川低地の標高は河口部中央の土浦城付近が約2m、周囲が約0.5～1mで西に行くに従って標高が高くなり、西部の田土部地区付近では標高約5～6mとなります。また、本市内には桜川など8本の一級河川が流れています。多くの川は西から東へ流れており、恋瀬川に繋がる北部の天の川とその支流及び乙戸沼から小野川に流れる乙戸川を除き北部を流れる天の川及びその支流が高浜入りへ注ぐ恋瀬川に繋がっているほかは、桜川または霞ヶ浦に注いでいます。なお、南部筑波稲敷台地上には全延長約20kmの小河川である花室川が流れており、狭いながらも河川低地を形成しています。

市内北部の新治地区（東城寺・小野・永井など）には、北西の筑波山塊から続く標高約350mの山地があります。山地を構成しているのは主に、斑れい岩と花崗岩ですが、つくば市平沢及びかすみがうら市栗田地区などでは堆積岩の砂岩泥岩互層が変成作用を受けた変成岩である雲母片岩・ホルンフェルスが産出します。また、新治地区には高浜入りへ注ぐ恋瀬川に繋がる天の川があり、川の周囲に水田等で利用される低地帯を形成しています。ここは桜川低地と比べると低地の標高が約20mと高いため、台地上との比高差が少なく桜川低地などと比べると台地と低地の関係がややなだらかなのが特徴です。

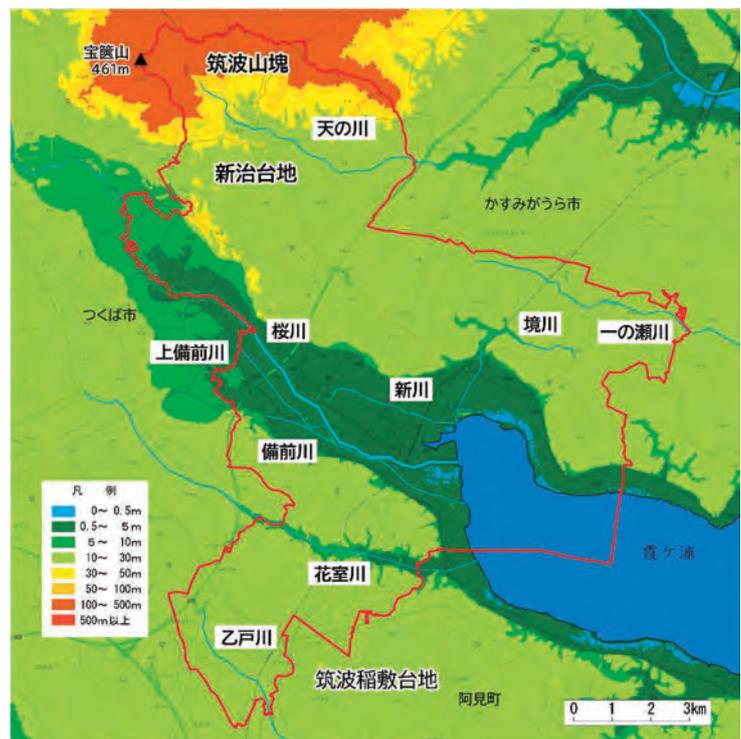


図12 標高図

（資料：国土地理院デジタル標高図を基に作成）

市域の東に広がる霞ヶ浦は、更新世に古鬼怒川の下刻作用によって削られた谷でした。その後縄文海進により内湾化し、鹿島地域の砂州の閉塞や、江戸時代の利根川東遷による土砂の流入などにより、現在の平均水深約4mの浅い海跡湖となりました。

霞ヶ浦の岸边には湖岸低地と湖棚が広がり、低湿性水田地帯となっており、現在はレンコン栽培に利用されています。

霞ヶ浦は、アルファベットの「Y」のような形をした西浦と、西浦と太平洋の間にある細長い北浦、及びこの2つを南端で接続する外浪逆浦などから構成される、面積220km²、現在日本第2位の広さを誇る湖です。また、最大水深約7m・平均水深約4mと面積の割に極端に浅い湖であり、湖容積は琵琶湖の約1/32に過ぎませんが、湖岸線は琵琶湖の241kmを上回る約248.9kmで国内1位です。霞ヶ浦は北側高浜入りの恋瀬川と西側土浦入りの桜川をはじめ大小50本を超える流入河川があり、茨城県南部の過半を占める流域面積は2,157km²に及びます。

なお、霞ヶ浦の多様な恵みを金額に換算すると年間1,217億円となり、そのうち洪水調節や水質浄化、湖水の蒸発による気温低下などの「調整サービス」が751億円（うち堤防や水門など水位管理による洪水などの自然災害の防護が670億円）と最も多く、次いで水供給や農産物に関わる湖の「供給サービス」が463億円（うちレンコン生産が141億円）、観光・レクリエーション・教育など「文化的サービス」を約3億円と試算した研究も示されています。

※北村立美ほか 2020「霞ヶ浦の生態系サービスの享受量の変遷及び代替法による経済評価」『応用生態工学』23（1）

筑波山地域ジオパーク

本市は日本ジオパークのひとつ、筑波山地域ジオパークに認定されています。ジオパークとは、貴重な地形・地質とそれらが作り出す美しい景色を見ることのできる自然公園です。美しい地形や貴重な地質である「大地の遺産」を観光などに活用し、その価値を伝える人材を育てることで、ジオパーク自体の保全を図ることが目的です。ジオパークを訪れると、大地の成り立ち、人の営みと自然のつながりを学ぶことができます。

筑波山地域ジオパークは、平成28年（2016）9月に日本ジオパークの認定を受けたもので、つくば・石岡・笠間・桜川・土浦・かすみがうらの6市エリアから構成されており、日本百名山にも選ばれている「筑波山」や日本第2位の広さを誇る湖である「霞ヶ浦」のほか、多くの大地の遺産を含んでおり、3つのゾーンを設定しています。

本市には、霞ヶ浦が内海であった痕跡を残す上高津エリア、蓮田の景観をもつ田村・沖宿エリア、変成岩の巨岩を観察できる山ノ荘エリアなどの大地の遺産があります。



図13 筑波山地域ジオパーク
3つのゾーン

(4) 気候

市の過去10年間の年平均気温は15.2℃、年間降水量は1,274mmで、比較的温暖な気象条件に恵まれています。

令和3年(2021)の年間平均気温は15.6℃、年間降水量は1,390mmで、過去10年間の年平均を上回っています。

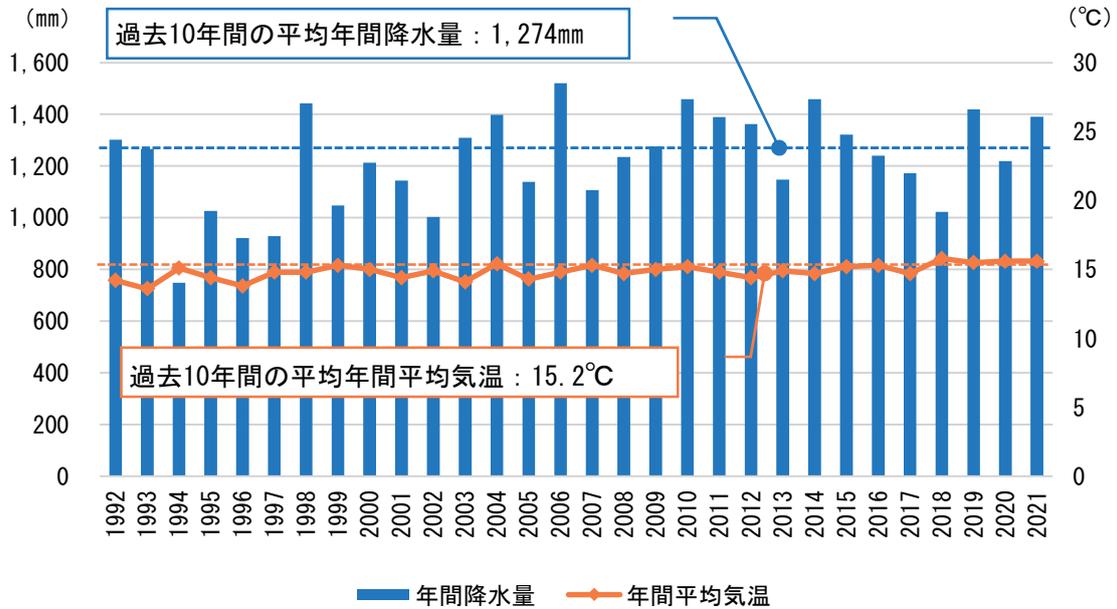


図14 年間降水量及び平均気温の推移(1992~2021)

資料：国土交通省 気象庁 過去の気象データより作成

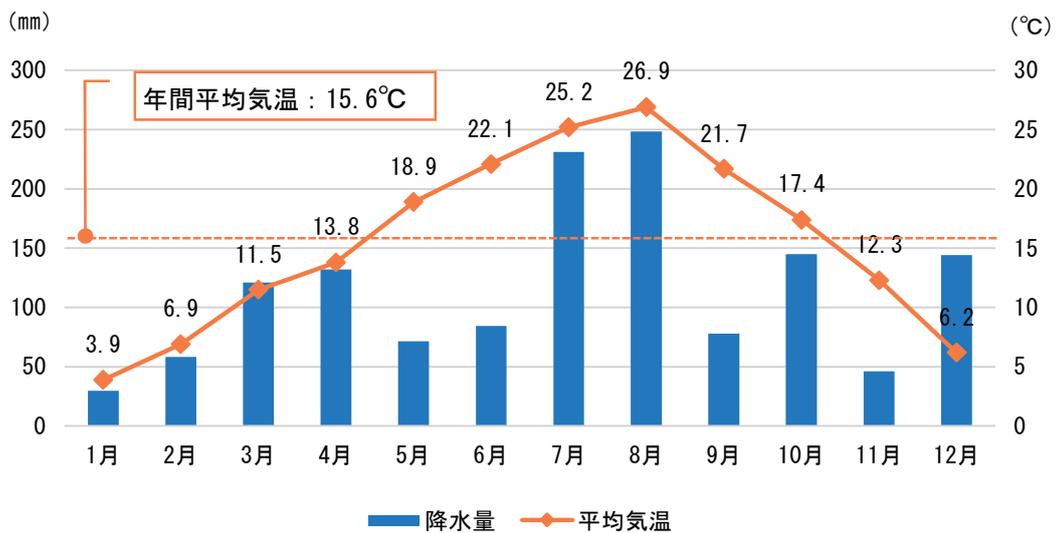


図15 月別平均気温・降水量(令和3年(2021)1月~12月)

資料：国土交通省 気象庁 過去の気象データより作成

(5) 自然

①霞ヶ浦・水辺の自然

本市は、霞ヶ浦の湖畔に位置し、河川や水路、溜池などの多様な水辺に恵まれ、水郷として特徴のある景観を有しており、岸边や水中にかけて群落を構成する水辺植生が形成されています。

霞ヶ浦には、湖の豊かな栄養分により、多くのプランクトン類がみられ、現在では200種類以上の植物プランクトンと100種類以上の動物プランクトンが生息しています。これらのプランクトン類は魚類・甲殻類の餌として霞ヶ浦の豊かな生態系を支えています。富栄養化が進むにつれ、ラン藻類などの動物プランクトンの餌になりにくい植物プランクトンが増加し、大規模なアオコの発生などを引き起こしました。一時期に見られた大規模なアオコの発生は収まっていたものの、近年は再発しており、平成23年(2011)に大量発生しました。

なお、霞ヶ浦は古くは海とつながっていたため、上高津貝塚からはクロダイやスズキ、ウナギなどの骨が多く出土しています。『霞ヶ浦の魚たち』(霞ヶ浦情報センター1994)では、霞ヶ浦で確認された記録がある魚種として、名産として名高いワカサギやシラウオ、ウナギなどのほか、淡水にすむ魚、汽水や海水にすむ魚など104種を挙げています。昭和38年(1963)に常陸川水門が造られ海とのつながりが閉鎖された後は、海魚や汽水魚、ウナギなどが減少したため、『茨城県自然博物館第1次総合調査報告書—筑波山・霞ヶ浦を中心とする県南部地域の自然—(1994-96)』(1998)では、「霞ヶ浦・北浦の魚類」で確認できた魚類を23科56種と報告しています。また、近年ではオオクチバス(ブラックバス)、ブルーギル、ペヘレイ、アメリカナマズなどの外来魚の増加による生態系への悪影響も問題となっています。

内陸部の河川や沼等では、水質悪化や護岸整備などによる環境の変化のため、メダカやタナゴ類などの魚類、タガメやホタルなどの水生昆虫、イモリ等の両生類など、かつて里の水辺で普通に見られた動植物の減少が目立っています。また、湖底に生息するイトミミズなど底生生物が38科52種確認されていますが、市内の各水域では汚れた水を好むイトミミズ、ユスリカ類が多く確認されていることから、全般的に有機汚濁が進んでいることがうかがわれます。

霞ヶ浦には鳥類も多く、四季を通じて約180種類見ることができます。サギ類やガン・カモなどの水鳥やヨシキリなどヨシ原(葦原)で繁殖する鳥が多数生息しています。

水生植物も湖岸の整備とともに減少していますが、霞ヶ浦にはヨシ、マコモなどの抽水植物やヒシ、アサザなどの浮葉植物、マツモ、エビモなどの沈水植物をはじめ、現在60種ほどが生育しているといわれています。



冬の霞ヶ浦とハス田

表11 霞ヶ浦、市内河川で確認された主な魚類

霞ヶ浦 (土浦周辺)	アユ、ワカサギ、シラウオ、コイ類、フナ類、タナゴ類、ウナギ、ドジョウ、アメリカナマズ(特外)、クルメサヨリ(国：準絶・県：準絶)、ボラ、スズキ、オオクチバス(特外)、ブルーギル(特外)、ペヘレイ、ハゼ類
河川	コイ類、タナゴ類、ドジョウ、ナマズ、メダカ、ボラ、オオクチバス(特外)、ブルーギル(特外)、ハゼ類

表12 市内で確認された主な水鳥

カンムリカイツブリ、ヨシゴイ(国：準絶・県：危惧Ⅱ)、チュウサギ(国：準絶)、コハクチョウ、コアジサシ(国：危惧Ⅱ・県：危惧Ⅱ)
--

表13 霞ヶ浦(土浦周辺)で確認された主な水生植物

湿生・抽水植物	ヨシ、マコモ、フトイ、ヒメガマ、ミクリ(国：準絶・県：準絶)、ミズアオイ(国：準絶・県：準絶)
浮葉植物	ヒシ、アサザ(国：準絶・県：危惧Ⅱ)、トチカガミ(国：準絶・県：危惧Ⅱ)、ヒルムシロ
沈水植物	コカナダモ、マツモ、ササバモ(県：危惧Ⅱ)、エビモ、イトモ

凡例 準絶：準絶滅危惧種 危惧Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類 特外：特定外来種



シラウオ



ワカサギ



カンムリカイツブリ



ヒシ



アサザ



ササバモ

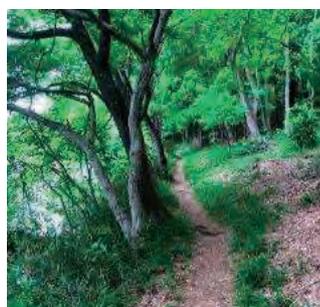
②里山・山林の自然

本市内では、農地や二次林などの里の植物により、地域の自然が形成されています。市内に残るまとまりのある緑地としては、台地部に点在するスギ・ヒノキなどの植林地、コナラ等の雑木林があり、また、台地の斜面林も、一部スダジイなど地域の潜在自然植生を含みながら、低地部や霞ヶ浦の背景となる重要な緑の帯を形成しています。なお、薪炭の利用減少や林業の衰退に伴い平地林や里山林の荒廃が進んでいることから、平成20年度(2008)から茨城県森林湖沼環境税を財源とした「身近なみどり整備事業」による整備が進められています。

里山には多数の動植物が生息しています。キツツキ類、オオルリ等の森林性の鳥類、オオムラサキ、ハルゼミ等樹林性の昆虫も確認されており、市内に残る比較的良好な樹林地により、これら貴重種の生息が支えられています。また、新治地区の筑波山麓では二次林が広がり、ハッコウトンボなど様々な生き物が生息する生態系上の貴重な場所となっています。これらの里山・山林ではイタチやタヌキ、タカ類など生態系の豊かさを示す食物連鎖の上位種も確認されていますが、都市化などに伴い分布域は減少しています。その一方でタヌキやイノシシについては集落近

くで確認される事例が増加しつつあり、農作物の被害や住民の安全に問題が発生した事例もあります。また、ハクビシンや、特定外来生物であるアライグマ、オオキンケイギクなども問題となっています。

なお、市西部の^{ししつかおおいけ}宍塚大池及びその周辺は、ため池や谷津田を囲む約 100ha の樹林地が広がり、良好な里山環境が形成されています。宍塚大池は農林水産省の「ため池百選」にも選定され、周辺の雑木林や湿地などの自然環境はレッドデータブック掲載の動植物を含む多種多様な生物の生息場所であり、マガモ・コガモの越冬場所ともなっています。また、環境省の第2回自然環境保全基礎調査で郷土景観を代表する植物群落として位置付けています。同所はため池や周辺の里山保全活動が盛んで、環境省によるより質の高い自然環境データを継続的に収集・蓄積する「モニタリングサイト 1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）」で「宍塚の里山」として監視されているとともに、地元小学校などの環境学習の場としても活用されています。



里山林



スダジイ



オオムラサキ



アライグマ



オオキンケイギク



宍塚大池

③市内の貴重な自然に係る各種区域の指定状況

本市内では、下記の各種区域が指定されています。

表14 自然公園

区分	場所	名称	面積 (ha)
自然公園	霞ヶ浦等	水郷筑波国定公園 (水郷地区)	20,880 (茨城県内)
自然公園	筑波山等	水郷筑波国定公園 (筑波地区)	10,921

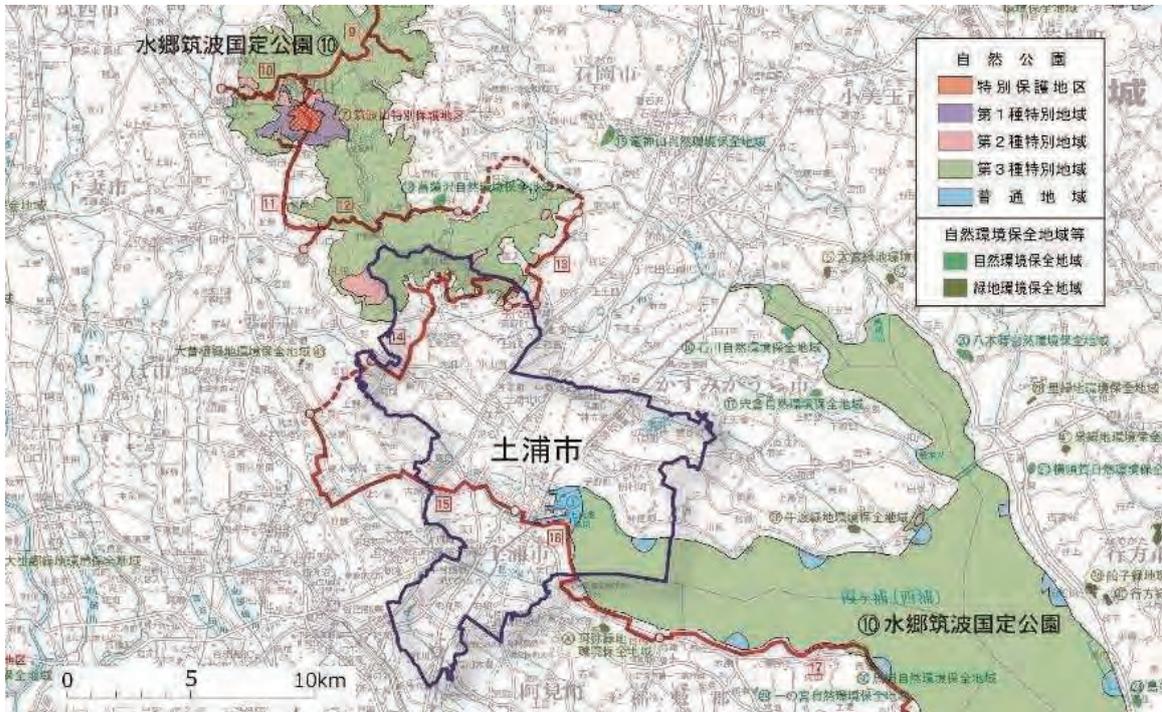


図16 水郷筑波国定公園

資料：茨城県 HP

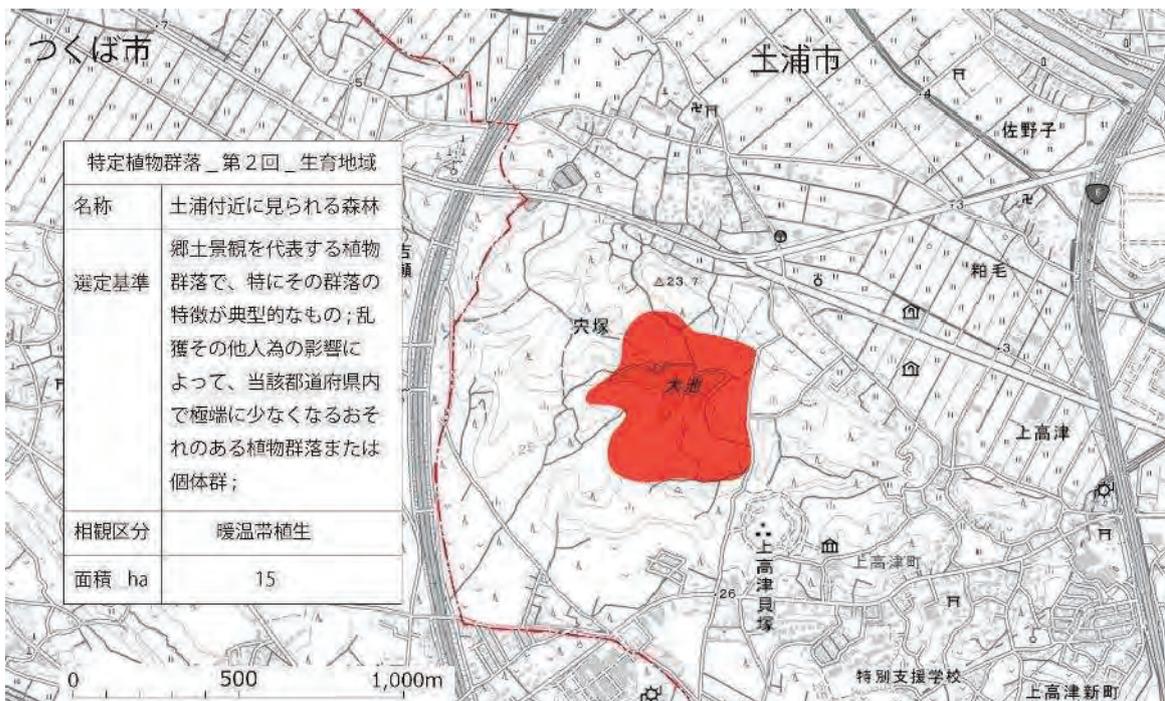


図17 特定植物群落

資料：自然環境保全基礎調査 (環境省自然環境局 HP)

(6) 景観

本市は、北部の筑波山麓地域を除けば標高 5 m 以下の低地と、標高 25m 前後の常総台地で構成されており、広大な霞ヶ浦の湖面とも相まって、常総台地特有の水平線と地平線が並行する「まったいら」な感じを楽しむことができます。これに対して、北部の筑波山麓では筑波山から続く山並みや樹林などの風景を見ることができます。

なお、江戸時代の土浦の文人らは、土浦の美しい風景を「土浦八景」として選定していたほか、戦前には水郷の風景を映した絵葉書が数多く発行されています。

八景

11 世紀に、中国の湘水・瀟水の気象の変化や時刻、季節などにちなんだ水墨画の表現にふさわしいものを「瀟湘八景」として選んだことに始まります。「瀟湘八景」は、鎌倉時代に日本にもたらされ、日本でも水墨画の代表的な画題として多く描かれたほか、17 世紀頃からは「近江八景」など日本の風景の中に見立てる動きが広がりました。

垂松亭八景

宝暦 2 年 (1752) 土浦藩第 4 代藩主土屋篤直が、小松村の高台に建てた庵「垂松亭」で、藩士と共に高台から見える美景を選びました。

- | | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| ○霞浦帰帆 | ○小松秋月 | ○田面落雁 | ○照井晩鐘 |
| ○田村夜雨 | ○銭亀橋夕照 | ○高津晴嵐 | ○筑波暮雪 |

土浦八景

江戸時代後期、学問・文芸に通じた町人たちによって漢詩や和歌、俳句に読まれたもので、大半が土浦城下から選ばれています。

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| ○川口帰帆 | ○霞浦秋月 | ○下田落雁 | ○神龍寺晩鐘 |
| ○鷺宮夜雨 | ○銭亀橋夕照 | ○桜橋晴嵐 | ○北門暮雪 |

本市の大きな景観特性は、霞ヶ浦と筑波山麓という県内屈指の景観資源とともに、河川や斜面林、樹林地など豊かな自然景観を有していることと言えます。それに加え、土浦城を中心とした旧城下町や旧水戸街道筋に見られる歴史的町並み、風格ある集落や神社仏閣、遺跡、祭礼などの歴史文化遺産を数多く有することも大きな特徴です。

一方、本市はこれまでに多面的な都市整備、都市活動の中で県南地域の拠点的な商業・文化都市として発展してきましたが、その過程で貴重な自然景観や歴史・文化景観を失ってきました。景観破壊の課題としては、駐車場等により分断される町並みや、周辺の景観になじまない屋外広告物・大規模建築物の立地などがあります。

平成 23 年 (2011) に策定された「土浦市景観計画」では、「豊かな自然、風格ある歴史・文化を生かし、魅力あふれる『景観都市つちうら』をみんなで創造する」ことを本市の景観形成の基本目標とし、理念として「原風景を守り生かす景観づくり」「個性を大切に景観づくり」「誇りと愛着の持てる景観づくり」を挙げています。また、茨城県他関係 13 市町村で組織する「水郷筑波国定公園協会」では、筑波山や霞ヶ浦の自然景観の保全と活用を目的とした取組が行われています。

表15 良好な景観の形成に関する方針（「土浦市景観計画」より）

①自然景観 骨格景観を構成する水辺・山辺・緑の景観の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆美しい水面がきらめく、うるおいのある水辺景観を守り生かした景観づくり ◆四季折々に美しい表情を見せる、山辺の景観を守り生かした景観づくり ◆緑の連なり、まとまり、象徴性を意識し、緑の景観を守り生かした景観づくり
②歴史・文化景観 風格、伝統ある土浦の歴史・文化資源の継承と、個性ある景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆旧城下町の面的な歴史空間を守り生かした土浦の風格ある景観づくり ◆旧水戸街道沿いの宿場町など歴史的町並みを大切にした趣ある景観づくり ◆神社仏閣を守り生かした土浦市、地域の個性と象徴性のある景観づくり ◆土浦全国花火競技大会や地域の祭礼、催事などの土浦の文化を守り生かした景観づくり
③集落・市街地景観 趣のある集落景観の保全と、魅力・活力ある市街地景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑や歴史・文化資源と一体となった集落景観の保全による趣きのある景観づくり ◆町並みとしての連続感や調和に配慮した、魅力・活力を高める中心商業業務地の景観づくり ◆地域のまとまりや特性に応じた質の高い景観づくり ◆市民や地域が主体的に取り組む生活に密着した身近な景観づくり
④眺望景観 原風景として認知される眺望景観の一体的保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆筑波山や霞ヶ浦への眺望景観を大切にした景観づくり ◆土浦らしい眺望景観を守り生かした景観づくり ◆眺望景観を構成する景観要素に配慮した一体的景観づくり
⑤ライン景観 心地よさが連続する景観軸、ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆幹線道路沿道等における景観誘導による品のある景観づくり ◆街路樹や並木等沿道・沿川緑化などによるうるおいのある景観づくり ◆先導的役割を担う道路・河川の景観づくり

なお、景観計画区域のうち、特に本市を特徴づけるような景観形成に向けて重点的、かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要があると思われる地区について、景観法に基づく区域区分を行い、土浦市景観条例に基づく「景観形成重点地区」として以下の4地区が指定され、景観づくりに関する基本方針が定められています。

表16 重点地区の良好な景観づくりに関する基本方針（「土浦市景観計画」より）

重点地区名	霞ヶ浦湖畔地区	筑波山麓地区	旧城下町とその周辺地区 (中城通り地区)	JR 土浦駅周辺地区
地区の概要	霞ヶ浦に面した一定の範囲で、市街化区域及び市街化調整区域から成る地区	筑波山麓の水郷筑波国定公園の区域を含む県道つくば千代田線の沿線を含む範囲で市街化調整区域に指定されている地区	亀城公園を中心にまちかど蔵大徳・野村などが位置し、まちづくり交付金事業や歴史の小径整備事業に拠る景観形成が図られている中城通り地区を中心とする地区であり、市街化区域に指定されている地区	JR 土浦駅を中心とする土浦市の顔となる市街化区域に指定されている地区
景観形成方針	蓮田がのびやかに広がる美しい湖畔の景観形成	四季折々に美しい表情を見せる山麓の景観形成	土浦の歴史を継承する風格と個性ある景観形成	土浦の顔となるにぎわいと魅力ある景観形成
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦湖畔の一体的な原風景の保全 ・霞ヶ浦湖畔からの良好な眺望景観の保全 ・自然景観と調和する景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を有する山辺の景観保全 ・山麓の眺望景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み・空間の一体的保全・創出 ・中城通りの連続性のある伝統的町並みの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・高質な都市景観の創出 ・駅前地区としての賑わい、魅力の創出



凡例	 霞ヶ浦湖畔地区	 主要な幹線道路
	 筑波山麓地区	 主要な河川
	 旧城下町とその周辺地区 (中城通り地区を含む。)	
	 JR土浦駅周辺地区	
	 景観計画区域 (土浦市全域)	

図18 景観計画区域・景観形成重点地区 (「土浦市景観計画」より)

(7) 災害等の履歴

①水害

本市の中心部は桜川河口の低地にあるため、江戸時代からしばしば洪水の被害を受けました。洪水には桜川等の堤防が決壊して発生するもののほか、長雨や利根川の水位上昇の影響により霞ヶ浦の水位が上昇し、湖水が市内へ逆流することで引き起こされる水害（逆水）の2種類があります。逆水は特に水の引きが悪く、洪水が1ヶ月以上にも及んでいたこともありました。

江戸時代以降、土浦城下などでは下記のとおり水害が記録されています。土浦の水害は17世紀末以降頻発する傾向が見られ、利根川の河川改修や霞ヶ浦下流域の潮来十六島付近の新田開発などとの関係が想起されます。

表17 土浦城下水害一覧表（『土浦の洪水記録』『土浦市史』より）

発生時期			洪水記録
和暦	西暦	月	
明暦年間	1655~1658		詳細不明
寛文5年	1665	秋	満水のため水門決壊
延宝8年	1680	8月	満水のため堤防決壊、大風、津波により逆水発生
天和2年	1682	秋	水門決壊
貞享4年	1687		詳細不明
元禄11年	1698		詳細不明
元禄12年	1699		詳細不明
元禄13年	1700		詳細不明
元禄15年	1702	—	大風雨により洪水、東崎で16軒倒壊
元禄16年	1703	11月	房総両国に洪水、この地方も同様か
宝永元年	1704	8月	大雨により洪水、高津の堤防を切る
正徳5年	1715		大水により田に被害
享保6年	1721	秋	洪水 高津の堤防を切る、粕毛水門決壊
享保7年	1722		洪水
享保8年	1723	8月	桜川10合を越え、粕毛・下坂田堤防決壊
享保13年	1728	7月	洪水 高津の堤防を切る
享保16年	1731	9月	嵐で洪水
寛保2年	1742	8月	大雨により洪水、町内大水、御山堤決壊
宝暦4年	1754	5月	大雨により町内洪水
宝暦7年	1757	5月	町内大水
天明3年	1783	6月	大水
天明6年	1786	7月	坂田前、銭亀橋付近その他堤防が切れて大洪水
寛政3年	1791	4月	大風雨により洪水
		8月	大嵐満水、中城分稻流失
寛政5年	1793	7月	大雨により虫掛水門決壊、逆水により町内大水
文化3年	1806	8月	洪水 銭亀川9合5勺
文化6年	1809	8月	洪水 銭亀川9合
文化7年	1810	10月	洪水 銭亀川9合
文化9年	1812	7月	大雨により堤防決壊、逆水により町内大水
文政3年	1820	6月	洪水 銭亀川9合
文政12年	1829	8月	洪水
天保4年	1833	8月	暴風雨により洪水
天保7年	1836	秋	洪水
弘化3年	1846	6~7月	大雨により町内大水、逆水、死者5人
嘉永2年	1849	5月	風雨により洪水 銭亀川8合5勺
		7~8月	大雨により洪水 銭亀川10合の上4寸、逆水
安政4年	1857	5月	霞ヶ浦逆水により洪水 立田郭など出水
明治元年	1868	5月	大雨により堤防決壊
明治3年	1870	7月	雨と逆水により洪水、家屋浸水
明治11年	1878	8~9月	雨により桜川出水
明治13年	1880	6月	坂田前新堤決壊により洪水
明治23年	1890	8~9月	豪雨により町内浸水
明治29年	1896	9月	暴風雨により町内大水
明治35年	1902	9月	下旬暴風雨、洪水
明治43年	1910	7~8月	大雨により桜川氾濫、その後逆水発生
昭和13年	1938	6~7月	大雨により洪水、土浦全町浸水、滞水20余日
昭和16年	1941	7月	新川・下水道氾濫 滞水1ヶ月、悪疫発生
昭和24年	1949	8~9月	キティ台風、土浦城西櫓破損
昭和36年	1961	6月	桜川氾濫、右岸匂橋附近決壊し、下高津浸水

1700年前後は1~2年ごとに水害が発生

明治以降も概ね10年間に1度は水害が発生



図19 洪水ハザードマップ（浸水想定区域図）



昭和13年の水害（現桜町二丁目）



昭和16年の水害（土浦駅前）

②突風

風害については、延宝8年（1680）に大嵐で土浦城内外の家屋数百棟が吹き潰れたとの記録があります。また、明治35年（1902）9月の暴風雨では土浦小学校校舎が傾斜、宍塚小学校校舎が全壊しました。最近でも平成21年（2009）10月の竜巻により宍塚地区の住宅などで被害が発生しました。

③火山噴火・地震

火山噴火では、宝永4年（1707）の富士山噴火で本市内にも降灰が記録されています。

天明3年（1783）の浅間山噴火では、「砂降」（降灰）による年貢減免の願い出が市内白鳥町の旧名主家に伝わる古文書にみられます。この浅間山噴火は、利根川の河床上昇を引き起こして水害の要因となり、利根川水系の治水や船の航行に影響を及ぼすことになりました。

地震では、安政2年（1855）に江戸を中心に大きな被害をもたらした大地震に関する記録があります。土浦城下も激しい揺れに見舞われ、蔵が大破したり、地割れをして「水砂」が吹き出したと記録されています（色川美年著「大地震見聞録」）。明治28年（1895）1月の地震では新治地区で死者3人・建物全壊3棟、大正12年（1923）9月の関東大震災では土浦駅を出発した上り列車が脱線して死者1人重軽症者55人、駅前の煉瓦倉庫が崩壊するなどの被害が出ました。また、平成23年（2011）3月の東日本大震災では、本市内で軽傷7人・家屋全壊3棟・大規模半壊2棟・半壊41棟・一部損壊3,060棟などの被害が出たほか、液状化現象が発生、停電、断水などの被害が発生しました。文化財でも土浦城跡に復元した西櫓・東櫓の壁が一部崩落するなどの被害がありました。



東日本大震災時に罹災した土浦城西櫓

④その他

元禄4年（1691）2月や文化13年（1816）2月の火災では城内施設や屋敷、町家などが広範囲に焼失したことが伝わっており、古文書には春の強い南風が延焼に影響したことが記されています。また、元治元年（1864）6月は天狗党の田中愿蔵たなかげんぞうの一隊により水戸街道沿いの真鍋・中貫などの広範囲が放火被害を受けました。

このほかに昭和18年（1943）10月に発生した常磐線桜川橋梁上列車三重衝突事故は、死者94人、重軽傷者103人を出す鉄道事故史上でも有数の大事故となりました。JR常磐線桜川鉄橋脇にはこの事故の慰霊碑が建てられています。

2. 社会的状況

(1) 人口動態

本市の人口に関する最も古い史料では、享保6年(1723)の土浦城下の百姓・町人の人口が2,286人であったとするものがあります。国勢調査が始まった大正9年(1920)当時の土浦町の人口は13,091人でしたが、合併や発展を受け、昭和15年(1940)には35,567人、昭和35年には71,474人、昭和55年には112,517人となりました。その後、平成12年(2000)の144,160人をピークに減少傾向にありましたが、令和2年(2020)には142,074人と増加に転じており、現在14万人程度で推移しています。

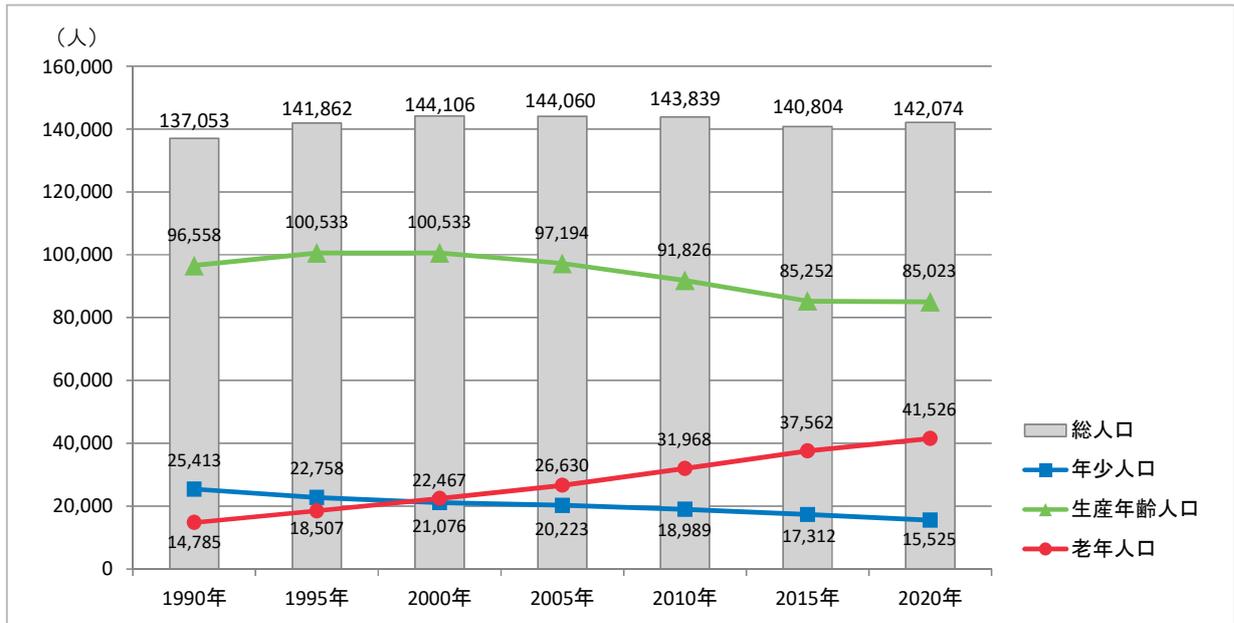


図20 土浦市人口の推移 (資料：国勢調査)

本市の人口を年齢(3区分)別に整理すると、年少人口は減少傾向にあり、平成2年(1990)から30年で、人口数は約40%、人口割合では約8ポイント減少しています。

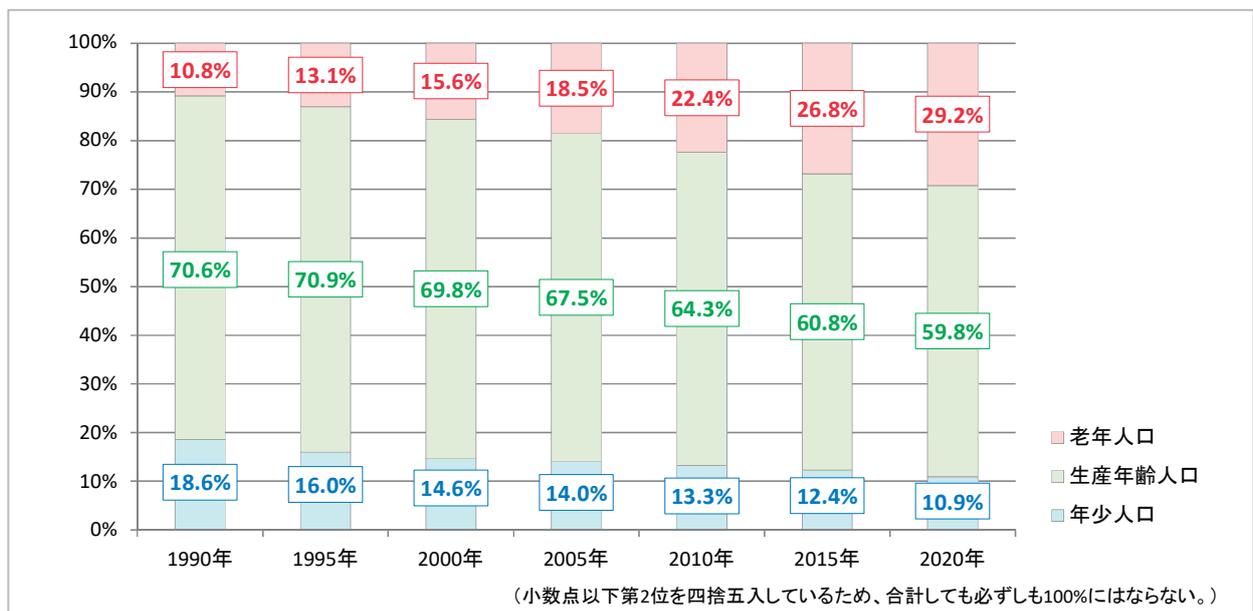


図21 年齢3階級別人口割合の推移 (資料：国勢調査)

生産年齢人口は平成7年（1995）まで増加傾向にあったものの、平成12年以降は減少に転じました。人口割合においても平成7年までは増加傾向にあったものの、平成12年以降減少に転じ、平成7年の70.9%から令和2年（2020）には59.8%と約10ポイント減少しています。

一方老年人口は、増加傾向にあります。人口数は平成12年には年少人口を上回り、平成2年から30年で約3倍となっています。人口割合では平成22年（2010）には22.4%となり、21%を超えて超高齢社会に突入しました。令和2年には29.2%となり、平成2年から30年で約20ポイントも増加し、現在では全市民の約3割が高齢者となっています。

なお、市内の地区別の人口増減を見ると、市中心部の北側に位置する二中地区と、荒川沖駅周辺を中心とする市南部の三中地区、おおつ野地区を含む東部の上大津地区（五中地区）で人口が増加しています。それ以外の地区は減少となっており、市中心部の一中地区と市中心部の南側に位置する四中地区で0～5%、市北部の都和地区で5～10%、南東部の六中地区で10～15%、北西部の新治地区では15%以上の大幅減となっています。

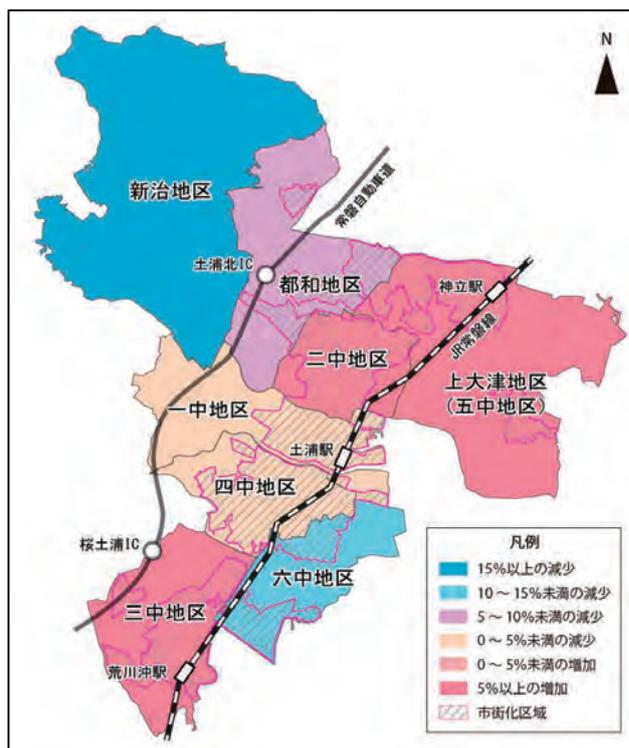


図22 地区別の人口増減（2003年と2022年の比較）
（資料：茨城県「町丁字別人口調査」（各年4月1日現在）より作成）

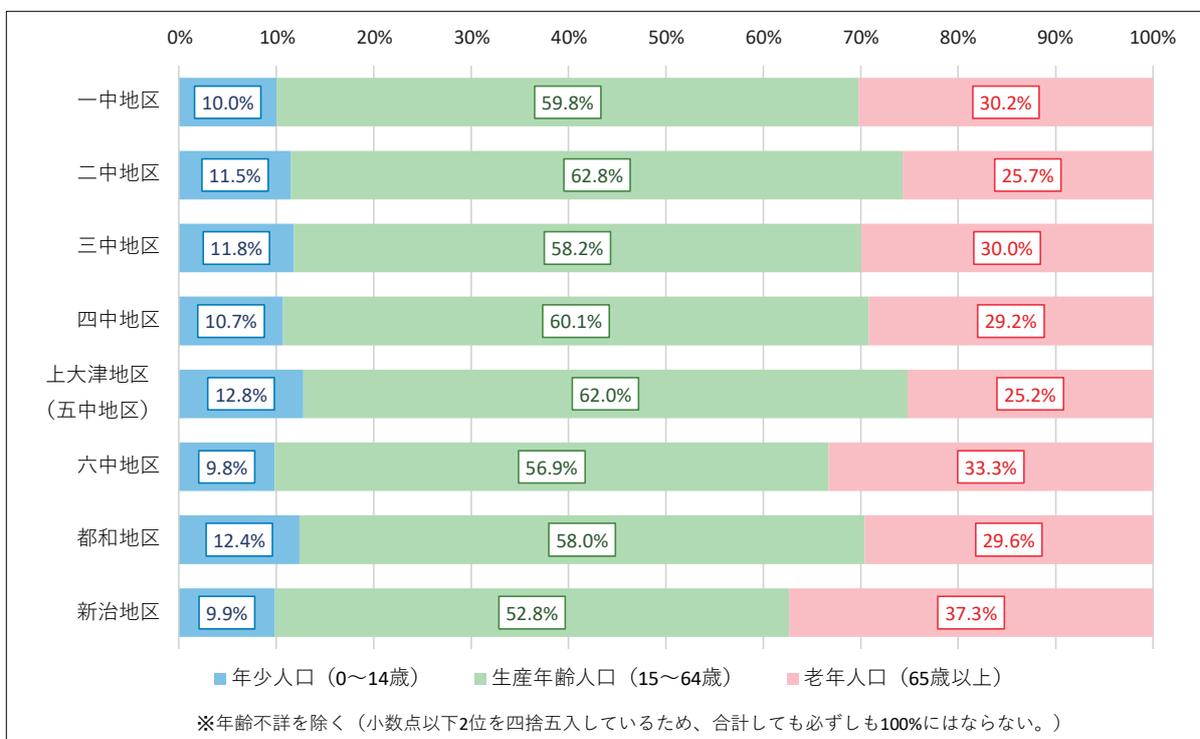


図23 地区別の年齢3階級別構成（資料：令和2年国勢調査）

また、これらの人口減少地区では老年人口もやや高めの傾向があり、新治地区は 37%、六中地区は 33%を越えています。一方、五中地区や二中地区は 25%台と低いことから、人口減少率が高い地区ほど高齢化率が高くなる傾向があります。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018）推計）」による市の人口推計では、平成 27 年（2015）の総人口 140,804 人と比較すると、令和 12 年（2030）年には 127,154 人と約 1 割減少し、令和 22 年（2040）には 114,978 人と約 2 割の減少が見込まれており、全国的な人口減少・少子高齢化問題と同様に、将来的には行政機能の維持力低下、地域経済の縮小、地域コミュニティの縮小・活力低下が懸念されます。



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

年/区分	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	140,804人	137,135人	132,537人	127,154人	121,216人	114,978人	108,757人	102,640人	96,389人	89,927人
年少人口	17,338人	15,770人	14,348人	13,284人	12,366人	11,698人	11,011人	10,225人	9,394人	8,626人
人口比率	12.3%	11.5%	10.8%	10.4%	10.2%	10.2%	10.1%	10.0%	9.7%	9.6%
生産年齢人口	85,725人	80,748人	77,169人	73,051人	67,923人	61,575人	56,688人	52,853人	49,622人	46,369人
人口比率	60.9%	58.9%	58.2%	57.5%	56.0%	53.6%	52.1%	51.5%	51.5%	51.6%
老年人口	37,741人	40,618人	41,019人	40,819人	40,927人	41,705人	41,057人	39,563人	37,372人	34,932人
人口比率	26.8%	29.6%	30.9%	32.1%	33.8%	36.3%	37.8%	38.5%	38.8%	38.8%

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

図24 土浦市の総人口と年齢3階級別人口の推移

(資料：国立社会保障・人口問題研究所資料より作成)

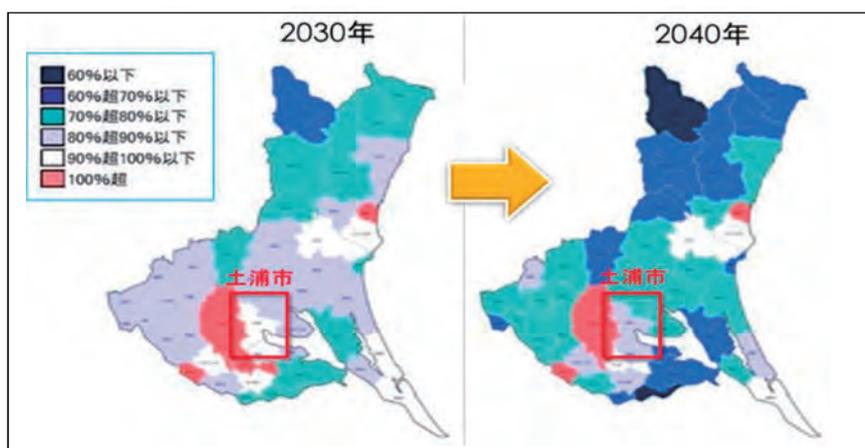


図25 2010年の総人口を100とした時の「2030年」「2040年」の市町村の総人口指数

(資料：茨城県人口ビジョン)

このように定住人口の減少が避けられない中で、本市が活力あるまちとして発展していくためには、観光客や地域への滞在者といった関係人口を増加させる必要があります。

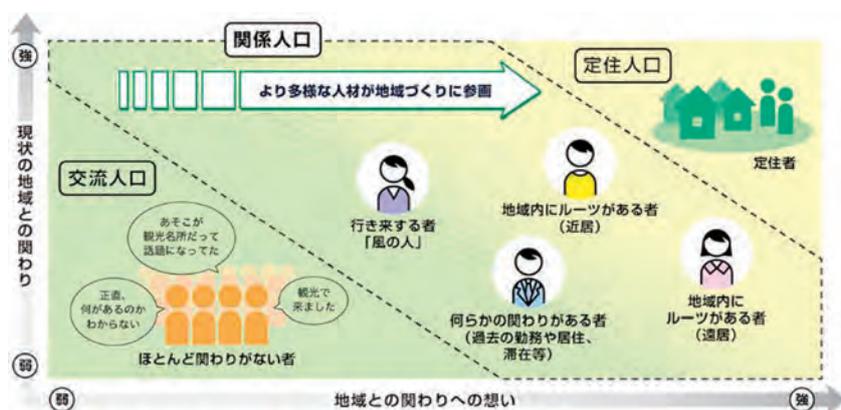


図26 「交流人口・関係人口・定住人口」のイメージ

(資料：「関係人口」ポータルサイト 総務省)

(2) 産業

本市の産業（3区分）別の就業者総数は、平成7年（1995）をピークに緩やかに減少しており、令和2年（2020）では64,518人となっています。産業別に見た就業人口では、第3次産業の就業者数が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順になります。昭和50年（1975）から平成7年までの推移では、第1次産業への就業者数は一貫して減少傾向にあります。第2次産業は平成7年から、第3次産業も平成12年（2000）から減少傾向が見られましたが、平成27年に全ての産業が若干の増加となりましたが、令和2年では再度全ての産業で減少しています。

産業別の人口割合で見ると、昭和50年には7,144人と約14%を占めていた第1次産業の就業者は令和2年には3.0%に減少する一方、第3次産業は約57%から約71%に増加しており、第3次産業への集中が顕著となっています。

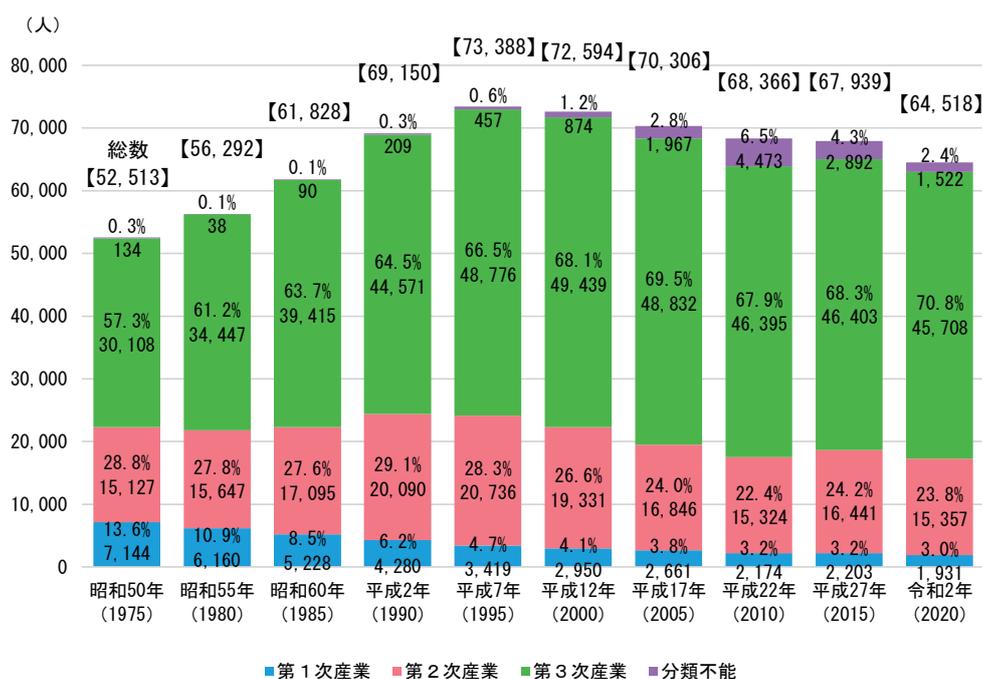


図27 産業（3区分）別就業人口推移（資料：総務省「国勢調査」より作成）

①商業

本市の商業は、江戸時代の土浦宿に始まり、その後も土浦駅を中心として県内有数の商業の集積を誇っていました。しかし近年、郊外型大規模店舗の進出などにより、中心市街地の空洞化が進んでいることから、土浦市中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗対策事業などを推進しています。平成 28 年（2016）の商店数は 1,406 店、年間商品販売額は 486 億円となっています。

②工業

市内には北部の土浦・千代田工業団地、東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北工業団地などに大規模工場が立地するほか、中小工場も数多く立地しています。事業所数は概ね 150～200 で推移し、平成 23 年以降は減少傾向が続いています。製造品出荷額は平成 21 年度（2009）にリーマンショックにより大きく減少し、以降ややもち直しましたが、平成 24 年以降は再び減少傾向にあり、令和 2 年（2020）では 6,250 億円となっています。

醤油醸造

土浦の醤油醸造は、江戸時代中頃に大国屋（国分）勘兵衛によって始められ、300 年近い歴史を有しています。江戸時代から昭和時代初期まで十数軒の醤油屋があり、江戸・東京や近隣地域に出荷されていました。醤油の原料である大豆や小麦を新治台地から入手しやすかったこと、水運を利用して江戸へ醤油を運び出す一方、江戸から塩を仕入れることができたこと、野田や銚子などの杜氏たちとの交流などが、生産の背景にありました。現在、市内では虫掛地区の柴沼醤油醸造株式会社が醸造を継続しており、「醤油のまち」土浦の伝統を今日に伝えています。



醤油仲間証文帳（市指定文化財）

③農業

本市の農業は、令和 2 年（2020）の茨城県農林水産統計年報では、農業産出額は 76 億 4,000 万円で、内訳は米 15.7%、野菜 56.3%、花卉^{かき}6.7%、果実 5.7%、畜産 13.8%、その他 1.8%となっています。

特に日本一の生産量を誇る「レンコン」は、市東部の手野・田村・沖宿地区が生産の中心で、令和 2 年の作付面積は 471ha、生産量は 8,960 t にのびります。ハス田の景観が貴重な観光資源となっているほか、レンコンパウダーを使ったレンコン麺やレンコンサブレなどの加工品販売にも力を入れています。また、市北部の上坂田・下坂田地区や今泉地区・小山崎地区などでは花卉栽培も盛んで、グラジオラス（茨城県銘柄産地指定）、アルストロメリア（茨城県銘柄推進産地指定）などは、全国的に有数の産地となっています。また、北西部の新治地区においては、桜川流域の基盤整備が行われた圃場における水稻を中心に、麦・大豆・そばの作付けも推進しています。特に「常陸秋そば」は、土浦市で盛んに生産されているブランドの一つです。

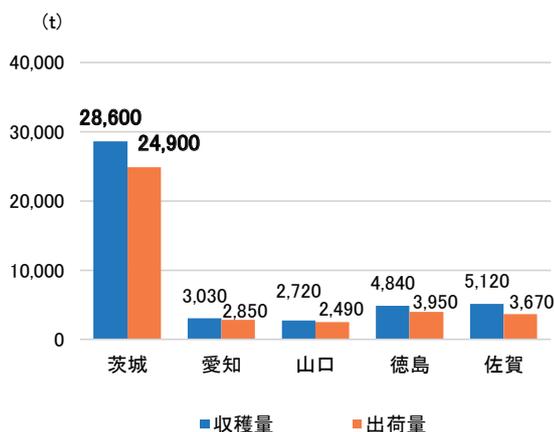


図28 レンコンの収穫量・出荷量（全国上位5位）

資料：農林水産省「作物統計調査」
（令和2年産野菜生産出荷統計）より作成

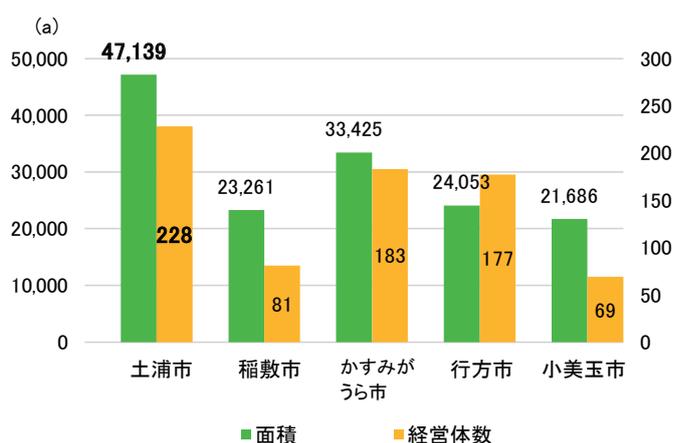


図29 レンコンの生産面積・経営体数（茨城県上位5位）

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
より作成

低地のレンコン栽培

低地の豊富な水を活かして江戸時代に産業としてさかんになったのが、和蝋燭や行灯の芯として生産された蘭草（灯心草）です。真鍋から新治地区にかけての村々（山根八ヶ村）で生産されましたが、明治時代に入ると需要が減少し、平成5年（1993）頃を最後に姿を消しました。

今日の土浦を代表する産品であり、日本一の生産量を誇っているのがレンコンです。レンコンを収穫した記録は江戸時代の史料にも見えますが、その生産が増大するのは近代に入ってからのことです。昭和時代に東京周辺から霞ヶ浦湖岸に産地が移動して生産量が



レンコン収穫の様子

増え、1970年代の減反政策によって水田がハス田に転作されたことにより飛躍的に生産量が伸びました。豊富な水と流通網の整備による市場の拡大を背景に、水掘りのためのポンプの普及による能率化もあって、今日の霞ヶ浦周辺の低地には広大なハス田が広がり、土浦を代表する景観となっています。

台地の農業の展開

江戸時代の農家では綿が栽培されていたことを示す記録があります。戦後の物資不足の頃まで、農家では自家用の綿を育て、木綿織りを行っていました。木綿織りの民俗技術は、博物館のはたおり教室において技術継承がはかられています。明治時代後期から昭和時代初期にかけて大きく進展をしたのが養蚕業です。台地には桑畑が広がり、養蚕教師らが農家を巡回して技術指導にあたりました。



グラジオラス

現在の本市域の台地では花卉栽培が盛んです。グラジオラスやヤナギ類などの露地栽培を中心に行われ、ビニールハウスではアルストロメリアの生産が盛んです。また、新治地区では蕎麦の栽培が盛んで「常陸秋そば」としてブランド化しており、柿や梨などの果樹栽培も行われています。

④漁業

本市には、霞ヶ浦を特徴づけるワカサギ、シラウオ、エビ、ハゼ類などの水産物があります。霞ヶ浦全体の漁獲高をみると、フナは平成 27 年（2015）に、ウナギは平成 29 年（2017）にそれぞれ 5 t の漁獲量がありましたが、令和 2 年（2020）では 0 t となっています。

煮干・佃煮などの加工品も作られています。一方で、近年の湖沼環境の様々な変化などによって水産資源の減少も見受けられるようになり、漁業従事者も少なくなりました。

表18 霞ヶ浦の魚種別漁獲量

(単位：t)

魚種	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ワカサギ	247	159	83	92	118	72
シラウオ	143	137	187	160	154	179
コイ	1	0	—	0	—	0
フナ	5	0	0	0	0	0
ウナギ	—	3	5	2	1	0
ハゼ類（ゴロ）	4	8	11	6	2	1
エビ類	238	233	214	244	133	87

(資料：漁業・養殖業生産統計（農林水産省）より作成)

霞ヶ浦の恵みと漁業

江戸時代の霞ヶ浦には「かすみがうらしじゅうほつ霞ヶ浦四十八津」とよばれた湖の自治的な組織がありました。村々が霞ヶ浦を共同で利用し、漁期や漁具を定めて乱獲を防ぎ、鯉などの水産資源を保全しました。現在の本市域のうち大岩田・田村・沖宿が四十八津に属していました。

明治時代に入ると帆引網漁が登場し、霞ヶ浦を代表する漁法となりました。帆に風を受けて船体を横にすべらせながら網をひく打瀬網漁の一種で、主にワカサギ・シラウオを漁獲しました。帆引網漁は昭和 42 年（1967）のトロール漁の解禁によって一度はその姿を消しますが、現在は観光帆引船として操業され、民俗技術の継承がはかられています。



霞ヶ浦の帆引網漁

⑤観光

本市の観光資源として代表的なものに、北西部の筑波山麓や南東部に広がる霞ヶ浦といった豊かな資源と、土浦城跡を中心とした城下町としての歴史的な雰囲気を残す市中心部、そして里山の風景が広がる新治地区などがあります。また、本市の一部は「水郷筑波国定公園」になっているほか、日本有数の規模を誇る土浦全国花火競技大会には多数の見物客が訪れ、市全体では年間約173.8万人（令和元年（2019））の人々が訪れていました。花火大会の来訪者数は本市の入込観光客の最も多くを占めていましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、土浦全国花火競技大会も中止になるなど、来訪者数は約80万人、対前年度比で50%の減少となっています。



土浦市では自然環境を活かした観光として、霞ヶ浦でのフィッシングやヨットなどのマリンスポーツ、新治地区の筑波山麓でのパラセーリングなど多彩な活動を楽しむことができます。これらの広域観光を推進するため、霞ヶ浦沿岸の9市町村と観光協会等で作る「霞ヶ浦広域観光ルート促進協議会」が霞ヶ浦の観光利用啓発と促進を図っています。また、利根川流域にまで及ぶ、千葉県・茨城県その他19市町村、河川事務所を含めた「利根川舟運・地域づくり協議会」が組織され、広域観光案内パンフレットや啓発物により市内外のショッピングセンターや高速道路SAでの合同観光キャンペーン、霞ヶ浦周辺の観光スポットを巡るスタンプラリーなども行われて



図31 つくば霞ヶ浦りんりんロード

(資料：茨城県 HP を基に作成)

ています。最近では筑波山地域の自然資源を活かした筑波山地域ジオパーク事業や、筑波山麓から霞ヶ浦一周を結ぶ全長約180kmに及ぶサイクリングコース「つくば霞ヶ浦りんりんロード」〔平成28年(2016)11月開通〕を活かしたサイクリング事業による地域活性化を図る取組なども行われています。茨城県及び14市町村、一般企業や各種団体で構成される「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」では、りんりんロードを核とした広域的な誘客促進にも取り組んでいます。

このほか本市ではフィルムコミッション事業にも力を入れており、多数の映画やテレビドラマなどの撮影が市内各所で行われています。

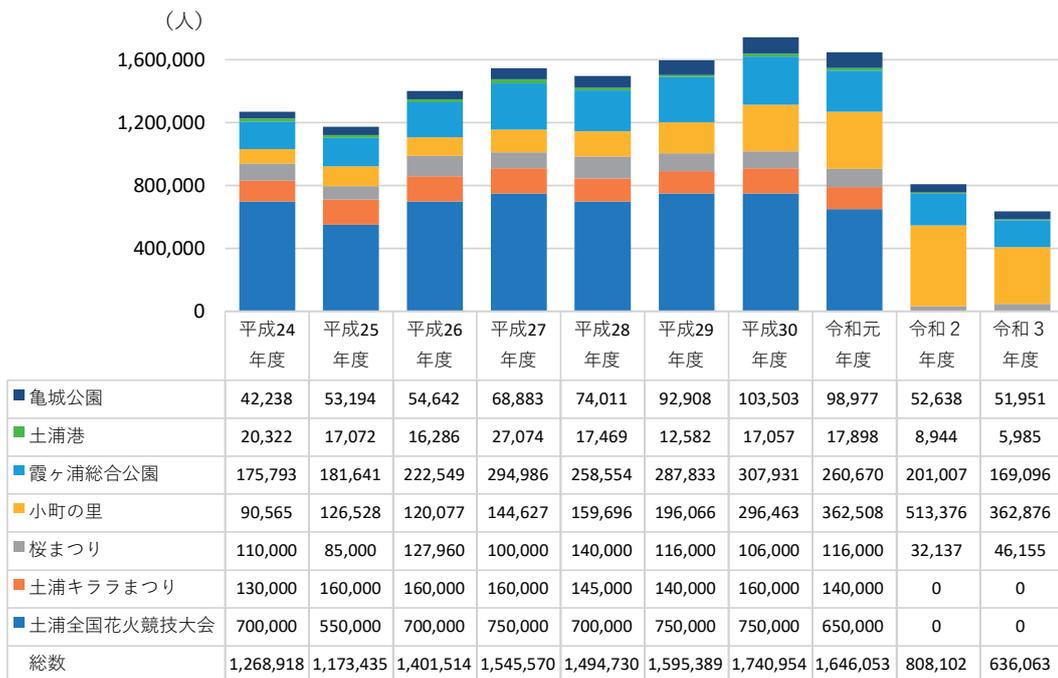


図32 入込観光客の推移 (資料：観光客動態調査地点別集計表)

(3) 土地利用

令和2年(2020)の都市計画基礎調査によると、市域122.89km²のうち住宅や商業、工業用地などの都市的土地利用は51.43km²(41.9%)、自然的土地利用は71.46km²(58.1%)を占めており、都市的土地利用は平成27年(2015)の調査から1.3ポイント増加しています。

なお、自然的土地利用のうち、農地(田畑)が29.5%、山林が12.3%、その他が16.4%(水面、他)となっています。田・畑、山林の割合は、平成14年度(2002)以降減少してきており、近年においても同傾向となっています。

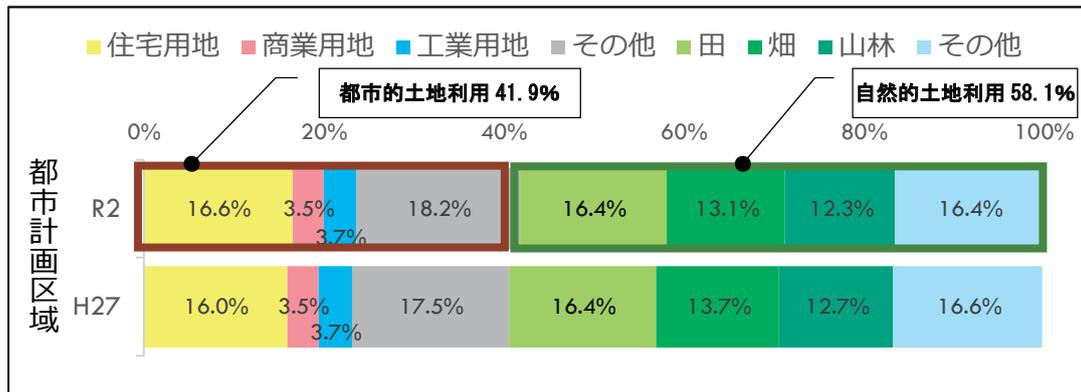
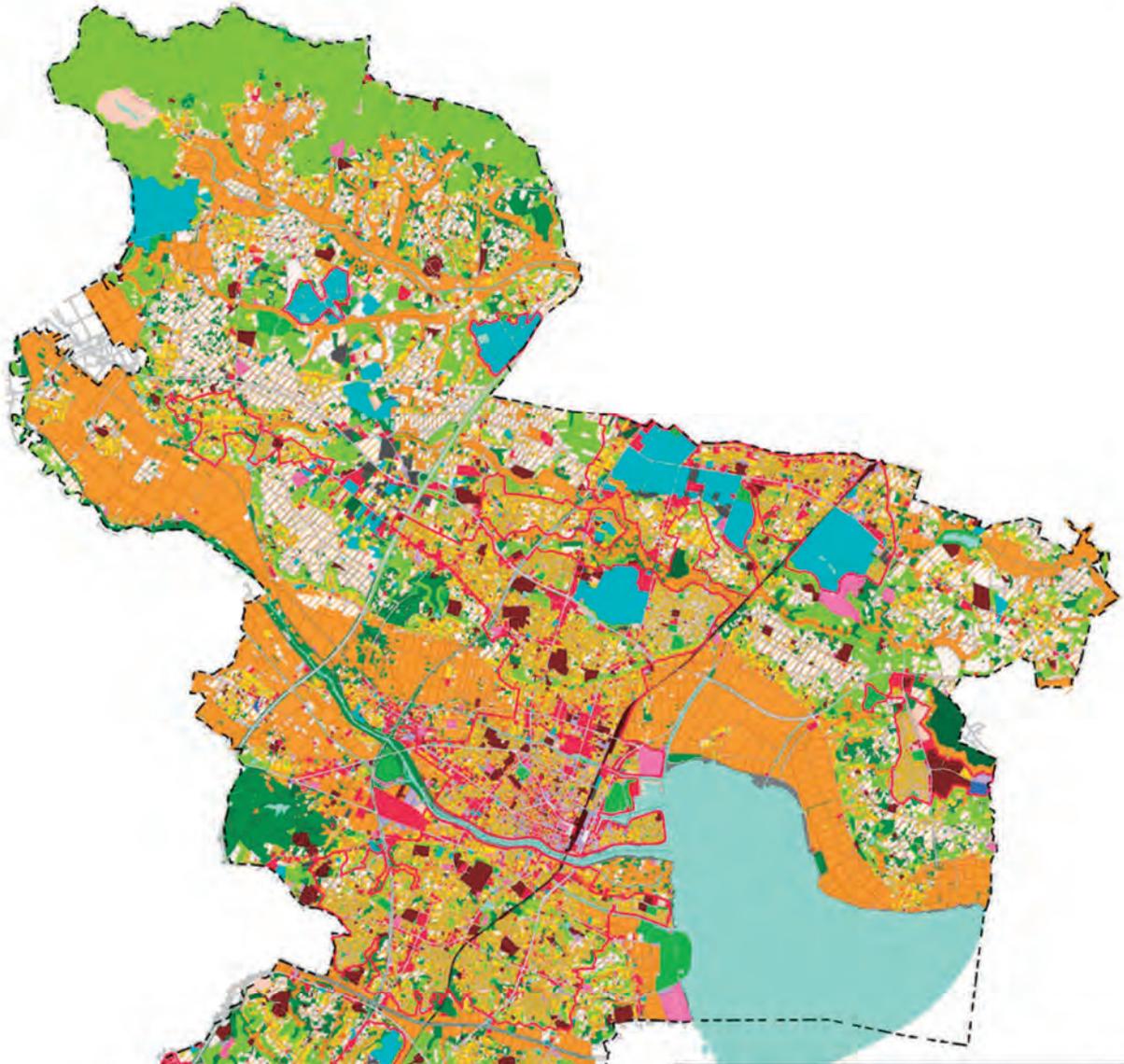


図33 土地利用面積の割合(資料:平成27年、令和2年都市計画基礎調査より作成)

※比率は小数点第二位を四捨五入して表記している。

土地利用の状況



凡例	
市街化区域	運輸施設用地
行政界	農林漁業施設用地
田	公共用地
畑	文教厚生施設
山林	公園・緑地 公共空地等
原野・荒地・牧野	ゴルフ場
水面	太陽光発電施設
その他(海浜等)	その他の空地
住宅用地	道路用地
併用住宅用地	鉄道用地
商業用地	駐車場用地
工業用地	



図34 土地利用現況図 (資料：令和2年都市計画基礎調査より作成)

(4) 交通

本市は、東京から 60km 圏の東北端にあり、東京—水戸方面の南北軸、潮来・鹿島—下妻・筑西方面を結ぶ東西軸の交点であるとともに、桜川・霞ヶ浦を介した水上交通の拠点としての性格を有していました。そのため、古代東海道や中世の鎌倉街道、近世の水戸街道、筑波道、阿波道などが市内を通り、旧城下町の川口町は河岸として栄えました。特に江戸・東京との交通は、江戸時代は徒歩で約 2 日間、船では霞ヶ浦から利根川を上り、関宿（千葉県野田市）から江戸に入る旅程が最短で 5～6 日かかりましたが、近代になると汽船航路や鉄道が整備され、船で約 11 時間、鉄道で約 2 時間半～3 時間に短縮されました。現在は鉄道で約 50 分～70 分、高速道路で 1 時間ほどで結ばれています。

道路は、国道 6 号が南北に、国道 125 号・354 号が東西に通っています。以前は市内の道路は交通渋滞が問題となっていました。現在ではバイパス工事が進み改善されています。常磐自動車道（常磐道）では市内及び隣接地に「桜土浦」「土浦北」の 2 つのインターチェンジが設けられています。また、本市より少し南側に位置するつくばジャンクションにおいて常磐道と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）がつながったため、これまでの南北縦断の流れに首都環状の流れが加わりました。

公共交通機関では、バスターミナルが土浦駅西口と東口にあり、民間 5 事業者により路線バスが運行され、筑波山口・下妻方面や、石岡方面、江戸崎方面及びつくばバスターミナル等と結ばれています。また、中心市街地の活性化とバス利用不便地域の緩和、公共交通機関の促進を目的として、まちづくり活性化バス「キララちゃん」が運行されています。

鉄道は、JR 常磐線が本市を南北に通っており、市内には南から「荒川沖」「土浦」「神立」の 3 駅があり、土浦駅は駅北側に電留基地が設けられていることもあって中距離電車の始発駅となっています。近年は品川駅直通列車（上野東京ライン）が乗り入れられるようになり、都心へのアクセスが向上しました。

昭和 3 年～13 年（1928～1938）には土浦と阿見を結ぶ「常南電気鉄道」がありました。また、大正 7 年（1918）には土浦駅から水戸線岩瀬駅を結ぶ「筑波鉄道」（関東鉄道筑波線）が敷設されましたが、昭和 60 年（1985）廃線となり、線路敷は現在「つくば霞ヶ浦りんりんロード（筑波山コース）」のサイクリングコースとして利用されています。



まちづくり活性化バス「キララちゃん」



つくば霞ヶ浦りんりんロード（虫掛休憩所）

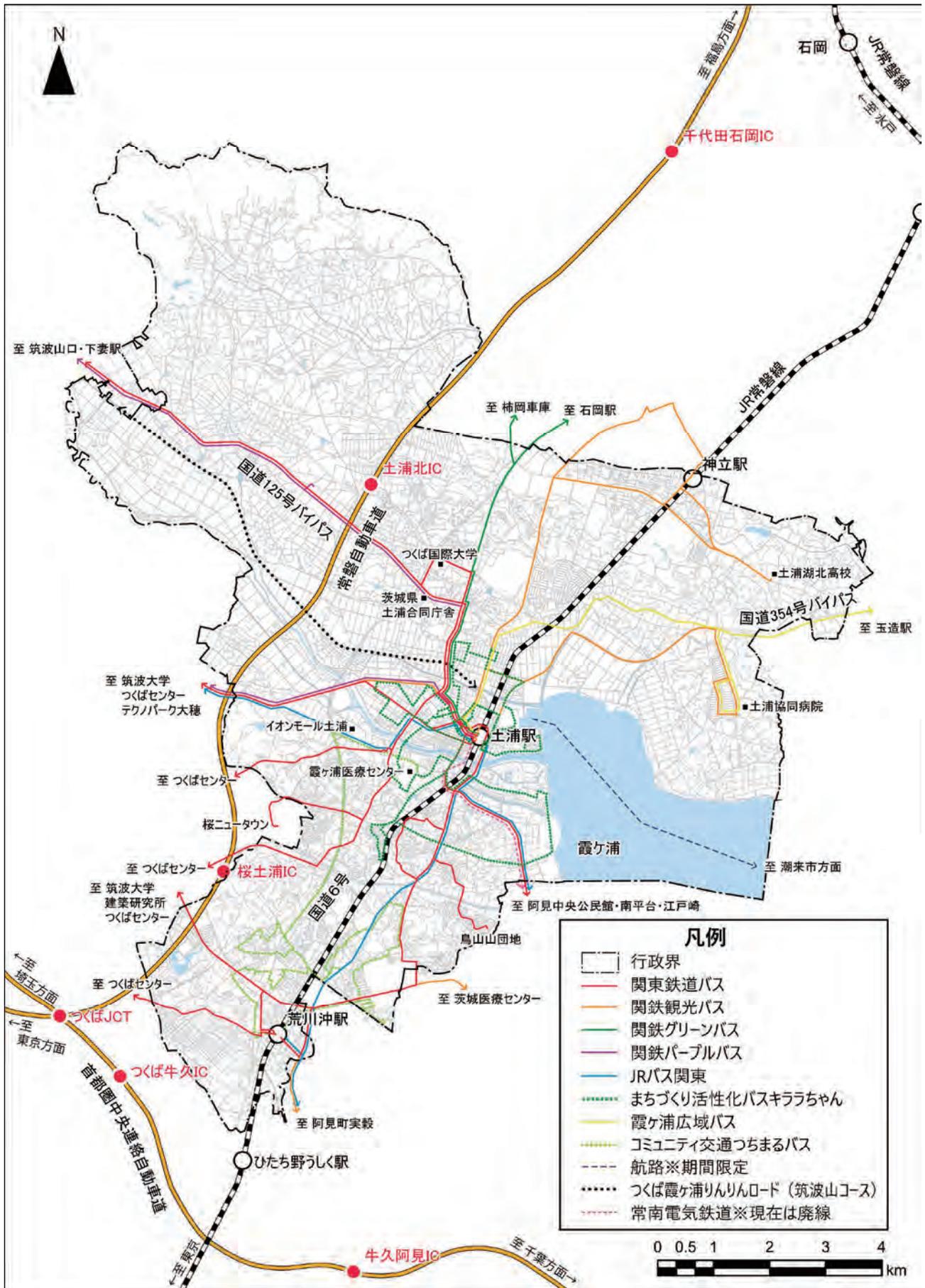


図35 交通網図 (資料：つちナビ! (令和4年10月時点) より作成)

(5) 生活圏

本市は江戸時代から江戸地廻り経済圏の一部として江戸と強い結びつきを持ち、また、茨城県南地域の政治・経済・教育の中心として推移してきました。近年では隣接するつくば市の発展が著しいですが、現在でも市内には税務署や保健所などの国や県の出先施設や、公立高校5校、私立高校3校、私立大学1校があるなど、県南地区の主要都市となっています。

本市と茨城県内市町村との人口移動の状況の推移を見ると、総数では平成24年(2012)以降一貫して転入超過の状況にあります。地域ごとに見るとつくば市・阿見町などの県南地域内では転出超過となっています。なお、近年では外国からの転入も増加しており、令和4年6月末の国籍別の在留外国人数では、フィリピンが1,029人、中国が773人、ベトナムが691人となっています。

また、通勤・通学者数についてみると、つくば市やかすみがうら市から通う方が多く存在する一方で、本市に常住する通勤・通学者の多くは、つくば市や東京23区へ通っています。

市内への通勤・通学者と合わせて、住民の通勤・通学行動面からは、本市とつくば市の高い一体性が確認されます。また、本市が東京の通勤・通学圏内にあり、高い利便性があることがうかがえます。

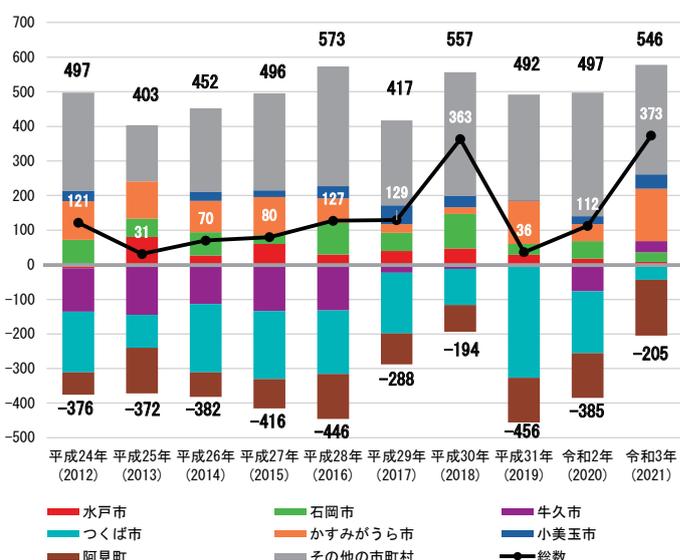


図36 土浦市と茨城県内市町村との人口移動の状況の推移 (各年4月1日) (資料：茨城県 常住人口調査)

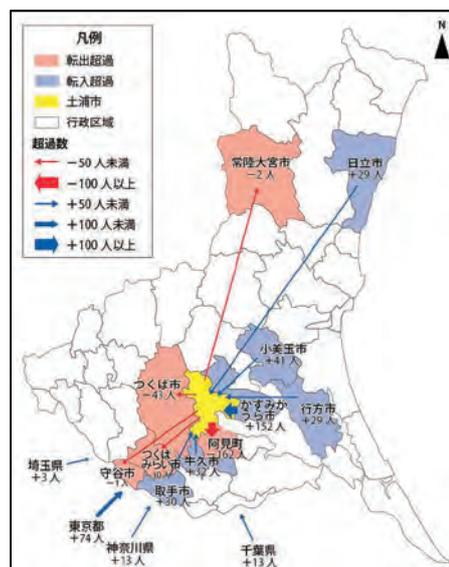


図37 土浦市と茨城県内外の人口移動(純移動数)(令和3年(2021)) (資料：茨城県 常住人口調査)
※県内は転入超過及び転出超過それぞれの上位5自治体の純移動数を表示。

表19 市町村別在留外国人数上位5市町村(令和4年(2022)6月)

市町村名	人数(人)	人口比(%) 外国人数/ 市町村常住人口 (R4.7.1現在)	国籍		
			1位	2位	3位
つくば市	11,490	14.8	中国 3,314	ベトナム 1,466	韓国 889
常総市	6,080	7.8	ブラジル 1,996	フィリピン 1,283	ベトナム 964
土浦市	4,728	6.1	フィリピン 1,029	中国 773	ベトナム 691
古河市	4,159	5.3	フィリピン 955	ベトナム 706	中国 412
水戸市	3,741	4.8	韓国 750	中国 646	ベトナム 546

(資料：茨城県 在留外国人数(出入国在留管理庁「在留外国人統計」))

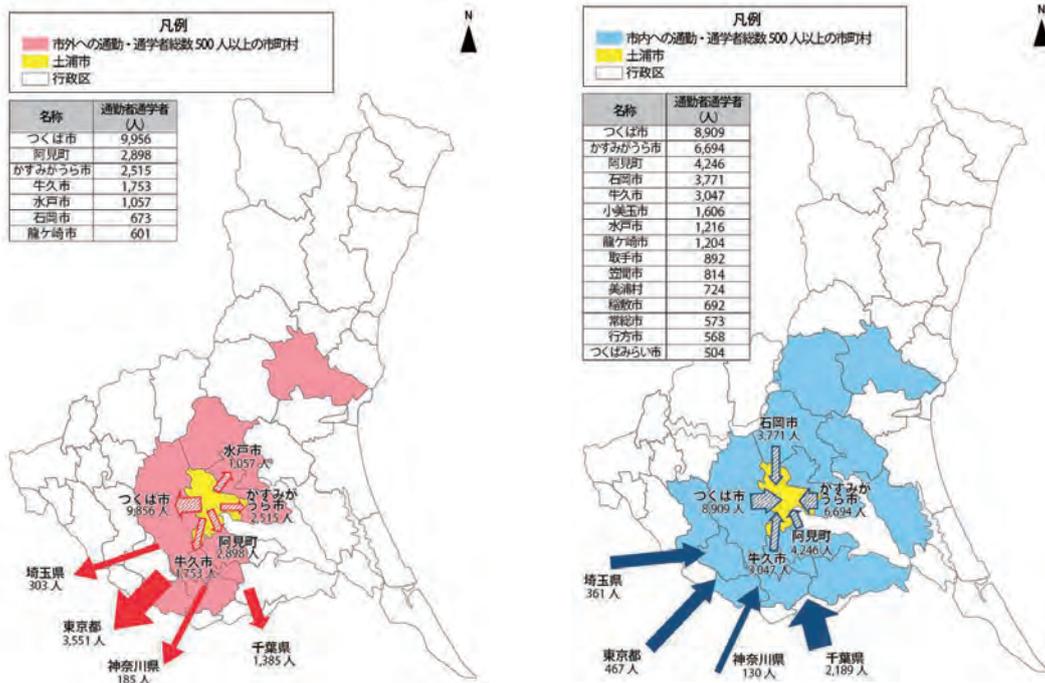


図38 土浦市内への通勤・通学者数及び土浦市在住者の通勤・通学者数（資料：令和2年国勢調査）

(6) 歴史文化等に関する施設

① 歴史文化に関する施設

イ. 土浦市立博物館

本市の中心部にある亀城公園（茨城県指定史跡「土浦城跡及び櫓門」）に隣接し、旧二ノ丸の一角に、それまで同所にあった土浦市立郷土資料館を引き継ぐ形で昭和63年（1988）に開館しました。延床面積は2,539㎡で、3つの展示室や視聴覚ホールなどを有しており、国宝・重要文化財等の文化財の公開に適した施設として、文化庁長官の承認を受けた公開承認施設です。総合展示のほか、本市の歴史・民俗に関する特別展・企画展などを開催しています。また、国宝・重要文化財を含む土屋家刀剣コレクションは主要な収蔵品で、国宝・重要文化財は毎年秋季に、その他はおよそ1か月ごとに展示替えをしながら公開しています。



土浦市立博物館

なお、附属展示施設として亀城公園内旧土浦城本丸内に復元された東櫓があります。

ロ. 上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）

国指定史跡上高津貝塚とその隣接地に整備された考古資料館から構成されています。平成7年（1995）開館し、指定地（4.4ha）には発掘調査成果を元に復元された竪穴住居や掘立柱建物、発掘調査された状態を展示する貝層断面展示施設や大型炉・墓壇などがあります。考古資料館（1,764㎡）は貝塚のガイダンス施設・考古博物館及び市内埋蔵文化財の



上高津貝塚ふるさと歴史の広場
（考古資料館）

調査センターの役割を持つもので、上高津貝塚を解説する常設展示室や、市内遺跡の調査成果などを紹介する特別展示室、教育普及活動を行う体験学習室のほか、出土品の整理室や国の重要文化財「茨城県武者塚古墳出土品」などの考古資料を保管する収蔵庫などがあります。

なお、附属展示施設として上坂田に武者塚古墳の石室を保存した武者塚古墳展示施設があります。

ハ. 土浦市民ギャラリー

平成 29 年（2017）に JR 土浦駅に隣接する再開発ビル「アルカス土浦」が完成し、1 階部分に土浦市民ギャラリーがオープンしました。市営の貸しギャラリーで、駅や市役所にも近く、市民が気軽に訪れ、芸術に触れ、自分の作品を発表し、芸術文化活動を身近に感じてもらう場所として造られました。また、貸し出しを行っている展示スペースは、利用者の要望に応じたさまざまな展示が可能となっています。市の収蔵美術品展や企画展、土浦市美術展覧会なども開催しています。



土浦市民ギャラリーの展示状況
（展示：「土浦で生まれてよかった矢口新聞」展）

②生涯学習施設

イ. 茨城県県南生涯学習センター

県南地域の生涯学習の振興を図る中核施設として平成 9 年（1997）に設立されました。県民の学習活動を支援するための学習情報・学習機会及び学習活動の場の提供等を、市町村及び関係機関等との連携を図りながら総合的に推進しています。施設には、各種講座室、多目的ホール、情報図書コーナー、ボランティア室等があります。

ロ. 茨城県霞ヶ浦環境科学センター

平成 7 年度に霞ヶ浦周辺で開催された第 6 回世界湖沼会議において設置が提唱され、平成 17 年 4 月に設置されました。霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境や大気環境などの保全に取り組むため、「調査研究・技術開発」「環境学習」「市民活動との連携・支援」「情報・交流」の 4 つの機能を持ち合わせています。

敷地面積は約 31,000 m²、建物延床面積は約 5,000 m²となっており、周囲環境や自然に配慮された施設となっています。施設内には、環境学習の場として利用できる展示室や研修室、多目的ホール、また各種実験室や分析室などもあります。

ハ. 土浦市立図書館

図書館の創立は大正 13 年（1924）です。以前は文京町の土浦市生涯学習館の建物を共用していましたが、平成 29 年（2017）に土浦駅北再開発ビル「アルカス土浦」に移転しました。複合ビルの 2 階から 4 階までが市立図書館となっていて、面積は約 5,100 m²あり、単独館としては県内の市町村立図書館で最大の面積を誇ります。2 階は土浦駅のペDESTリアンデッキと直結し、駅利用者も図書館に入りやすい構造となっています。令和 3 年（2021）3 月末現在の資料総数は 477,421 点、蔵書数は 455,597 点となっています。なお、市内には三中地区分館（三中地区公民

館内)、都和分館(都和公民館内)、神立地区分館(神立地区コミュニティセンター内)、新治地区分館(新治地区公民館内)の4つの分館があります。

二. 地区公民館

市内には中学校区を単位として整備された地区公民館が8館あり、市民の生涯学習活動、文化活動、地域住民の交流の場として利用されています。各地区公民館主催の講座や、地区文化祭、市民委員会地区活動、各種の同好会や講座作品の展示を行っています。

ホ. 土浦市生涯学習館

昭和48年(1973)に本市のほか、石岡市・阿見町などの2市5町3村によって、広域の学習施設である土浦石岡地方社会教育センターが設置されました。平成21年度(2009)に運営を行っていた一部事務組合が解散することになったことから、その後は本市の生涯学習施設として運営しています。地区公民館と同じように利用でき、各種講座や同好会活動で使用されています。

へ. 土浦市亀城プラザ

昭和58年(1983)年に竣工した亀城公園の北側に位置する施設です。総延床面積は約7,300㎡で消費生活センターが併設されています。土浦市文化祭の会場となる文化ホールや、会議室、学習室などがあります。

ト. クラフトシビックホール土浦(土浦市民会館)

昭和44年(1969)に土浦市民会館として設置された施設で、早稲田大学大隈講堂(国指定重要文化財)の共同設計者で知られる佐藤武夫の建築事務所が設計しました。1,019席の大ホールと、288席の小ホール、会議室などがあります。令和2年度(2020)にリニューアルオープンしています。

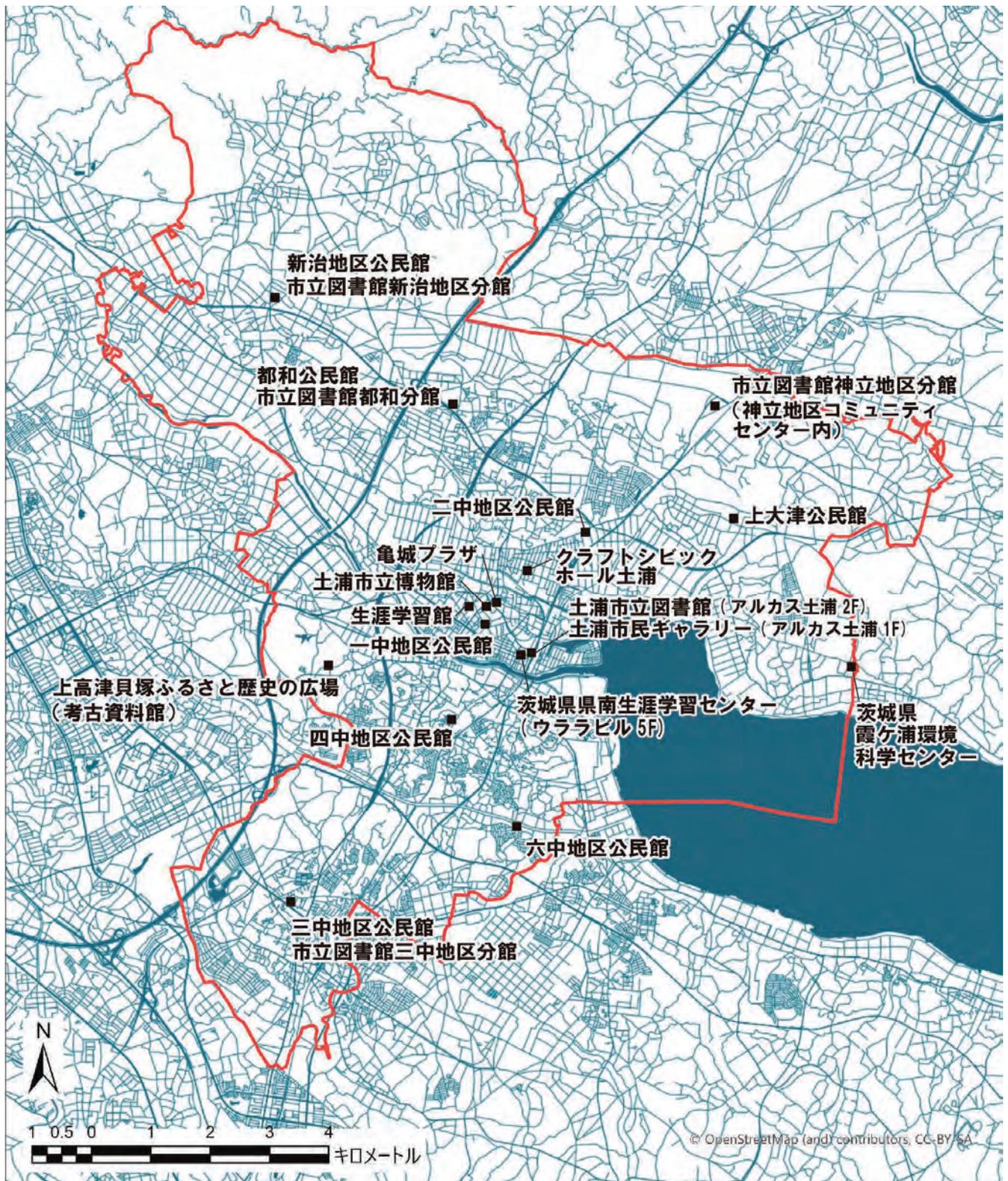


図39 市内の主な生涯学習施設等

3. 歴史・文化的背景

(1) 先史(旧石器～古墳時代)

①旧石器時代

日本列島には約4万年前から人類が居住しはじめました。このころ地球環境は氷期にあたり、海面は今よりも120mほど低くなっていました。霞ヶ浦はまだ無く、谷が深く削られて河が流れていました。現在の霞ヶ浦や桜川・花室川流域では、ナウマンゾウの牙や臼歯の化石が数多く見つかっています。これらは、最終氷期の本市域にナウマンゾウが生息していたことを示す証拠です。



ナウマンゾウの歯の化石

現在、旧石器時代の遺跡は市内に50か所ほど確認されています。最も古い石器は寺畑遺跡(おおつ野、以下遺跡名のあとの括弧内は遺跡の所在地を示す)で出土した台形様石器で、炉跡を伴う石器ブロックが検出されています。また山川古墳群(常名)でも、台形様石器・^{くさびがた}楔形石器を含む石器ブロックが炉跡を伴って発見されており、炉跡の炭化物は放射性炭素年代測定で約3万年前を示しています。

約2万8千年前に起こった始良カルデラの噴火以降、南関東では遺跡数が急増し大規模化するのに対して、北関東では遺跡は少なく小規模になります。この時期の石器としては、北西原遺跡(常名)で出土した国府型ナイフ形石器が特筆されます。国府型ナイフ形石器は瀬戸内地方を中心に製作されたもので、西日本から石器製作の技術が伝わっていることを示しています。また、前谷西遺跡では、完形で優美な黒曜石製の^{ゆうひせんとうき}有樋尖頭器が出土しています。

この他にも市内各地からは、硬質頁岩やガラス質黒色安山岩、黒曜石などを利用した尖頭器・ナイフ形石器・細石刃といった狩猟具、搔器や削器といった加工具などが出土しています。数万年にわたる旧石器時代の石器群が出土しているのが、本市の特徴といえます。

②縄文時代

日本列島で土器の使用が始まる縄文時代草創期はまだまだ氷期のただ中で、旧石器時代同様の遊動生活が行われていたと考えられています。このころの市内遺跡からは尖頭器などの石器が見つかっていますが、土器は発見されていません。氷期が終わると、ヤンガードリアス期という「寒の戻り」を挟んで、一気に気候が温暖化します。



龍善寺遺跡から出土した縄文土器

縄文時代前期ごろ、海水面は今からプラス2～3mに達し、霞ヶ浦から利根川下流域は広く内湾となりました。市内では、早期後葉から貝塚の形成がみられ、前期には赤^{あか}弥堂遺跡(下坂田)などで貝塚を伴う集落が形成されます。

中期は遺跡の数も多く、拠点的な集落として東台遺跡(木田余東台)や御霊遺跡(木田余東台)、^{ろくじゅうはら}六十原A遺跡(桜ヶ丘町)や神立遺跡(神立町)、龍善寺遺跡(中高津)などが挙げられます。遺跡の規模は大きくなりますが、貝類の利用は低調だったようで、中期の大きな貝塚は見つかっていません。

後期には桜川沿岸に貝塚を伴う拠点的な集落が形成されますが、その一つが国指定史跡の上高津貝塚（上高津）です。上高津貝塚は縄文時代後期中葉から晩期を中心に形成された、馬蹄形の斜面貝塚を伴う集落遺跡です。貝塚は汽水産のヤマトシジミなどで構成され、貝塚周辺の低地が当時海だった霞ヶ浦に流れ込む桜川の河口であったことを示しています。台地上で出土した完形製塩土器や大型炉は、縄文時代の土器製塩を考えるうえでも重要です。上高津貝塚は当時の生業と環境を知る上で貴重な史跡として、昭和 52 年（1977）に史跡指定を受けました。その後公有化と整備が進められ、平成 7 年（1995）に遺跡公園と考古資料館からなる上高津貝塚ふるさと歴史の広場が開館しました。



上高津貝塚

晩期中葉以降、遺跡は激減し、次に人間活動が確認できるのは弥生時代中期末から後期以降になります。

上高津貝塚(国指定史跡)

貝殻の散布は台地縁辺部の 4 地点で環状を呈します。総面積約 44,000 m²、縄文中期から晩期にかけての貝塚（縄文人のゴミ捨て場）です。

明治 39 年（1906）に江見水陰（1869-1934）が紹介したことで知られ、昭和 28 年（1953）以降慶應義塾高校・慶應義塾大学・東京大学・土浦市教育委員会等による調査で、縄文中期・後期・晩期の土器片・猪牙製品・ヤス状刺突具・製塩土器のほか、シカ等の獣骨、ヤマトシジミ・マダイ・クロダイ・スズキなどの魚骨等が出土し、内湾的な漁労活動が活発に行われていたことが明らかとなりました。平坦な台地より、縄文時代の住居跡 4 軒を含む竪穴住居跡 10 軒、掘立柱建物跡等が発掘されています。

③弥生時代

本市域の弥生時代の遺跡は、天の川流域や桜川流域などの谷津に面した台地縁辺部に立地しています。ほとんどが後期の小規模な集落です。現状で確認される最も古い弥生時代中期末の遺跡としては、東山団地遺跡（板谷）があり、大陸系の石器である磨製石鏃（矢じり）が出土しています。

後期の集落を見ると紡錘車の出土が多く、カラムシ（イラクサ科の多年生植物）を材料とした布生産が盛んであったと思われます。このほか特筆すべき遺物として、銅鏃がうぐいす平遺跡（上高津新町）と六十塚遺跡（おおつ野）、鉄剣が原田北遺跡（紫ヶ丘）から発見されています。また、天の川流域の原田遺跡群（紫ヶ丘・今泉・栗野町）は長期間継続した集落跡で、竪穴住居跡の合計が 180 軒を超え、県内でも有数の規模です。ここからは南関東や北関東などの土器のほか、それらの地域と在地の特徴が融合した土器がみられることから、各地との活発な交流がうかがえます。



原田遺跡群から出土した紡錘車

④古墳時代

古墳時代の遺跡も台地の縁辺部に多く見られますが、桜川流域の微高地などにも古墳や集落がつくられています。北西原遺跡（常名）や戸崎中山遺跡（沖宿町）のように古墳時代前期（4世紀）だけで80軒を超える大規模集落も出現します。また、烏山遺跡（烏山）と八幡脇遺跡（おおつ野）では古墳時代前期の玉作工房跡が発見されています。



武者塚古墳石室

古墳については、霞ヶ浦や桜川低地を臨む台地縁辺部に築かれた前期古墳の王塚古墳・后塚古墳（手野町）、常名天神山古墳（常名）などがあり、水上交通を掌握した豪族との関係が想起されます。後期（6世紀）になると今泉愛宕山古墳（今泉）などの前方後円墳に加え、穴塚古墳群（穴塚）や東台古墳群（木田余東台）などの円墳や小型前方後円墳が主体となる古墳群が形成されるようになり、終末期の7世紀半ば頃以降は、横穴式石室を意識した小型の埋葬施設を有する小型方墳に替わります。このことは『常陸国風土記』の夜戸神の逸話が示すように、6世紀に谷津（谷戸）の開発が進み、古墳の被葬者が地域の有力農民層まで拡大したこと、その後開発の主体者が国造層クラスに代わったこととの関係が想起されます。

また、古墳時代後期・終末期の霞ヶ浦沿岸・古鬼怒川下流域の古墳に特徴的なものとして、筑波山麓で産出する雲母片岩・ホルンフェルスを用いた埋葬主体部があります。5世紀後半から使用がはじまり、6世紀後半にはこの地域に独特な、低墳丘で小規模な円墳や小型前方後円墳の主体部として、地下に箱式石棺を造る例が急激に増加します。この石材の広域流通を支えるものとして、水系を掌握する広範囲なネットワークが存在していたことがうかがわれます。また、高崎山2号墳（小高）や武者塚古墳（上坂田）はさらに広い交流関係を持つ者がこの地にいたことを示しています。

7世紀末から筑波山東南麓部で須恵器生産が始まります。筑波山塊の高所に築かれたろくろうじ古墳（永井）は須恵器生産や流通を掌握していた豪族との関連がうかがわれます。

武者塚古墳(出土品:国指定重要文化財、石室:市指定史跡)

武者塚古墳（上坂田）は、桜川下流域の新治台地上に立地する7世紀中頃の古墳時代終末期の古墳です。

昭和58年（1983）に筑波大学が発掘調査を行い、筑波山の麓で産出する片岩を用いた、箱式石棺と横穴式石室を折衷したような独特な形態の石室が発見されました。石室内からは、銀带状金具、銀装圭頭大刀、銅装三累環頭大刀、鉄柄銅杓といった豊富な金属製品や、メノウ製勾玉、水晶製切子玉などの玉類のほか、被葬者の毛髪が当時の髪型（美豆良）が分かる状態で発見されました。銀带状金具は本来冠の一部と考えられるもので、法隆寺百済観音の宝冠などに類似例があるものです。これらの出土品は平成26年（2014）に国の重要文化財となりました。

墳丘は令和4年（2022）度に行った調査の結果、一辺22mから23mの方墳であることが確かめられました。

現在、武者塚古墳の石室は展示施設の中に保存されており、出土品は上高津貝塚ふるさと歴史の広場に保管されています。



銀带状金具（部分）

(2) 古代 (奈良・平安時代)

7世紀後半、律令国家体制の整備のなかで、国一郡(評)一里という地方行政機構が確立していきました。およそ市域の南側が信太郡、東側が茨城郡、北側が筑波郡、西側の一部地域が河内郡と考えられています。『常陸国風土記』には、信太郡に「榎浦津」という駅家が置かれていたことが記されています。ここから延びる東海道駅路が市域を南北に縦断し、常陸国府(石岡市)に向かいます。想定路線上では発掘調査で道路跡が見つかるほか、現在に残る道や土地の区割りなどで駅路の痕跡が確認できます。桜川近くの台地上には曾祢駅えのうらのつの存在も想定されています。付近では寄居遺跡・うぐいす平遺跡(上高津新町)で東海地方産の灰釉陶器かいゆうとうきが多く見つかり、交通の要衝だったことをうかがわせます。

水を介した他地域との交流は、様々な文物をこの地に伝えています。霞ヶ浦に面した台地上に広がる田村・沖宿遺跡群(おおつ野)では、高価な灰釉陶器短頸壺かいゆうとうき たんけいこを骨蔵器に用いた平安時代前期の火葬墓が見つかり、同じ台地上からは小規模な寺院の跡も2か所見つかり、仏教信仰の広がりを見て取ることができます。

当時の農民の税の一つとして、各地の特産物を納めた調があります。土浦地域では、信太郡中家郷の住人大伴部氏が特産物の麻布を調として差し出したものが、東京国立博物館と法隆寺に遺されています。

市域北部を流れる天の川流域でも、粘土を焼いて作った瓦塔・瓦堂を安置した仏堂跡が根鹿北遺跡(今泉)で見つかり、その北西に広がる丘陵部一帯には、7世紀末から9世紀にかけて須恵器を生産していた新治窯跡群が広がります。生産された須恵器は、常陸から下総地域など広範囲に流通していきました。天の川の上流部の山中には、平安時代初期の創建と伝わる東城寺(東城寺)があります。寺伝では最澄の弟子である最仙によって創建されたとされ、天台系の寺院として中世の変革期を乗り越え、今日まで法灯を伝えています。また、同じく最仙の創建と伝えるのが常福寺(下高津)です。常福寺の本尊である薬師如来坐像は、平安時代末期の作とみられ、定朝様式の地方への伝播を示す仏像として国の重要文化財の指定を受けています。

平安時代の後半には武士が出現し、封建制度に基づく、人民や私有地の支配が全国的に進みます。本市域では北半に南野荘、南半に信太荘が常陸平氏によって成立し、京の貴族や寺社との結びつきを深めました。常陸平氏はこの時期常陸国南部の大半を支配し、平致幹たいらのむねもとはその政治力と経済力を背景に東城寺経塚群(東城寺)を築きました。



八幡脇遺跡(おおつ野)出土の
灰釉陶器短頸壺



東城寺経塚群

東城寺経塚群(県指定史跡)

筑波山の東南麓、土浦市東城寺地区の山中に古刹東城寺が所在します。その本堂から、標高にして 30mほど上がった地点に、12 基の経塚で構成される東城寺経塚群（県指定史跡）があります。他の経塚と比したとき 12 基という数は多く、保安 3 年（1122）・天治元年（1124）の経筒が示す年代は、東日本の経塚では屈指の古さを誇るものです。2 つの経筒の銘文から、常陸平氏の多気致幹が経塚造営の檀越になったことが判明しています。

経塚は明治 24 年（1891）に偶然発見されました。発見後すぐに掘り起こされた資料の一部は、帝国博物館に買い上げられました。現在、東京国立博物館に所蔵されているふたつの経筒をはじめ、^{へいし}瓶子・鏡・玉などは、この最初の発見時の資料です。

その後、明治 35 年に考古学者の和田千吉によって、経塚の発掘調査が行われました。遺物の出土はほとんどなかったものの、経塚が 12 基で構成されることや、個々の経塚の構造などが確認され、記録として残されました。一連の調査結果と和田の考察は学術雑誌『考古界』に掲載されています。和田の調査は、経塚遺跡における国内で最初の学術的な調査事例となりました。東城寺経塚は、学史的な意義からしても重要な史跡といえます。



東城寺経塚群から出土した経筒
(東京国立博物館蔵)

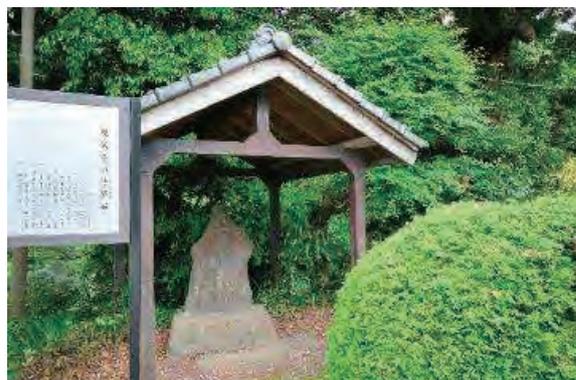
(3) 中世（鎌倉～室町時代）

鎌倉時代に入って、常陸平氏に代わり勢力を拡大したのが八田知家^{はつた ともいえ}を祖とする小田氏です。小田氏は鎌倉時代に常陸守護を務め、常陸国南部で勢力を誇りました。土浦は内海であった霞ヶ浦と桜川の河口部という自然地形上の特徴があり、かつ鎌倉街道下道が南北に通るなど水運や交通上の要衝であったと考えられます。

この地域の中世仏教の特色として、鎌倉時代に西大寺系律宗僧の忍性^{にんしょう}が筑波山麓に止住したことに伴い、律宗文化が広く伝えられたことが挙げられます。般若寺（穴塚）・東城寺（東城寺）には律宗の境界石が伝わるほか、般若寺には鎌倉の大仏を鑄造した丹治久友^{たんじひさとも}の手になる銅鐘があります。また、奈良の石工の影響を受けた花崗岩製の五輪塔などもあり、この影響で筑波山地域では花崗岩を利用した様々な石造物が多く制作されました。

鎌倉時代末期、小田治久（7代）は後醍醐天皇に味方して流罪となった藤原藤房^{ふじわらのふじふさ}を預かります。藤房のおろした髪を埋めたと伝わる藤原藤房卿遺跡（藤沢）は、戦前に南朝の忠臣の遺跡として顕彰されました。

室町時代には臨濟宗の隆盛に伴い、小田氏の庇護のもと復庵宗己^{ふくあんそうき}が法雲寺（高岡）を創建します。法雲寺には小田氏の肖像画や供養塔のほか、復庵の師中峰和尚^{ちゅうほうおしょう}の頂相^{ちんざう}を始めとする貴重な仏教遺宝が伝えられています。



東城寺境界石



絹本着色復庵和尚像

中世の霞ヶ浦周辺は、内海の津（港）を經由して僧、商人、職人の広範な移動が見られ、同時に様々なモノや文化がもたらされました。

筑波・土浦地域は室町～戦国時代末まで小田氏の支配下にありました。小田政治（14代）は大掾氏や佐竹氏らと対立しながら、支配地域を広げています。戦国時代末期には小田氏治（15代）を支えて、木田余城（木田余）には家臣信太氏が、土浦城（中央）には菅谷氏が拠りました。氏治は小田城を喪失後、藤沢城（藤沢）に拠り、戦国の争乱を戦い抜きました。豊臣秀吉の関東平定に伴い土浦周辺の多くの地域は結城秀康領となり、続く江戸時代からは徳川家の譜代大名が封じられました。

法雲寺の文化財と小田氏

中世鎌倉新仏教のうち、禅は武士に好まれ、特に臨済宗は鎌倉・室町両幕府の保護を受けました。また、中世を通じて日本と中国との間には、貿易以外に多くの留学僧が大陸の新しい教えを学ぶなど文化的な交流がありました。復庵宗己は、元の名僧中峰明本に師事し禅の教えを学び、帰国後は東国の有力武士の支持を受け、各地で中峰の教えを広めました。法雲寺文書（県指定）には室町幕府初代將軍足利尊氏から復庵を京へ招請する書状がありますが、復庵は断り、東国での教えに注力したと伝えられています。

常陸国では県北の常陸守護佐竹氏創建の清音寺（城里町）と関東八館の一つで常陸南部に勢力を誇った小田氏の法雲寺が著名で、特に法雲寺には復庵の師中峰、更に中峰の師高峰原妙の肖像画（ともに国指定）が伝えられています。ほかにも法雲寺には棕毛払子や竹織払子（ともに県指定）、禅版（市指定）などの貴重な禅宗の文化財があり、現在土浦市立博物館で管理されています。境内には、復庵の墓（市指定）近くに小田氏歴代の墓塔と伝える石造五輪塔・宝篋印塔（市指定）があり、戦国期の東国武家肖像画を代表する絵画である小田14代政治と15代氏治の肖像画（ともに県指定）も伝えられるなど、法雲寺と外護者である小田氏の強い結びつきを示す資料が多数残されています。



絹本著色
中峰和尚像



紙本著色
小田氏治肖像画

（4）近世（江戸時代）

① 譜代大名の入封と土浦城の整備

土浦城は亀城とも呼ばれました。大水のときにも城の部分が水につかることなく、その姿がまるで水に浮かぶ亀のように見えたためとも言われています。この別名が言い表しているように、土浦城は霞ヶ浦と桜川がつくりだした低湿地と微高地を巧みに利用して造られていました。

土浦は江戸に近く、東北への守りとなる要地でもあるため、代々譜代大名が藩主となりました。この歴代藩主によって城郭や城下町の整備が推進されました。慶長6年（1601）に松平信一が土浦藩主になると、本格的な城下町整備が開始され、城下を通る水戸街道を中心に、藩士・町人が住まう町場が拡大しました。元和4年（1618）に西尾忠永が藩主になると、土浦城の東櫓・西櫓などが建てられました。西尾家に代わり藩主と



土浦城櫓門

なつた朽木植綱は、明暦2年（1656）に土浦城本丸の門を櫓門に改めます。寛文9年（1669）に土屋数直が藩主になると、町場の整備を行います。数直は上水道の整備にも力を入れたとされ、真鍋村の善応寺の照井から城内に水道を引いたと伝わっています。城下では木製の水道管が複数出土していることから、江戸時代に上水道が整備されていたことが裏付けられます。天和2年（1682）に数直の子政直と代わって土浦藩主となった松平信興は、土浦城と城下町の大規模な改修に着手しました。甲州流軍学に則り、南北の門にあった馬出を大規模に改め、土塁を増築しました。

土浦城跡(県指定史跡)

土浦城は本丸を中心に二ノ丸・三ノ丸などが取り囲む、輪郭式の城郭です。築城年代は不明ですが、室町時代の「常陸国富有人注文」に「土浦郷 若泉三郎」とあり、若泉氏の居館として成立した可能性があります。16世紀には、小田氏家臣菅谷氏の居城となっていたことが史料から確認できます。

土浦城は近世に入ると東櫓や西櫓、本丸櫓門などの城内の設備や、城下町などが整備されていきました。また、本丸御殿が手狭であったことから、18世紀には外丸御殿（現水戸地方裁判所土浦支部敷地内）が設けられました。

近代に入ると、本丸御殿は土浦県庁や新治県庁、明治11年（1878）からは新治郡役所へ転用され、外丸御殿も土浦区裁判所として利用されます。しかし、本丸御殿は東櫓とともに明治17年に、外丸御殿は同38年に火災で焼失しました。西櫓も、昭和24年（1949）にキティ台風の被害に遭い、翌年に取り壊されました。

本丸に残る櫓門は、本丸に立つ櫓門としては関東唯一の遺構とされ、昭和27年には「土浦城跡及び櫓門」が茨城県指定史跡第1号に指定されました。平成3年（1991）には西櫓が、同10年には東櫓、同16年には本丸塀が復元され、今日の姿となっています。令和4年（2023）度には霞門の修復が完了しています。



常州土浦城図（加工）

②土屋家による治世と多才な藩士たち

貞享4年（1687）に松平信興が土浦藩を去ると、再び土屋政直が藩主となりました。以降、明治維新までの約180年間、土屋家がこの地を治めました。土屋家は享保3年（1718）の加増により9万5千石の大名になります。現在の本市域は、乙戸・菅谷などの一部をのぞいて、そのほとんどが土屋家の領地でした。この藩政下において、町場の整備が進展し、商人が成長しました。商人や問屋などは互いに同業者組合（仲間）を結成することで、自らの営業を安定的に行う体制を整えました。

土屋家とその家臣の家には、江戸時代の武家文化を象徴する道具などが集積されました。土屋家には、将軍家のみならず各地の大名などから数多くの刀剣が贈られました。特に、父数直に続き、長年にわたり幕府の老中を務めた政直が隠居をした際には、親族関係にあった大名のみ



「短刀 銘 筑州住行弘」（国宝）



郁文館の正門

ならず、有力大名が政直に刀を贈りました。国宝の短刀 銘 ^{ちくしゅうのじゅうゆきひろ}筑州住行弘を含む土屋家刀剣 85 振は、今日に残る大名刀剣のコレクションとして知られ、市立博物館で保管しています。また、数直・政直父子は茶道を嗜み、茶入「塩屋」をはじめとする、数多くの茶道具を収集しました。のちに土屋家で収集した道具類は「土屋蔵帳」にまとめられています。土屋家では多くの家臣を抱えていたため、武術（砲術）、絵画、儒学、地理学、医学、茶道、蹴鞠、作刀などに精通した多才な藩士たちが、藩主と藩政、そして文化を支えました。土浦藩の砲術指南を務めた関家では、大口徑の火縄銃の使用を特徴とする「関流砲術」を、藩士はもちろん、藩外から入門した多くの武士に伝授しました。大槻玄沢の蘭学塾に入門して地理学を志した山村才助は、『訂正増訳采覧異言』『西洋雑記』などを著しています。また、寛政 11 年（1799）、藩主英直のときに創設された藩校郁文館では、藩士の子弟の育成が行われました。

土屋家の刀剣(国宝・重要文化財・重要美術品 及び未指定品も含む)

土浦藩主土屋家は 11 代にわたって土浦地方を治めました。なかでも初代数直と 2 代政直は幕府の老中を長く務めたほか、他の歴代藩主も奏者番をつとめるなど、幕府の要職に就いていました。そのような背景から、土屋家の刀剣には、将軍家からの拝領品や他の大名家からの受贈品などが含まれています。土屋家の刀剣台帳「御腰物」には、刀の種別と名称、刃長、評価額などの情報とともに、刀の贈り主と土屋家に贈られた理由が記されており、その来歴を具体的に確認することができます。

大名刀剣・茶道具・書画をはじめとする大名道具については、その多くが散逸してしまいましたが、土屋家刀剣については奇跡的にまとまって保管されていました。平成 14 年（2002）に土浦市がこれらの刀剣を一括して購入し、博物館で展示替えを行いながら公開をしています。国宝・重要文化財を含む刀剣コレクションであり、全国的にみてもたいへん貴重なものです。



太刀 銘 守家造

③水運の発展、江戸とつながる城下町

土浦にとって大きな画期となったのは、江戸時代初期のいわゆる「利根川東遷」です。利根川の流路が変化したことで、土浦は霞ヶ浦と利根川、江戸川を介して江戸と繋がり、高瀬船による舟運が盛んになりました。土浦の町場には船問屋が営まれ、船や物の輸送を差配することで、城下にはさまざまな物資や情報が行き交いました。土浦から江戸へ向かう船には米や薪炭・木材・醤油樽などが積まれ、江戸では干鰯・塩・小間物・古着などが積まれて土浦へ戻ってきました。特に土浦の名産であった醤油は、江戸をはじめとする各地へ運ばれ、産地土浦の名が世に広まりました。江戸時代、真鍋・新治地区の湧水地で生産されていた植物に藺草がありました。加工した藺草の茎は、和蠟燭や行灯の芯として利用されたことから、灯心草とも呼ばれました。この地域の灯心は品質がよいことで知られ、江戸時代中期には江戸の蠟燭問屋と取引され、生産が盛んになりました。利根川



高瀬船の模型（市立博物館）

東遷にはじまる交通網の発展と、譜代大名による城下町の整備や藩政により、土浦は物資や情報、人々が行き交う、常陸国内でも有数の拠点となりました。

霞ヶ浦の水運を介して、江戸や常総地域とつながった土浦城下では、多様な町人たちが活躍しました。また、人と情報の交流は、国内外の情勢や郷土に深い関心を示す人々を育みました。常総地域では国学者や考証学者が盛んに交流をしています。土浦城下で醤油醸造・薬種業を営んだ国学者色川いろかわ三み中なかや、土浦藩の地方掛を務めた長島ながしま尉やすのぶ信などが代表的です。城下町で私塾を営んだ沼尻ぬまじり墨ぼく僊せんのもとには、城下町土浦の外からも門人が入門しました。墨僊は読み書きを教えるとともに、天文に関心をもち、渾天儀こんてんぎや大輿地球儀だいうちきゅうぎ（傘式地球儀）のほか、星座の観測記録などを作成しています。霞ヶ浦を介して、新たな情報や知識が土浦を往来しました。

（５）近代（明治～昭和時代）

①旧城下町を受け継ぎ発展

明治4年（1871）の廃藩置県によって土浦藩は廃され、土浦県が設置されました。その後、土浦県は新治県となり、新治県は明治8年に茨城県の一部となります。この間、旧土浦城本丸は土浦県庁・新治県庁として利用され、明治11年以降は新治郡役所として使われました。また、旧土浦城外丸に裁判所が設けられるなど、近代の土浦も行政の中心地でした。

経済的な側面においても、土浦は引き続き県南の商都として発展しました。霞ヶ浦の水運による物資の流通拠点として東京方面とのつながりが維持され、明治20年代（1887～1896）には新たに蒸気船も就航して銚子や鹿島方面を結びました。醤油醸造は東京市場だけでなく、土浦周辺の市場向けの生産に移行しながら堅調に推移しました。

明治5年（1872）に学制が布かれると、土浦では明治6年（1873）に土浦小学校が最初に開校しています。当時の学校は地域の人々の寄付金や授業料に頼るものであったため、学校を建てること自体が大変な時代でしたが、土浦小学校では明治18年には付属幼稚園も開園させ、幼児教育から地域の教育をリードしました。現存する全国の公立幼稚園のなかでは10番目に古い開園であり、茨城県内では最初の幼稚園となった土浦幼稚園では、最新の幼児教育法が取り入れられ、熱心に保育が進められました。親の多くは商業に携わっており、商人が中心となって地域の学びの場をととのえ、土浦の教育を支えました。

土浦には中学校や高等女学校も開校しました。明治40年代（1907～1911）になると土浦中学校や土浦小学校が洋風建築の校舎に建て替えられました。地域を担う人材を育てる校舎は、地域のシンボリックな存在です。このうち旧茨城県立土浦中学校本館は今でもその雄姿を伝えています。



旧茨城県立土浦中学校本館

旧茨城県立土浦中学校本館(国指定重要文化財)

初等教育の充実とともに中等教育の必要性が高まるなか、土浦中学校は、明治 30 年（1897）に茨城県尋常中学校土浦分校（現茨城県立土浦第一高等学校）として土浦城内に創設され、明治 38 年、真鍋に新校舎が完成して現在地に移転しました。

真鍋新校舎は、当時の県予算の 6% 近い 60,000 円を越す額が投じられた、ゴシック風の洋式建築でした。設計にあたったのが駒杵勤治です。駒杵は、東京駅の設計で知られる辰野金吾に東京帝国大学工科建築科で学んだのち、茨城県に 2 年 3 か月奉職した技師で、県内の学校や警察署などの建築物を設計しました。昭和 49 年（1974）に正面玄関屋根裏から発見された棟札には「上棟式 大棟梁 茨城県技師工学士駒杵勤治」と記されています。



教室の内部

昭和 51 年には「旧茨城県立土浦中学校本館」として、旧制中学校の校舎としては全国最初に国の重要文化財に指定されました。平成 29 年（2017）には、創立 120 周年記念事業の一環として旧本館改修工事が行われています。

②鉄道の開通から海軍航空隊開隊

明治時代の土浦にとって大きな出来事であったのは、明治 29 年（1889）に土浦－田端間の開通をみた日本鉄道土浦線（現在の常磐線）の敷設です。鉄道は東京と土浦を結ぶ新たな交通手段となり、土浦の水陸交通の要衝としての役割を大きくしました。また、常磐線の線路は霞ヶ浦沿いに通され、霞ヶ浦からの逆水



筑波鉄道

を防ぐ堤防の役割をもたせ、川口川河口には閘門が設けられました。堤防や閘門設置は、土浦を水害から守ろうとした色川三郎兵衛（英俊）による功績だと伝わっています。大正 7 年（1918）には筑波鉄道も開通し、土浦－岩瀬（桜川市）間を結んでいます。

近代における養蚕業・製糸業の発展は、土浦に新たな産業を呼び込みました。周辺の養蚕農家から出荷された繭は、大正 6 年に設けられた土浦繭糸市場（繭市場）で取引されました。繭市場は取引を行っていない期間、百貨店（豊島百貨店）として営業しました。また、複数の製糸工場が建てられました。とくに荒川沖駅近くに建設された岡谷館製糸所荒川沖工場では、多くの女工たちが働いていました。



土浦繭糸市場（右奥）と製糸工場の煙突（左手）

大正 10 年には阿見村（現阿見町）に臨時海軍航空術講習部が設置され、翌 11 年に霞ヶ浦海軍航空隊として独立をみたことで、土浦は新たな展開を迎えます。海軍関係の需要に応えるかたちで町は発展していきます。現在の桜町一帯の新市街地の造成もその一つです。大正時代末期には土浦－阿見間を結ぶ常南電気鉄道が敷設され、海軍航空隊への玄関口としての性格を強めていきます。航空隊の殉職者の慰霊と商店街の振興のため、神龍寺の住職秋元梅峯が^{あきもとばいほう}大正 14 年に開いた花火大会は、今日に続く土浦全国花火競技大会として今日に継続されています。

③「空都」土浦へ

昭和4年(1929)には飛行船ツェッペリン伯号が世界一周の途次で霞ヶ浦海軍航空隊に飛来し、日本各地から多くの人が見学に訪れました。同6年には太平洋を横断したリンドバーグ機が霞ヶ浦海軍航空隊に着水しています。

昭和時代初期の土浦は、遊覧都市としての性格を打ち出していきます。筑波鉄道は筑波山への登山客を運び、霞ヶ浦に就航した水郷汽船は水郷遊覧を楽しむ人々に利用されました。観光資源として桜川堤の桜が見いだされ、東京方面からの観光客を呼び込む春の桜川堤の観桜と秋の花火大会は二大イベントとなりました。

昭和12年(1937)に土浦町は中家村^{なかやむら}を合併して町域を広げると、翌13年には藤沢村^{むしかげ}のうち大字虫掛^{あずまむら}を、14年には東村^{あずまむら}を合併しました。そして15年には真鍋町と対等合併をして、市制を施行し土浦市が誕生しました。

昭和14年に設置をみた霞ヶ浦海軍航空隊飛行予科練習部は、翌15年に土浦海軍航空隊(予科練)として独立しました。土浦は予科練生ゆかりの町となります。また、二つの航空隊の玄関口として、また首都防衛という面からも、土浦はしばしば「空都」と形容されるようになりました。戦時中、航空隊周辺は激しい空爆を受けましたが、市街地は大きな被害を免れたことで、多くの文化財や歴史資料が今日に残りました。また、現在の市域には、戦争関係の遺跡なども残されています。

戦後の昭和23年(1948)に土浦市は朝日村荒川沖^{つわむら}と都和村^{つわむら}を合併、さらに同29年には上大津村^{とりでむら}を合併しました。また、同30年には藤沢村^{やまのしょうむら}・斗利出村^{にいほりむら}・山ノ荘村^{にいほりむら}が合併をして新治村となりました。このとき誕生した新治村は、いわゆる「平成の大合併」により平成18年(2006)に土浦市と合併し、今日の土浦市域が形成されました。



市制施行記念絵葉書セットの袋
「空都水郷の土浦」

霞ヶ浦の魚食文化

霞ヶ浦沿岸の地域では、伝統的に霞ヶ浦で獲れるコイやフナ、ワカサギ、シラウオ、ウナギ、エビなどを食してきました。明治時代になると、霞ヶ浦周辺では小魚などを醤油と砂糖の濃い味付けで煮詰めて加工する佃煮の製造が始まりました。佃煮は日清・日露戦争では軍隊の保存携帯食として戦地での需要が高まり、常磐線を利用して流通しました。また、明治時代以降の帆引網漁の普及によって、ワカサギやシラウオの漁獲量も増えました。土浦に佃煮や煮干しを取り扱う店が多いのはこうした背景によるものです。かつての土浦の町のなかでは、「いさばや」などの川魚を扱う店や、店先でワカサギの笹焼きを焼いて売る光景がよくみられました。

川魚の魚食文化は土浦の一つの特徴であり、ワカサギ・シラウオやエビの煮干しや釜揚げ、佃煮、コイの甘煮などの加工品が特産品として人気があるほか、食材として地域のスーパーに並んでいます。それに対し、淡貝(カラスガイ・ドブガイ)は、かつては家庭の食卓に並んでいたものの、霞ヶ浦の環境変化により漁獲が激減し入手が困難となったため、現在ではほとんど見られなくなりました。



カワエビの佃煮

(6) 芸術

江戸時代、城下町であった土浦には様々な文化的な素養をもった人々がつどいました。土浦藩のお抱え絵師であった岡部洞水は狩野派に学んだ絵師で、優れた作品を数多く残しました。洞水の画業は、岡部永知と広瀬知浩らに引き継がれていきました。町人学者であった沼尻墨僊も多くの書画を残しています。その他、和歌では色川三中や佐久良東雄などが、俳諧では内田野帆などが活躍しました。沼尻墨僊や内田野帆らは土浦の「八景」を選定し詩歌や絵画に残しています。

明治時代から昭和初期にかけて、県南の中心都市であった土浦には、様々な芸術家が立ち寄りました。町には土浦病院を営んだ石島家のように、河童の絵で知られる日本画家小川芋銭と交流し、彼の活動を支えた人々もいました。美術の分野では、パリに留学し帝展・文展に活躍し妻の郷里の土浦に一時滞在した洋画家渡辺浩三、東京美術学校を経て蓮などの地域の自然を描いた作品を多く残した日本画の浦田正夫、帝展で活躍し色川三郎兵衛銅像をはじめ数多くの作品を手がけた彫刻家一色五郎などがいます。また、戦後にピエロの作家として人気を博した埴賢三も土浦出身の洋画家です。文学の分野では、早稲田大学で教鞭をとりながら井原西鶴などの江戸文学を研究し業績をあげた山口剛や、劇作家・演出家さらにエッセイストとして活躍した『ブラリひょうたん』の作者高田保などがあげられます。

戦後すぐに二科会は土浦で茨城県支部を発足させました。また、昭和22年(1947)には茨城県内では他に先駆けて市民公募による展覧会「土浦市美術展覧会」(土浦市展)が開催され、すでに70年を超える歴史を有しています。土浦の人々が芸術文化に熱い思いをもっていたことのあらわれともいえます。



岡部洞水 唐子図



埴賢三 愛の賛歌

(7) 郷土の人物

奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	戦国	江戸	明治
<p>最仙 (最澄の弟子、東城寺を開山したと伝わる) (? - ?)</p> <p>平致幹 (常陸平氏本宗家当主。東城寺経塚群を造営) (? - ?)</p> <p>八田知家 (小田氏の祖。国重文の等覺寺銅鐘を寄進) (1142? - 1218)</p> <p>忍性 (真言律宗を広める、東城寺・般若寺に結界石) (1217 - 1303)</p> <p>小田治久 (小田氏7代、藤原藤房・北畠親房らを迎える)</p> <p>復庵宗己 (小田氏ゆかりの高僧。法雲寺を開山) (1280 - 1358)</p> <p>小田政治 (戦国武将、小田氏の勢力範囲を広げた) (1492 - 1548)</p> <p>小田氏治 (戦国武将、小田氏最後の当主) (1534 - 1602)</p> <p>関之信 (土浦藩関流砲術の祖) (1596 - 1671)</p> <p>土屋数直 (土浦藩土屋家初代。徳川家光の近習から老中に) (1608 - 1679)</p> <p>松平信興 (土浦藩主。土浦城北門・南門を整備した) (1630 - 1691)</p> <p>土屋政直 (土屋家2代藩主、9万5千石の領地を得る) (1641 - 1722)</p> <p>大国屋 (国分) 勘兵衛 (伊勢商人。土浦城下で醤油醸造を始める) (? - 1739)</p> <p>土屋篤直 (土屋家4代藩主、寺社奉行。「土浦道中絵図」を描く) (1732 - 1776)</p> <p>大国屋 (尾形) 徳兵衛 (大国屋勘兵衛家から暖簾分け、中城町に店を構える) (1741 - 1815)</p> <p>(土浦藩士、地理学者。『訂正増訳采覧異言』を著す) 山村才助 (1770 - 1807)</p> <p>(町人学者、文人、天文にも関心をもつ) 沼尻墨僊 (1775 - 1856)</p> <p>(農政学者、土浦藩に仕える) 長島尉信 (1781 - 1867)</p> <p>(土浦藩士、公用人) 大久保要 (1798 - 1859)</p> <p>(儒者、郁文館で五十嵐愛山らを育てる) 藤森弘庵 (1799 - 1862)</p> <p>(国学者、町人。「香取文書纂」などを編纂) 色川三中 (1801 - 1855)</p> <p>(土浦藩医、華岡青洲に麻酔術を学ぶ) 辻元順 (1803 - 1880)</p> <p>(元善応寺住職、尊王の志士) 佐久良東雄 (1811 - 1860)</p> <p>(土浦藩士、尊皇の立場で反論を統一) 中田平山 (1813 - 1887)</p> <p>(土浦藩士、藩校郁文館の教授、藩政に参画) 五十嵐愛山 (1819 - 1874)</p> <p>(土浦藩士、藩校郁文館の教授) 木原老谷 (1824 - 1883)</p> <p>(代議士、川口川閘門建設に関わる) 色川三郎兵衛(英俊) (1842 - 1905)</p> <p>(土浦藩医、在郷の医師) 安村江痴 (1843 - 1901)</p> <p>(早稲田大学教授、江戸文学の研究) 山口剛 (1884 - 1932)</p> <p>(茨城県技師、旧土浦中学校本館を設計) 駒杵勤治 (1877 - 1919)</p> <p>(劇作家、演出家。『ブラリひょうたん』を著す) 高田保 (1895 - 1952)</p>							

第2章 これまでの歴史文化遺産の調査及び概要と特徴

本市には、長い歴史によって生み出されたさまざまな歴史文化遺産があります。

市内では、今までに国・県の調査や、土浦市史編さんや市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）の調査研究活動などにより、多くの歴史文化遺産が把握されています。

1. 歴史文化遺産の把握調査

(1) 調査の実施状況

これまでに本市域において実施された把握調査は次のとおりです。

表20 本市で行われた歴史文化遺産の調査

種別	発行年	報告書名	発行機関	収録内容など		
有形文化財	建造物	1976	茨城県の民家 茨城県民家緊急調査報告書	茨城県教育委員会	矢口家住宅・雷岡家住宅など	
		1982	茨城県の近代社寺建築	茨城県教育委員会	八坂神社本殿など	
		2007	茨城県の近代化遺産 茨城県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	茨城県教育委員会	関家煉瓦蔵など	
		2017	茨城県近代和風建築総合調査報告書	茨城県教育委員会	旧大徳呉服店北棟など	
		(2022)	歴史的建造物状況確認調査【調査票作成】	土浦市教育委員会	土浦城下・真鍋・山ノ荘地区	
	絵画	(2004)	未指定有形文化財調査【調査票作成】	茨城県教育委員会	市内寺院等所蔵絵画	
	彫刻	1985	土浦の石仏	土浦市文化財愛護の会	土浦市内石造仏	
		1997	茨城の仏像—茨城県内社寺所蔵美術工芸品の調査報告—	茨城県立歴史館	海蔵寺木造阿彌陀如来坐像など	
		(2004)	未指定有形文化財調査【調査票作成】	茨城県教育委員会	市内寺院等所蔵木造仏	
		2014	土浦の石仏—新治地区編—	土浦市教育委員会	旧新治村内石造仏	
	工芸品	1985	土浦の石仏	土浦市文化財愛護の会	土浦市内石塔など	
		(2004)	未指定有形文化財調査【調査票作成】	茨城県教育委員会	市内寺院等所蔵工芸品	
		2011	茨城の狛犬—県内狛犬の集成と調査研究—	茨城県立歴史館	水天宮蔵狛犬	
		2014	土浦の石仏—新治地区編—	土浦市教育委員会	旧新治村内石塔など	
	書跡	(2004)	未指定有形文化財調査【調査票作成】	茨城県教育委員会	市内寺院等所蔵書跡	
	古文書	1987～	土浦市史資料目録(1～32)	土浦市教育委員会・土浦市立博物館	土浦の古文書1～沖宿地区の古文書まで刊行済	
	その他	考古資料	1994	茨城県における古代瓦の研究	茨城県立歴史館	寺畑遺跡・東城寺出土資料
			2004	茨城県の形象埴輪—県内出土の形象埴輪の集成と調査研究—	茨城県立歴史館	高津天神山古墳出土人物埴輪など4件
		歴史資料	1985	土浦の石仏	土浦市文化財愛護の会	土浦市内道標など
			1998	土浦の句碑・歌碑	土浦市文化財愛護の会	土浦市内句碑歌碑
(2004)			未指定有形文化財調査【調査票作成】	茨城県教育委員会	市内寺院等所蔵歴史資料	
2014			土浦の石仏—新治地区編—	土浦市教育委員会	旧新治村内道標など	
(2022)	未指定文化財地域調査【調査票作成】	土浦市教育委員会	土浦城下・真鍋・新治地区の記念碑・墓碑など			
無形文化財	—	(※該当調査報告書なし)	—	—		
民俗文化財	有形民俗文化財	—	(※該当調査報告書なし)	—	—	
		無形民俗文化財	1980	土浦市史 民俗編	土浦市役所	山の神講(今泉・小山崎・白鳥)ほか
	1987		茨城の民謡 民謡緊急調査報告書	茨城県教育委員会	霞ヶ浦帆曳き歌	
	1989		茨城の諸職—諸職関係民俗文化財調査報告—	茨城県教育委員会	桶屋、かすみ人形、花火、灯心	
	1990		茨城県内の民謡に関する保存会・無形民俗文化財の現況	茨城県郷土民謡振興会	霞ヶ浦帆曳き歌保存会など	
	1996		茨城県の民俗芸能—茨城県民俗芸能緊急調査報告書—	茨城県教育委員会	日枝神社流鏝馬など	
	2010		茨城県の祭り・行事	茨城県教育委員会	秋祭り(笠師)など	
	2014		山ノ荘の民俗・日枝神社の流鏝馬祭	土浦市立博物館	金嶽神社の祭り(小高)ほか	
	2018		藤沢・斗利出の民俗	土浦市立博物館	元旦祭(大畑)ほか	
	2023	「東日本の盆綱」総合調査報告書	茨城県教育委員会	佐野子の盆綱		
記念物	遺跡地(史跡)	1959	茨城県古墳総覧	茨城県教育委員会	愛宕山古墳など	
		1965	茨城県遺跡地名表	茨城県教育委員会	土浦市内・旧新治村内の埋蔵文化財包蔵地	
		1975	茨城県遺跡地名表	茨城県教育委員会	土浦市内・旧新治村内の埋蔵文化財包蔵地	
		1980	全国遺跡地図 茨城県	文化庁	土浦市内・旧新治村内の埋蔵文化財包蔵地	
		1984	土浦の遺跡—埋蔵文化財包蔵地—	土浦市教育委員会	土浦市内・旧新治村内の埋蔵文化財包蔵地	
		2001	茨城県遺跡地図(改訂版)	茨城県教育委員会	土浦市内の埋蔵文化財包蔵地	
	名勝地(名勝)	2012	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	文化庁	亀城公園、桜川堤	
		2013	名勝に関する調査報告	文化庁	霞ヶ浦	
	動物・植物、地質鉱物(天然記念物)	1992	みどりの文化財つちうら	土浦市文化財愛護の会	土浦市内の代表的な樹木	
		1998	茨城県自然博物館第1次総合調査報告書	茨城県自然博物館	霞ヶ浦、北浦の魚類、ほか	
		2002	市を代表する樹木(『みどりの文化財つちうら』の一覧表改訂)	土浦市文化財愛護の会	土浦市内の代表的な樹木	
		2019	みどりの文化財つちうら—新治地区の樹木—	土浦市文化財愛護の会	新治地区の代表的な樹木	
	文化的景観	2003	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査報告(報告)	文化庁	霞ヶ浦沿岸のハス田、穴塚大池	
伝統的建造物群	1979	土浦の街並—伝統的建造物群調査概要—	土浦市教育委員会	下高津～真鍋間の伝統的建造物		

※発行年が()のものは、報告書としては未刊行(調査票作成まで)のもの。

なお、上記調査以外にも、市史編さんや市立博物館・考古資料館の特別展・企画展等に伴う調査を通じて歴史文化遺産の把握につとめてきました。

また、本計画の作成に伴い下記の把握調査を実施しました。

ア. 歴史的建造物状況確認調査（令和3年（2021）11月～4年2月実施）

茨城県建築士会土浦支部所属のヘリテージマネージャー7名とともに、3班に分かれて①土浦城下地区（105軒）、②真鍋地区（45軒）、③山ノ荘地区（59軒）にある歴史的建造物（昭和20年代以前に建てられた建物、門を中心とする）の所在・構造年・利用状況などについて調査しました（詳細は巻末附編参照）。



歴史的建造物状況調査

イ. 文化財愛護の会ヒアリング調査（令和3年7月実施）

土浦市文化財愛護の会会員（222名）を対象に、①記念碑・道標（石仏を除く）、②地域名称を持つ橋・道路、③河岸や船着き場の遺構、④庭・庭園、⑤絵馬・奉納物、⑥伝統的な農産物・生産物・生産方法、⑦伝統的な工芸技術、⑧地域の伝統的な祭礼・民俗行事、⑨家庭内の伝統的な民俗行事、⑩地域の伝統的な食文化、⑪その他土浦地域の特徴的と思われる「もの」「こと」について聞き取り調査を行いました（詳細は巻末附編参照）。

本調査では、記念碑等については各地に特色のあるものが存在することが寄せられました。また、神社の奉納物や個人宅の庭などの情報も寄せられました。その他については有効な情報が少ない結果となり、今後も継続して情報収集に努めることとしました。

ウ. 未指定文化財地域調査（令和3年11月～4年1月実施）

上記の文化財愛護の会ヒアリング調査をもとに、文化財愛護の会会員6名と共に、①土浦城下地区（25か所・110基）、②真鍋地区（11か所・37基）、③新治地区（26か所・56基）の記念碑・道標などについて調査を行いました（詳細は巻末附編参照）。



未指定文化財地域調査

（2）これまでに把握された歴史文化遺産の件数

上記調査等によって現在確認されている歴史文化遺産の把握件数は次の通りです。

表21 歴史文化遺産の把握件数

歴史文化遺産																			合計
文化財(指定等文化財+未指定文化財)																		土浦遺産	
有形文化財								無形文化財	民俗文化財			記念物			文化的景観	伝統的建造物群	文化財の保存技術		
建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	遺跡(史跡)	名勝地(名勝)	動物、植物、地質鉱物(天然記念物)						
228	483	1,216	1,131	203	544	184	576	0	4,516	189	688	5	164	4	1	0	10	10,142	

注)文化財は指定文化財及び未指定文化財(所在等を認識し、リスト等を作成しているものの件数)の合計
遺跡(史跡)には埋蔵文化財包蔵地を含む
「土浦遺産」には、土浦全国花火競技大会などのイベント、佃煮やレンコンなどの特産品などを集計している

令和5年3月末現在

2. 指定等文化財の概要

本市には令和4年度(2022)現在、国の重要文化財が11件(うち国宝1件)、国の史跡が1件、茨城県指定文化財が46件、土浦市指定文化財が223件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(以下、『国の記録選択』『国選択無形民俗文化財』『選択文化財』『国選択』という。)が2件、国登録有形文化財が18件、重要美術品が7件あり、特に土浦市が指定した文化財の数は茨城県内の市町村で最多を誇ります(指定文化財一覧は附編参照)。指定文化財の大半を占める市指定文化財は、平成18年(2006)の土浦市・新治村合併前に、それぞれの市や村で指定されていたものです。指定文化財の詳細は『土浦の文化財』(2009年 土浦市教育委員会)にまとめられています。

類型別の指定等文化財の件数は下表のとおりです。なお、現在、無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群、選定保存技術に指定あるいは選定されているものはありません。

表22 指定等文化財の集計

(単位:件・点)

類型		指定文化財			国の記録 選択	国の登録 文化財	国認定重 要美術品	類型別計	備考
		国	茨城県	土浦市					
有形文化財	建造物	1	3	15		18	0	37	
	絵画	1	4	11		0	1	17	
	彫刻	1	9	42		0	0	52	
	工芸品	7	14	55		0	6	82	うち国宝1
	書跡	0	3	5		0	0	8	
	古文書	0	0	7		0	0	7	
	考古資料	1	4	15		0	0	20	
	歴史資料	0	1	12		0	0	13	
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	7		0		7	
	無形の民俗文化財	0	3	6	2	0		11	※1・2
記念物	遺跡(史跡)	1	3	41		0		45	
	名勝地(名勝)	0	0	2		0		2	
	動物、植物、地質鉱物 (天然記念物)	0	2	5		0		7	
文化的景観		0	0	0				0	
伝統的建造物群		0	0	0				0	
指定・登録数計		12	46	223	2	18	7	308	

※1 「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」はかすみがうら市・行方市と共同

※2 「からかさ万灯」は国の記録選択・県指定無形民俗文化財に重複

令和5年3月末現在

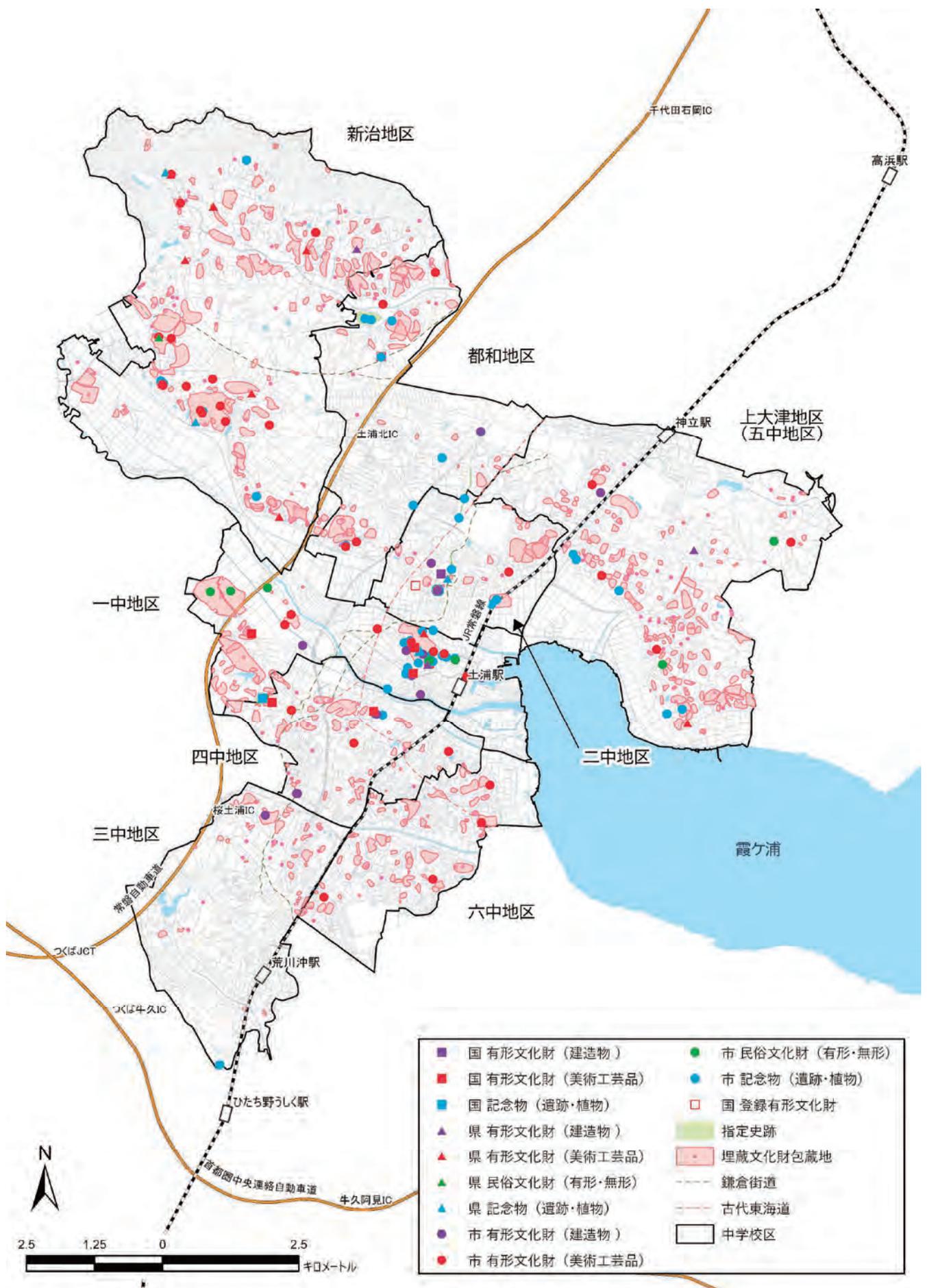


図40 指定等文化財位置図

3. 地域別にみた指定等文化財所在状況と概要

(1) 地域別の所在状況と傾向

指定等文化財の所在状況を地域別に見ると、一中地区に全体の約47%が集中しています。これは現在市立博物館に収蔵されている指定等文化財が多いことや、土浦城跡がこの地区にあるため、城郭に関する史跡や城下町に由来する文化財が多く存在するためであると考えられます。なお新治地区については、この地区から博物館に寄託されている資料が多くあるため、本来この地区の指定等文化財総数は下表の数値よりも多くなります。

また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は上大津地区や新治地区に多い傾向があります。

表23 指定等文化財と埋蔵文化財包蔵地 所在地別集計

(単位：件・点)

類型	所在地								小計	うち市所有 及び土浦市 博・上高津 貝塚所蔵・ 寄託	備考	
	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	上大津地区 (五中地区)	六中地区	都和地区	新治地区				
有形文化財	建造物	17	4	1	3	2	0	9	1	37	12	
	絵画	14	0	0	1	0	0	0	2	17	11	
	彫刻	15	3	0	11	10	3	0	10	52	2	
	工芸品	45	4	0	2	4	2	10	15	82	24	
	書跡	3	1	0	0	1	1	0	2	8	3	
	古文書	6	0	0	1	0	0	0	0	7	6	
	考古資料	5	0	0	4	0	0	0	11	20	8	
	歴史資料	11	1	0	1	0	0	0	0	13	10	
無形文化財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形	5	0	0	0	1	0	0	1	7	3	
	無形	3	0	0	1	2	0	1	4	11	0	大畑のからかさ万灯は 国選択・県指定
記念物	遺跡(史跡)	20	8.5	1	2	5	0	4.5	4	45	9.5	
	名勝地(名勝)	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
	動物、植物、地質鉱物 (天然記念物)	1	1	0	1	0	1	2	1	7	2	
文化的景観	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
指定数計	145	22.5	2	27	25	7	26.5	53	308	90.5		
埋蔵文化財包蔵地(遺跡)	38	27	47	49	189	69	66	152	637	7		

※土浦市立博物館所蔵・寄託資料は一中地区、上高津貝塚ふるさと歴史の広場所蔵・寄託資料は四中地区として集計

※水戸街道松並木は二中地区・都和地区にまたがるため、地区の員数を0.5づつとして集計

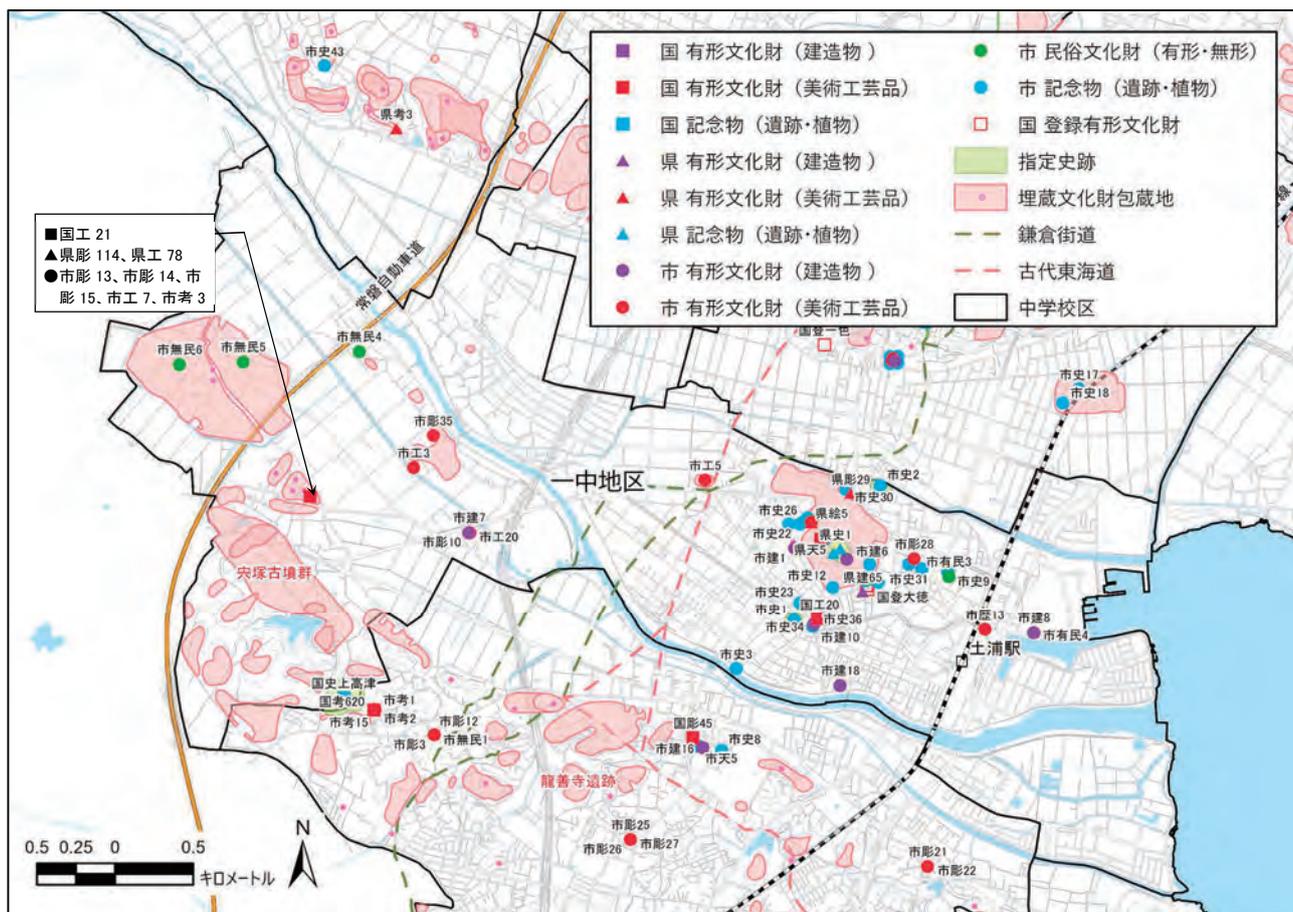
※板谷の一里塚(2基)のうち1基は個人所有地にあるため、市所有を0.5として集計

令和5年3月末現在

なお、これらのうち全体の約3割に当たる91件については、市立博物館及び上高津貝塚ふるさと歴史の広場の所蔵や寄託された資料と、市が管理する建造物や史跡等であり、十分な保存が行われています。

(2) 各地区別指定等文化財所在状況の概要

①一中地区 (全体図)

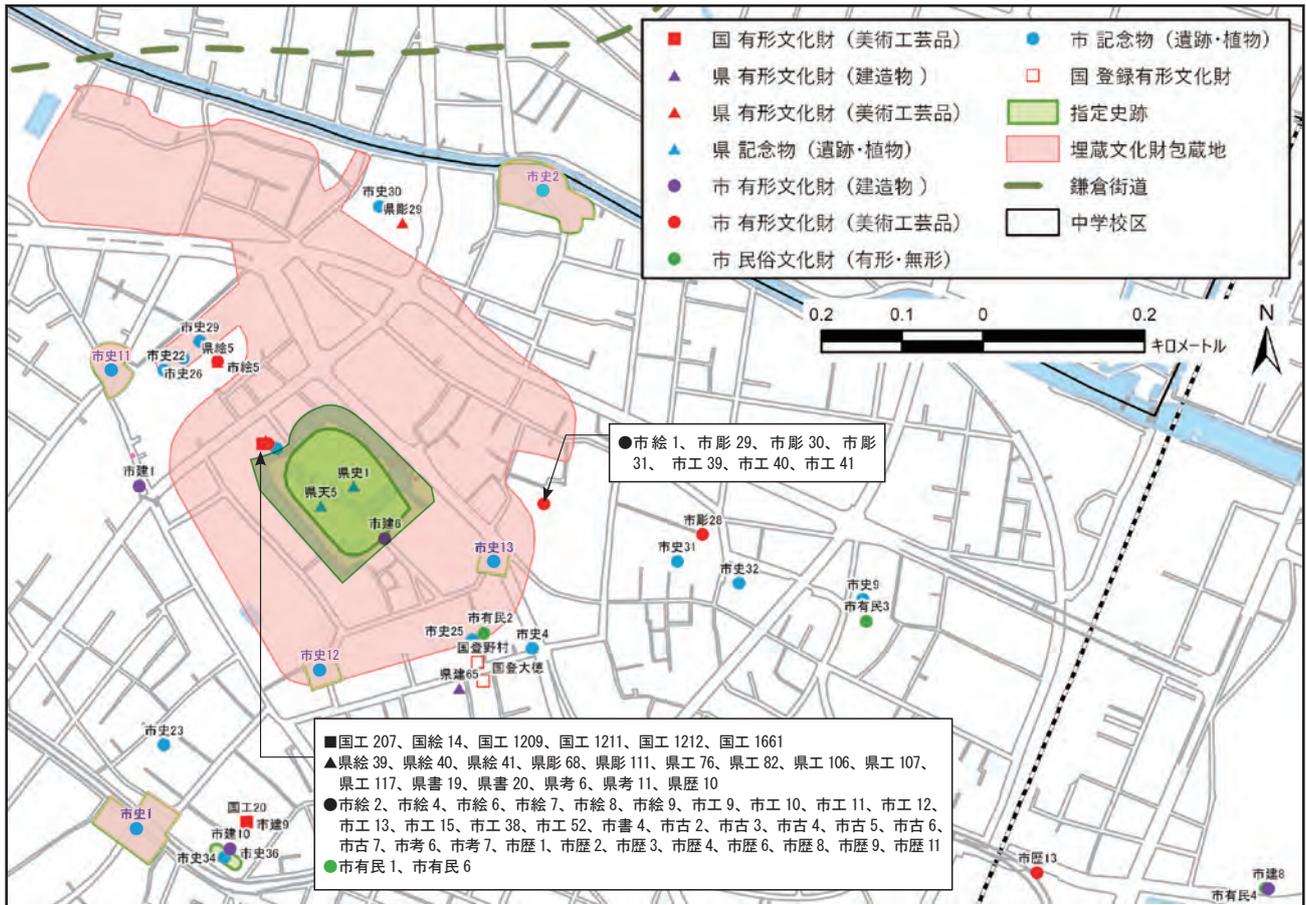


一中地区は土浦駅などを含む市の中央部にあたります。この地域には、145 件の指定・登録文化財及び 38 か所の遺跡が所在しています。この地域には茨城県指定史跡の「土浦城跡及び櫓門」などの土浦城や城下町、水戸街道土浦宿や近代の土浦町などが含まれていることから、近世・近代を中心とした文化財が多く見られるのが特徴で、このうち「土浦城旧前川口門」など市指定建造物 2 件、県指定史跡「土浦城跡及び櫓門」及び市指定史跡「大手門の跡」など市指定史跡 6 件、県指定天然記念物「亀城のシイ」は、土浦城に関係するものです。また国の重要文化財である「銅鐘（等覺寺）」や県指定文化財「矢口家住宅」など建造物 11 件、工芸品 1 件、有形民俗文化財 1 件、史跡 1 件も水戸街道沿いの文化財です。なお、国宝・重要文化財を含む指定文化財及び重要美術品計 61 件については市立博物館で管理しており、本市が所蔵する現代絵画資料も同地区内の土浦市民ギャラリーで管理しています。また、宍塚には国指定重要文化財の「銅鐘（般若寺）」をはじめ、宍塚古墳群のように豊かな自然景観とともに残されている遺跡もあります。

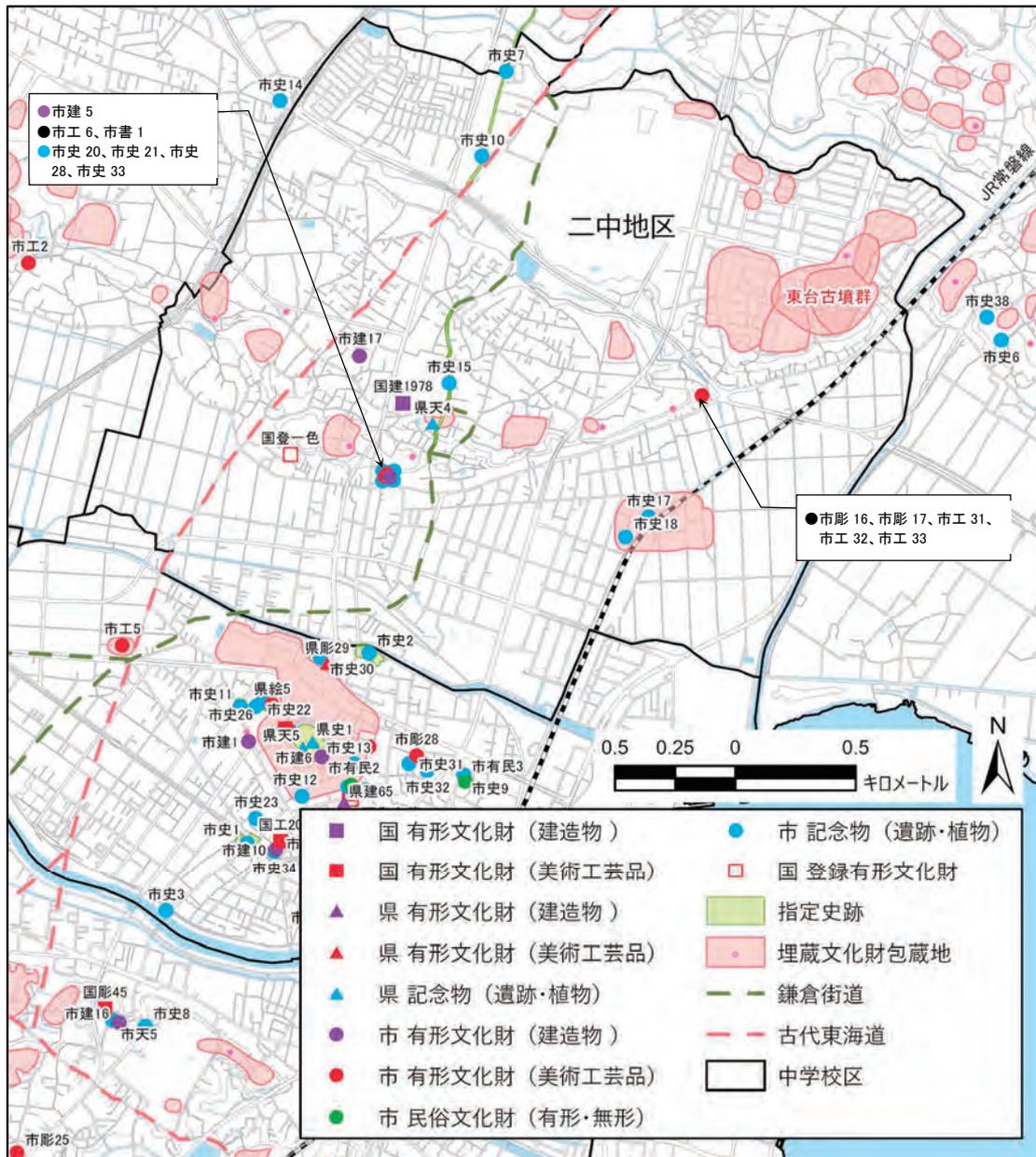


土浦城櫓門

一中地区（土浦城周辺拡大図）

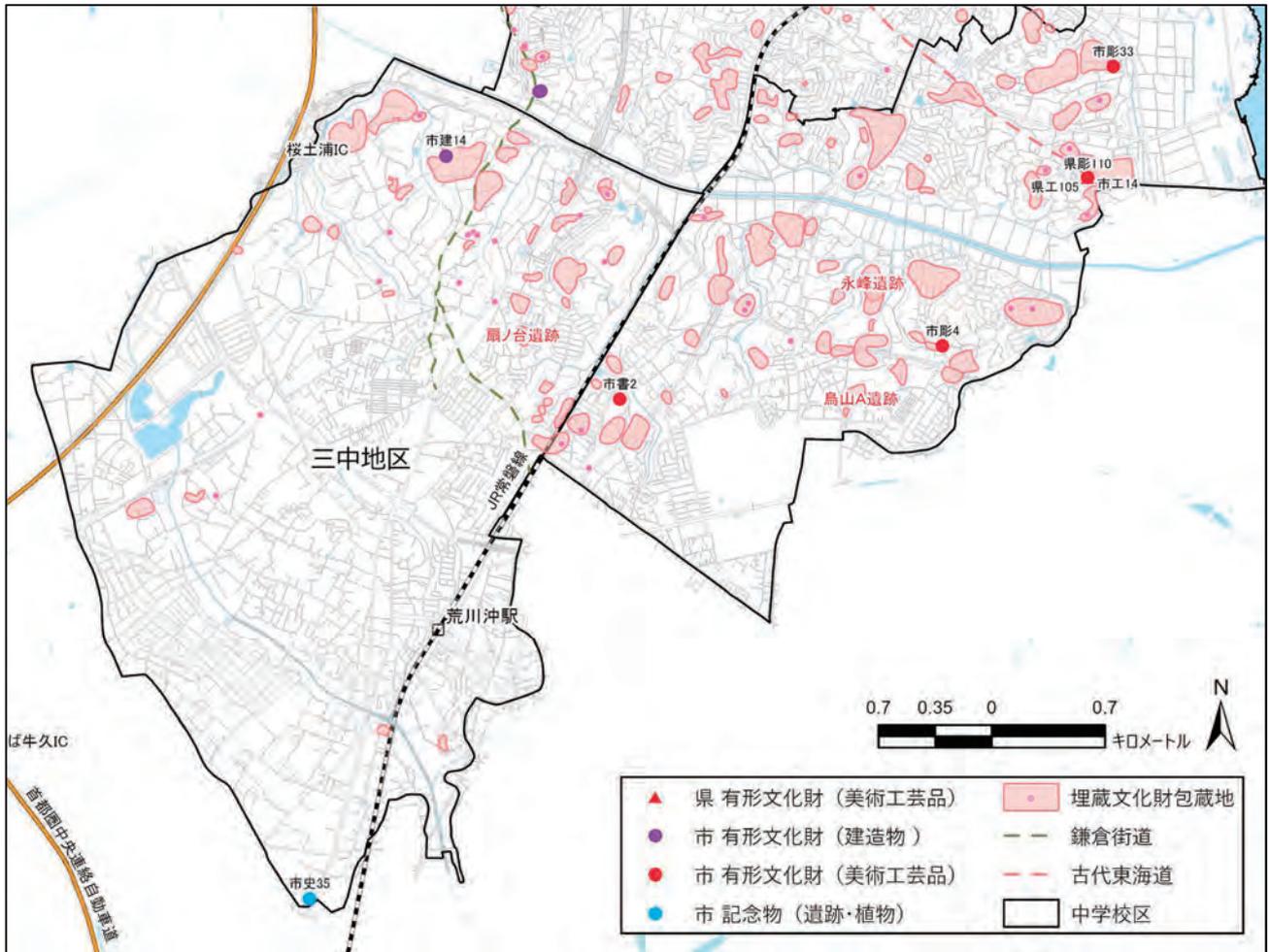


②二中地区



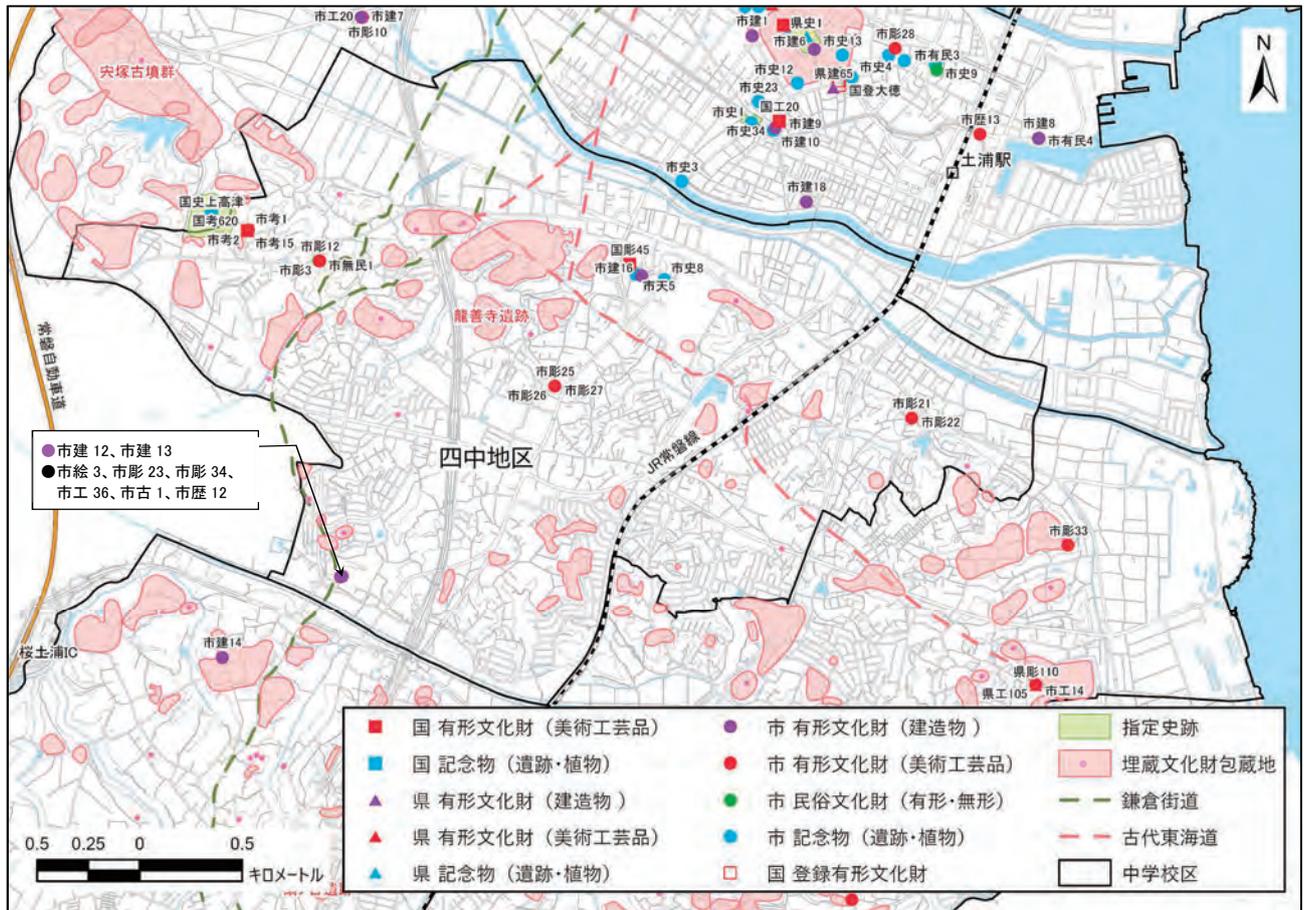
二中地区は一中地区の北側に隣接する地域です。この地域は旧真鍋町及び旧都和村の範囲を主とし、水戸街道沿いには歴史的建造物などが残る一方、大規模な土地区画整理事業などにより市街化も進んでいる地域です。この地域には22件の指定・登録文化財及び27か所の遺跡が所在しています。真鍋四丁目の茨城県立土浦第一高等学校内にある「旧茨城県立土浦中学校本館」は市内唯一の国の重要文化財（建造物）です。隣接する真鍋小学校にある県指定天然記念物「真鍋のサクラ」は明治40年（1907）に植樹されたもので、ソメイヨシノとしては国内でも有数の古木です。また、東若松町・板谷にある市指定史跡「水戸街道松並木」及び街道両側の「板谷の一里塚」は、近世の水戸街道の様子を伝えている貴重な史跡です。なお、西真鍋町にある国の登録有形文化財建造物「一色家住宅主屋」は江戸時代の武家住居の面影を残すもので、令和3年に市へ寄贈されたことから今後利活用を進めていきます。遺跡としては、木田余東台で縄文時代中期・弥生時代後期・古墳時代から古代にかけての大規模な遺跡が確認・調査されており、発見された東台古墳群13号墳の箱式石棺は、上高津貝塚ふるさと歴史の広場に移設されています。

③三中地区



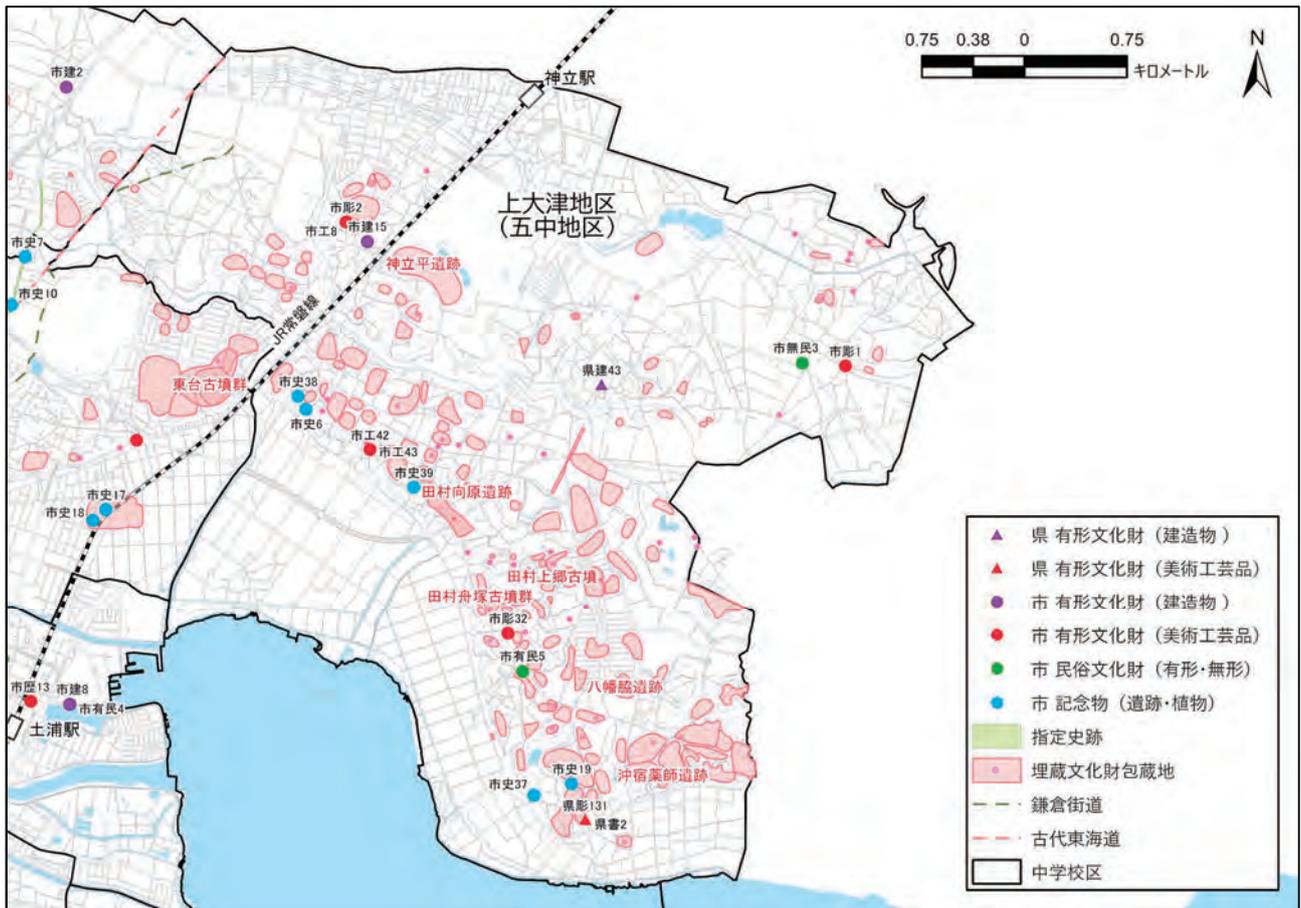
三中地区は市域の南部に位置する地域です。この地域は旧東村及び旧朝日村の範囲を中心とし、古くは水戸街道中村宿や荒川沖宿を中心に栄え、近代以降は JR 荒川沖駅を中心に市街化が進んでいます。この地域には、2 件の指定文化財及び 47 か所の遺跡が所在しています。荒川沖にある市指定史跡「荒川沖の一里塚」は現在の国道 6 号沿いにあり、道の対面にある牛久市指定文化財「中根一里塚」とともに、水戸街道両側の一里塚が保存されている貴重な史跡です。また、鹿島神社本殿・拝殿・鳥居は江戸時代中期から後期にかけての建物です。なお、現状で指定文化財が最も少ない地域ですが、貴重な文化財も確認されていることから、それらの重要性について検討を重ねていく必要があります。遺跡としては花室川右岸台地上に扇ノ台遺跡などの縄文時代中期・古代の大規模な遺跡が確認・調査されています。

④四中地区



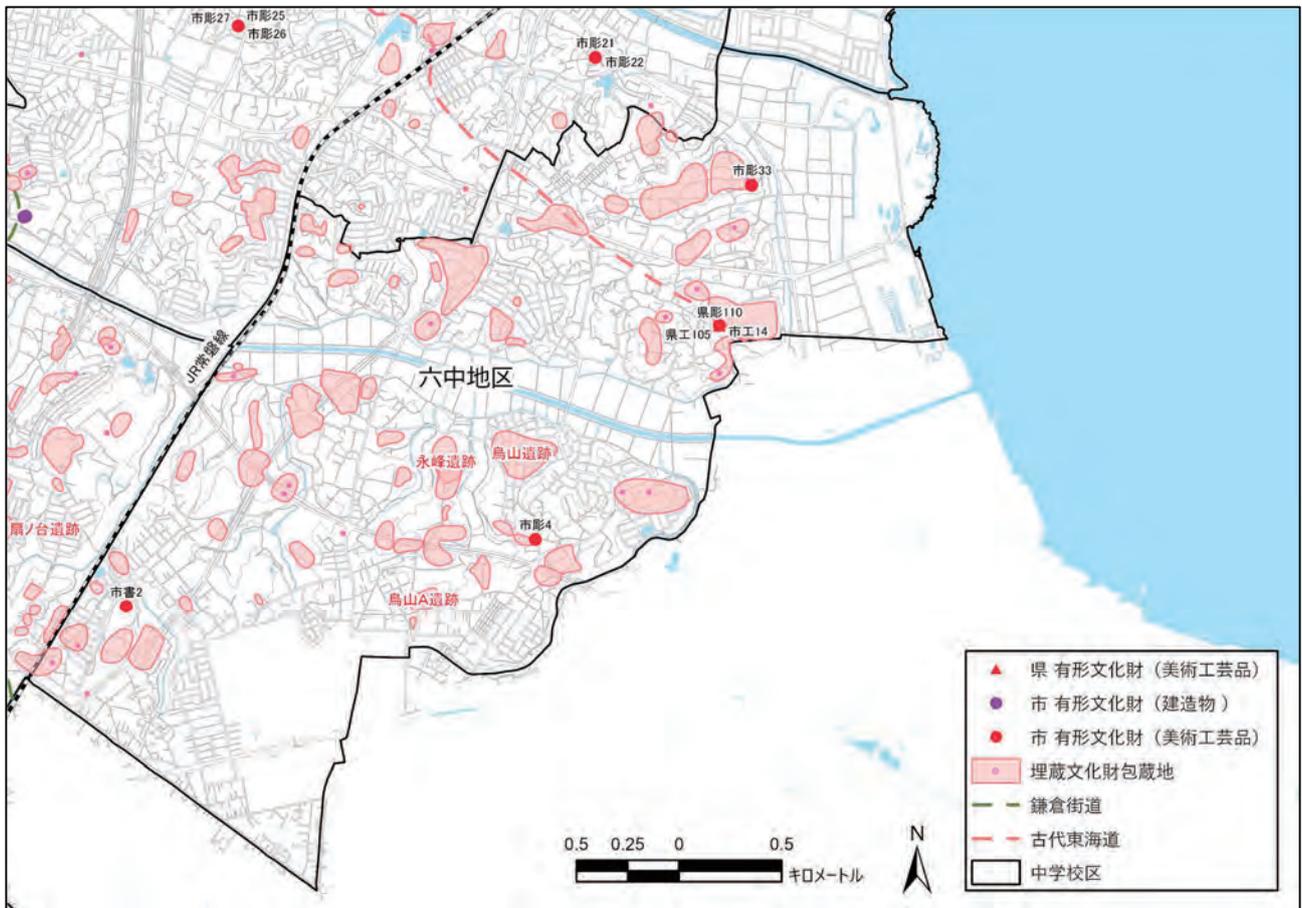
四中地区は一中地区の南に隣接する地域です。この地域は旧中家村の範囲を主とし、下高津など水戸街道沿いには歴史的な風情が残る一方、天川一・二丁目などは昭和 40 年代 (1965～1974) から住宅地形成が進んでいます。この地域には 27 件の指定文化財及び 48 か所の遺跡が所在しています。上高津・安塚の台地上にある「上高津貝塚」は縄文時代後期・晩期につくられた霞ヶ浦沿岸を代表する大規模な貝塚で、本市内唯一の国指定史跡です。また、国指定重要文化財「茨城県武者塚古墳出土品」など指定文化財の考古資料 4 件についても上高津貝塚ふるさと歴史の広場 (考古資料館) で管理しています。また、国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」を本尊とする下高津の常福寺は、鎌倉時代の「常陸国富有人注文」にも名前がある寺院です。また、小松台は江戸時代に土浦藩主が藩士らと垂松亭八景を詠んだ場所であり、鎌倉時代の作である市指定文化財「木造阿弥陀如来立像」「木造薬師如来坐像及び両脇侍像」などを所蔵する小松二十三夜尊があります。遺跡としては、中高津の龍善寺遺跡で縄文時代中期の大規模な集落跡が確認・調査されています。

⑤上大津地区（五中地区）



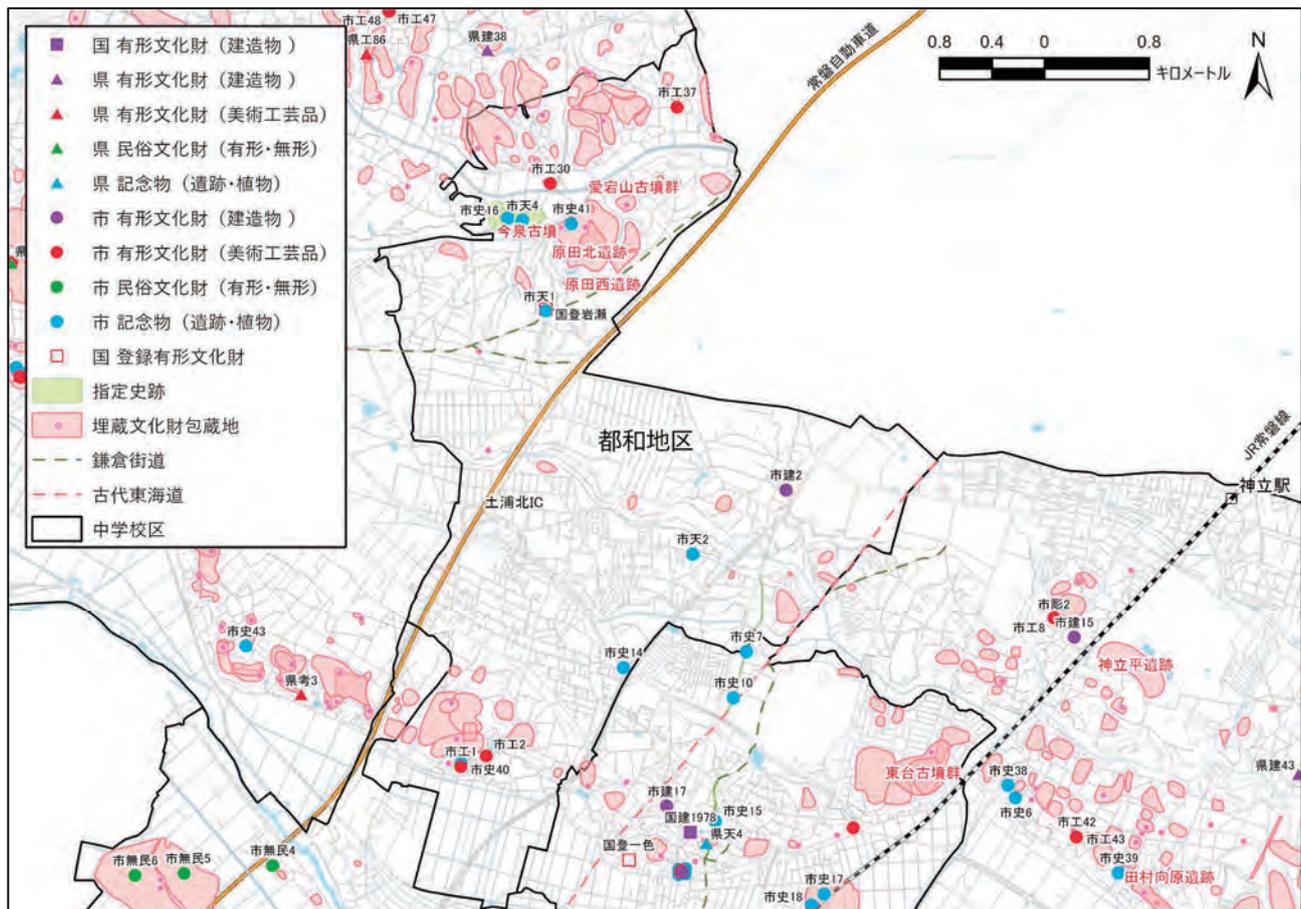
上大津地区（五中地区）は市域の東部に位置する地域です。旧上大津村にあたる地域で、北端にある JR 神立駅周辺が工業地や商業地として利用されてきた一方、南部はレンコン栽培など農業が盛んです。東部のおおつ野や北部の常磐線沿線では、近年大規模な開発が行われ新たな住宅地が形成されました。この地域には、25 件の指定文化財及び 189 か所の遺跡が所在しています。この地は霞ヶ浦の土浦入りの北東岸に位置しています。国の記録選択「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」を伝える観光帆曳船の港である沖宿港が存在するほか、手野町にある市指定史跡の王塚古墳・后塚古墳もこの地が霞ヶ浦との関係から古くから重要視されていたことをうかがわせる遺跡です。また県指定文化財の「富岡家住宅」や市指定文化財の「高野家住宅」など、江戸時代の農家建築が存在しています。この地域の遺跡数 189 か所は市内で最も多く、王塚古墳・后塚古墳のほか縄文時代後晩期の遺跡では神立平遺跡が、古代の遺跡としては田村・沖宿遺跡群などが発見・調査されています。

⑥六中地区



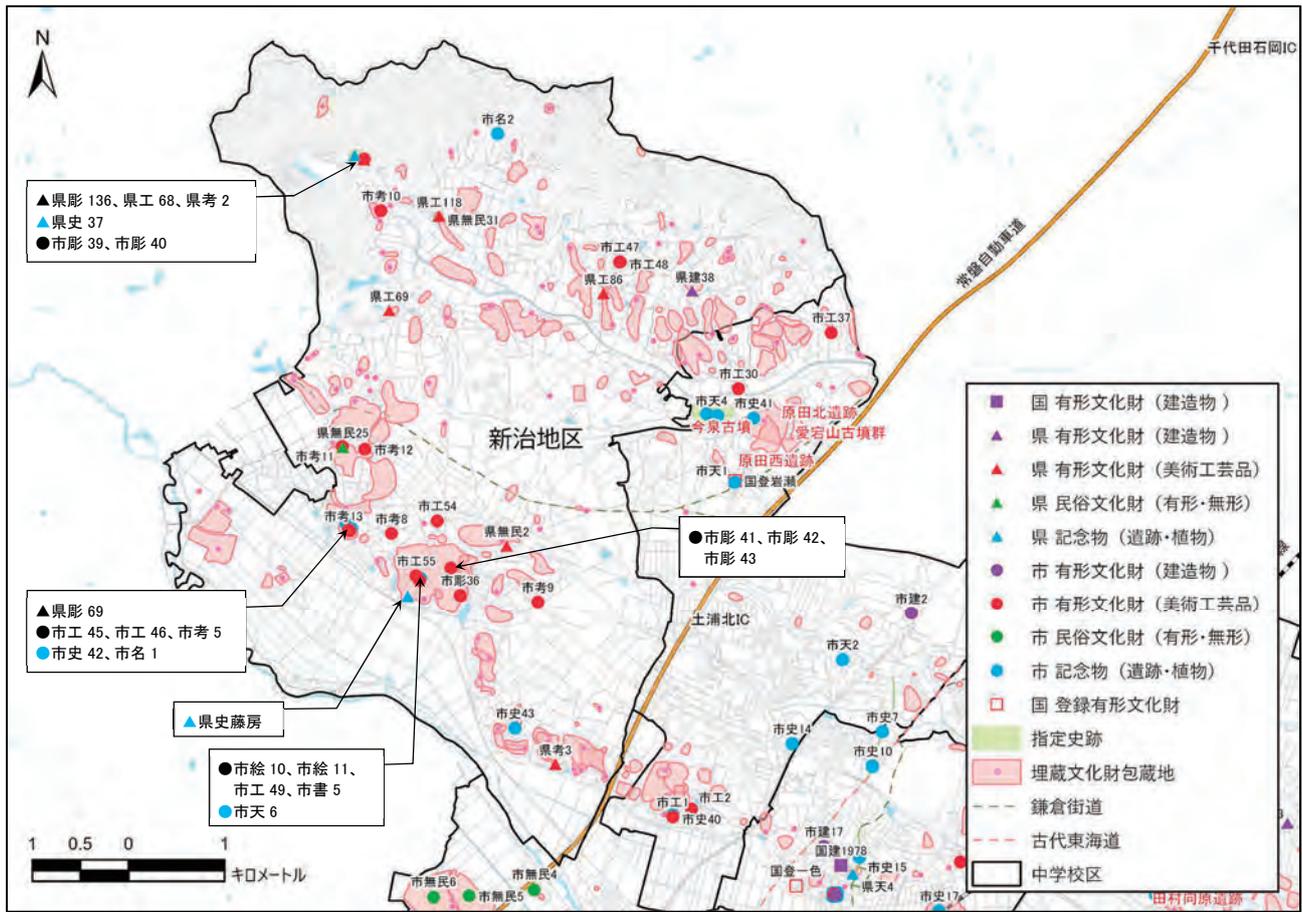
六中地区は市域の南東部に位置する地域です。旧東村に属する地域で、古くは農村部でしたが、烏山など昭和 50 年代（1975～1984）から大規模な住宅地開発が行われています。この地域には、7 件の指定文化財及び 69 か所の遺跡が所在しています。大岩田の法泉寺所蔵の県指定文化財「木造薬師如来脇侍三尊像」は南北朝時代の作です。右靱の日先神社は近世・近代に尊崇を集めた神社で「日先大道」の道標や市指定文化財の「李鴻章の書」が知られています。また、霞ヶ浦海軍航空隊に近いこの地は海軍関係の資料も多く、日先神社には奉納されたプロペラが残っているほか、烏山A遺跡には航空機の掩体壕が、右靱には航空隊を守る高角砲台であった「右靱北砲台跡」などが確認されています。また、烏山で発見された古墳時代玉作資料である市指定文化財「烏山遺跡・八幡脇遺跡出土玉作資料」が、おおつ野（五中地区）の八幡脇遺跡出土資料とともに、上高津貝塚ふるさと歴史の広場に保管されています。

⑦都和地区



都和地区は一中地区及び二中地区の北側に位置する地域です。旧都和村に属した地域で、全体としては農業が盛んですが、並木町は江戸時代末に江戸詰め藩士の引揚げに伴い屋敷地が造られており、その屋敷の地割が残っています。また、現在は常磐道土浦北インターチェンジが設けられ、栗野町では工業団地（現紫ヶ丘）も造成されています。この地域には、26件の指定・登録文化財及び66か所の遺跡が所在しています。都和一丁目にある市指定文化財「鉄砲塚」は土浦藩が鉄砲の調練用に築いた塚です。また、小山崎の「岩瀬家住宅」は江戸時代末期の主屋・屋敷蔵など8件が国の登録有形文化財（建造物）となっています。遺跡としては、常名の「常名天神山古墳」が古墳時代前期、今泉の「今泉愛宕山古墳」が古墳時代後期の前方後円墳として市指定史跡となっています。そのほか、常名天神山古墳に隣接する台地上では、北西原遺跡・神明遺跡・弁才天遺跡などの縄文時代中期・古墳時代から平安時代にかけての集落跡と古墳時代前期から終末期にかけての古墳群が、今泉愛宕山古墳に隣接する今泉・栗野町・紫ヶ丘の原田遺跡群では、弥生時代から古墳時代にかけての大規模な集落跡が発見・調査されています。

⑧新治地区



新治地区は、本市の北西部に位置し、平成 18 年（2006）に土浦市と合併した旧新治村にあたる地域です。この地域は小野・東城寺などを含む山ノ荘地区を中心に全体に豊かな自然が残されていることが特徴で、53 件の指定文化財及び 152 か所の遺跡が所在しています。東城寺は平安時代に創建された寺院で、古代天台宗の拠点として繁栄したことが、県指定史跡の「東城寺経塚群」や県指定文化財の「木造広智上人坐像」などからうかがえます。また県指定無形民俗文化財の「日枝神社流鏝馬祭」も比叡山麓の日吉社の祭礼につながるものです。高岡の法雲寺は中世に小田氏の菩提寺として栄えた寺院で、国指定重要文化財「絹本著色高峰和尚像」などが伝えられてきました。永井の県指定文化財「前野家住宅」は江戸時代後期の建築で、主屋のほか未指定の長屋門・土蔵なども残されています。大畑の「からかさ万灯」は雨ごい祈願・五穀豊穰などを込めた江戸時代中期から続くとされる花火行事で、県指定無形民俗文化財と国の記録選択となっています。遺跡数 152 か所は五中地区に次いで多く、上坂田の市指定史跡「武者塚古墳」は、古墳時代終末期の霞ヶ浦地域の特徴を残す古墳として重要で、その遺跡で発掘された「茨城県武者塚古墳出土品」が国指定重要文化財に指定されています。

4. 歴史文化遺産の概要

(1) 有形文化財

① 建造物

建造物のうち指定文化財としては、まず明治37年(1904)に竣工した旧茨城県立土浦中学校本館があげられます。駒杵勤治の設計によるゴシック様式を基本とした建物で、国の重要文化財に指定されています。また、譜代大名の城下町を礎に発展してきた土浦には、土浦城本丸櫓門に代表される城郭建築や商家建築があります。旧水戸街道沿いの江戸時代末期の矢口家住宅は、店蔵・袖蔵・元蔵で構成される土蔵造りの建物で、県指定の商家建築としては唯一のものであります。矢口家住宅近くには、旧大徳呉服店・旧野村さとう店の店蔵・袖蔵など9件の国の登録有形文化財があり、江戸時代末期から明治時代にかけての有力商家の威勢をうかがうことができます。教育の中心地であった土浦を象徴する建造物としては、藩校であった郁文館の正門(市指定)が現存しています。このほか市内には、永井の前野家住宅(県指定)、白鳥の富岡家住宅(県指定)、神立の高野家住宅(市指定)などの農家建築があります。西真鍋町の一色家住宅主屋(国の登録有形文化財)は、元土浦藩士で第五十国立銀行頭取を務めた一色範疇の居宅で、武家屋敷の佇まいを今日に伝えています。



旧茨城県立土浦中学校本館

未指定文化財としては、旧城下町とその周辺に商家建築や看板建築の建物が散在します。特筆すべきは、海軍航空隊関係者が利用した料亭霞月楼や、予科練指定食堂の保立食堂・吾妻庵、海軍住宅であった城藤茶店など、海軍航空隊にゆかりのある建物が残されている点で、本市の特徴の一つとなっています。また、土浦聖バルナバ教会礼拝堂は、昭和5年(1930)の竣工で、土浦で最初の鉄筋コンクリート造の建築として貴重なものです。旧城下町とその周囲には複数の寺社が配されており、たとえば鷲神社(東崎町)・琴平神社(中央)・中城天満宮(中央)などがあります。これら寺社・小堂の建物のなかには、建築年代が明確ではない建物も多く、今後の調査が必要です。

② 美術工芸品

イ. 絵画

絵画のうち指定文化財としては、絹本着色高峰和尚像・絹本着色復庵和尚像・絹本着色中峰和尚像(3点一式、国の重要文化財)を所蔵する法雲寺(高岡)に、絹本着色釈迦涅槃像(県指定)・絹本着色草座釈迦像(市指定)などの仏教絵画の優品があります。法雲寺は小田氏ゆかりの古刹で、14・15代当主を描いた紙本着色小田政治肖像画(県指定)・紙本着色小田氏治肖像画(県指定)も伝来しています。

法雲寺の他にも市内の寺院には仏画などが所蔵されています。たとえば大名土屋家ゆかりの神龍寺には、絹本着色普賢菩薩像(県指定)と旧本堂天井の雲龍図(市指定)があります。後者は土浦城下で私塾を営んだ沼尻墨僊の手による作品です。



絹本着色高峰和尚像
(法雲寺)

絵画の未指定文化財としては、土浦藩主土屋家歴代当主や藩士ゆかりの作品が残されている点
が特徴です。たとえば2代藩主土屋政直が5代将軍徳川綱吉から拝領した綱吉自筆の馬図や、政
直自身の手になる福祿寿之図などがあります。土浦藩士では、土浦藩お抱え絵師であった岡部洞
水の作品が注目されます。駿河台狩野派に学んだ絵師で、数多くの作品を残しました。町人では
とくに沼尻墨僊が、鍾馗図・青面金剛図をはじめ、祭礼図・土浦山車図譜などの城下町祭礼を克
明に記録した絵画を残しています。このほか、土浦市民ギャラリーでは、郷土ゆかりの洋画家・
日本画家の作品を収蔵しています。たとえば二科会の会員として活躍した渡辺浩三や、日本画家
の浦田正夫・小林恒岳、ピエロの画家として知られた土浦出身の塙賢三などの作品があります。

ロ. 彫刻

国の重要文化財である木造薬師如来坐像（常福寺）は、平安時代
後期の作で定朝^{じょうちょう}様式の作品ですが、地方的特色が見受けられる仏
像です。下高津の常福寺は、最澄の弟子の最仙が開山したと伝わる
古刹です。同じく最仙の開山とされる東城寺には、鎌倉時代の木造
広智上人坐像（県指定）があります。広智はのちに天台座主となっ
た円仁を最澄のもとに送り込んだ高僧で、常福寺・東城寺に伝わる
2点の彫刻は、この地における天台教団の展開を考えるうえで重要
です。



木造薬師如来坐像
（常福寺）

鎌倉時代、戒律復興を重んじた律宗の寺院では、清涼寺式とよば
れ螺髪を渦巻き状にあらわす仏像がみられました。神立の観音寺の
木造薬師如来立像（県指定）にもその表現がみられ、律宗との関わ
りが注目されます。このほか、法雲寺の銅造阿弥陀如来立像（県指
定）や沖宿町海蔵寺の木造阿弥陀如来坐像（県指定）など、小田氏が保護した寺院などに貴重な
彫刻が残ります。

未指定文化財としては、市内の寺院や堂に数多くの仏像が伝わっています。彫刻に分類される
路傍の石仏も、そのほとんどが未指定の文化財です。特徴ある石仏として、たとえば茨城県南地
域には鼻が大きく表現された特異な大日如来像があり、市内では宍塚・矢作の2か所で確認され
ています。いずれも寛永期の制作です。また、筑波山東南麓にあたる山ノ荘周辺では、頭部が前
方に大きく突き出た独特な形容の地藏菩薩立像や、石材を厨子のように彫りくぼめて双体の地藏
菩薩を浮彫にした石龕地藏が複数確認されています。これらは、山ノ荘の周辺が花崗岩の産地で
あることから、本地域で独自に生みだされた像容であるとも考えられます。

ハ. 工芸品

本市の工芸品で特筆すべきは、藩主土屋家旧蔵の「土屋家の刀剣」です。国宝の短刀 銘「筑
州住行弘」、国の重要文化財の太刀 銘「守家造」ほか3点、国認定重要美術品の太刀 銘「景
安」ほか5点、そして未指定の刀剣も含めた全 85 点からなるコレクションです。大手町の等覺
寺と宍塚の般若寺のふたつの銅鐘（国の重要文化財）は、鎌倉時代の作で「常陸三古鐘」に数え
られる梵鐘です。等覺寺の銅鐘は小田氏の祖八田知家が極楽寺（つくば市小田）に寄進し、近世
には土浦城内で使用されたものです。般若寺の銅鐘は、律宗の影響下で鎌倉大仏の制作に関わっ

た鋳物師が鋳造したものです。これらは工芸品としての優美さもさることながら、刻まれた銘文は本市の歴史を知る上で貴重な資料となっています。石造の工芸品としては、五輪塔・宝篋印塔・灯籠・六地藏石幢などがありますが、本市の特徴的な工芸品として、宍塚・本郷・小高・佐野子に花崗岩製の2mを越える大きさの石造五輪塔（いずれも県指定）がみられます。



銅鐘（般若寺）

未指定文化財としては、これまでの市内の寺院に対する悉皆調査のなかで、仏教法具などを確認しています。また、未指定文化財には、土浦藩主土屋家の関係資料も多くあります。たとえば、初代数直と2代政直は小堀遠州が提唱した大家の茶の湯を受け継ぐ茶人であり、数多くの名物（茶道具）を収集したことで知られます。そのうち、瀬戸茶入銘「塩屋」は、尻が広く張り出した茶入で、総体に柿釉がほどこされ、なだれがかった釉の溜まりが赤く発色した景色をつくりだす優品です。譜代大名の格式と風雅を伝える工芸品が数多く収集・保管されている点は、本市の特徴のひとつともなっています。また、石仏と同様に筑波山東南麓が花崗岩産地であったことに起因して、この地域特有の石造物が生みだされた可能性があります。たとえば、山ノ荘地域を含めた天の川流域では、中央部を深く掘りくぼめて屋根に宝珠をのせた大日塔とよばれる石祠が注目されます。

二. 書跡

指定文化財のうち、沖宿町海蔵寺所蔵の大般若波羅蜜多經（県指定）は、承安4年（1175）の奥書を有し、平安時代にさかのぼるものです。法雲寺文書（県指定）には、法雲寺を開山した復庵宗己に対して足利尊氏が上洛を求めた書状や、法雲寺の寺領の年貢収納状況などをまとめた目録などが含まれます。江戸時代の書として、真鍋善応寺の住職で尊皇の志士として知られた佐久良東雄が揮毫した「聖観音」の扁額（市指定）があります。奔放にして雄健な名筆です。



大般若波羅蜜多經
（海蔵寺）

未指定文化財としては、佐久良東雄の認めた和歌をはじめ、沼尻墨僊^{きごう}が揮毫した祭礼の大幟、神龍寺の大寅和尚の書など、土浦の文人たちの手による作品が残されています。藩士の作品としては、藩校郁文館で教育を担った藤森弘庵や五十嵐愛山・木原老谷らの書があります。また、土浦藩の祐筆や儒者として使えた関家は、関思恭・其寧・克明・思亮・雪江ら優れた書家を輩出しました。彼らの作品は博物館に収蔵されているほか、神社の扁額や祭礼のしつらえに使用する屏風などとして今日に伝わっています。

ホ. 古文書

市指定文化財のうち、霞ヶ浦四十八津掟書は霞ヶ浦における漁業の取決め、船問屋関係文書及び御運上願江戸土浦附留帳は霞ヶ浦水運に関する文書であり、いずれも霞ヶ浦と土浦の人々の関係性を示す史料です。また、醤油仲間証文帳は、近世土浦の代表的生産物であった醤油醸造に関するもので、近世から近代にかけての産業を考えるうえで重要な史料です。

未指定文化財としては、旧藩士家や城下および周辺農村の名主・組頭などの家に伝わった古文書、区有文書などがあります。旧藩士家の史料には、藩政に関わるものや、各家の職能に関するものがあります。町役人・村役人の史料からは、年貢や藩からの通達に関することをはじめ、藷草などの産物、河岸の様子などを具体的に把握することができます。また、女子教育に関わる史料なども含まれています。537件、総点数で5万点を越える史料の目録化作業を終えています。今後も継続して史料の把握と調査を行っていくことが必要です。



大聖寺蔵文書

へ. 考古資料

考古資料については、国の重要文化財1件（茨城県武者塚古墳出土品）、県指定4件（東城寺結界石ほか）、市指定15件（石枕ほか）が指定を受けています。これら資料の内訳は、古墳時代5件、中世8件、近世7件で、うち16件が新治地区に所在・関係するものです。



武者塚古墳出土品

烏山遺跡等の玉作資料（市指定）は、古墳時代前期のメノウ製の勾玉まがたまや緑色凝灰岩製の管玉くだたまの製作に関する資料で、国内でも早い時期に土浦地域で玉作が行われていたことを示す資料です。また、武者塚古墳出土資料のうち銀帯状金具は冠飾と考えられるもので、透彫された唐草文は7世紀の仏教文化の影響をうかがわせる貴重なものです。結界石（県指定・市指定）は鎌倉時代、この地域に展開した律宗寺院の布薩とよばれる儀式のために建てたもので、般若寺・東城寺に確認されています。市域に鎌倉時代の結界石が計7基も確認されているのは茨城県内では本市だけです。その他、江戸時代前期の湯殿山信仰に関わる石造湯殿山時念仏供養板碑（市指定）などがあります。

未指定文化財は発掘調査により出土した162件、収納箱（コンテナ）数で5,852箱にのぼります。上高津貝塚から出土した製塩土器や漁具は、霞ヶ浦を生業の場とした人々の暮らしをうかがわせる貴重な資料です。またおおつ野地区の区画整理事業に伴う発掘調査では、常陸から下総にかけて多く発見されている古代火葬墓が多数発見されました。このうち八幡脇遺跡出土の火葬蔵骨器は、東海地方猿投窯産の優美な灰釉陶器短頸壺を用いたものです。他にも筑波山東南麓の古代の須恵器窯跡群の資料や仏堂跡から出土した瓦塔・瓦堂、中世の埋蔵銭など、生産と流通、生活、信仰などに関わる多種多様かつ豊富な考古資料があり、これらの資料から土浦の歴史を立体的に復元していくことが必要となります。

ト. 歴史資料

歴史資料については、県指定1件（色川三中関係史料）、市指定13件（算額さんかくほか）の計14件が指定を受けています。色川三中関係史料は、江戸時代の国学者色川三中の著作や収集した文献をはじめ、黒船に関する情報をまとめた「片葉雑記」、土浦の商家の暮らしぶりをうかがわせる日記「家事志」など、522件が一括して指定を受けているものです。また、大輿地球儀だいうちきゅうぎと渾天儀こんてんぎ、地球万国図説は、江戸時代の教育者沼尻墨僊が作成した地理学・天文学に関する資料です。その

他、土浦の洪水対策を物語る「旧川口川閘門鉄扉及び排水ポンプ」が、本市の近代化遺産としてはじめて令和2年（2020）8月に市指定文化財となりました。

未指定文化財としては、沼尻墨僊に関わる多種多様な資料と、土浦幼稚園関係資料が注目されます。後者について、土浦幼稚園は茨城県内で最初に開園した歴史を有しており、明治期の幼児教育に関する教材や教具も含まれ、全国的にみても貴重な資料となっています。404点を数える幼稚園関係資料のなかには、幼稚園開園の経緯をうかがい知れる資料もみられ、地域における幼児教育の実態を明らかにすることができます。また、戦前にアメリカから贈られた青い目の人形も含まれています。この他、市内の各所に道標や句碑・歌碑、顕彰碑などの金石文が残されており、寺社には扁額・絵馬をはじめとする奉納品が数多く確認されています。日先神社に奉納された木製プロペラや、八幡神社（田中）・鹿島神社（神立町）の「日露戦役紀年」の絵馬、各地に残る忠魂碑など、戦争との関わりを示す資料もみられます。



色川三中関係文書

（2）無形文化財

市内には無形文化財として指定・登録をされているもの、明らかになっているものはありません。

（3）民俗文化財

①有形の民俗文化財

指定文化財としては、土浦城下の祇園祭を描いた絵巻など7件が市指定を受けています。このうち、「土浦町内祇園祭礼式真図」と「土浦御祭礼之図」は町人たちの祭礼行列を描いたもので、「土浦町内祇園祭礼式真図」は寛政期、「土浦御祭礼之図」は文化9年（1812）の大祭の様子を描いたものです。神社に奉納されている力石は、若者たちがこれを担ぎ上げて力自慢を競い合った石で、不動院に2点、鷲神社に3点、水天宮に2点の計7点が残されており、江戸時代末期から明治時代の年号が刻まれています。

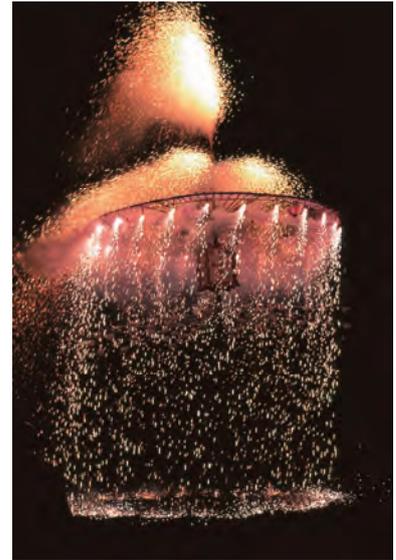


土浦町内祇園祭礼式真図

衣食住・生業・年中行事などに用いられる資料で、生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものは、一般に民具とも呼ばれています。市立博物館には、前身である土浦市郷土資料館から引き継いだ民具と、市立博物館開館後に市民から寄贈された民具が数多く保管されており、それらはいずれも未指定文化財です。とくに霞ヶ浦で使用された漁労用具や、低地のレンコン生産に関わる道具（蓮掘り用鋤・蓮掘り万能）などは、土浦の地域性を示す民具といえます。この他、近代における主要な産業のひとつとなった養蚕業・製糸業に関わる道具、土浦地方で昭和30年頃まで行われていた木綿織りの道具なども、本市の生活文化を考えるうえで注目される資料です。

②無形の民俗文化財

指定文化財としては、県指定3件（日枝神社流鏝馬祭・からかさ万灯^{まんとう}ほか）、市指定6件（上高津大杉ばやしほか）の計9件があるほか、「大畑^{おおばたけ}のからかさ万灯」と「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」の2件が国の記録選択となっています。山ノ荘地域に伝わる日枝神社流鏝馬祭は、村人に害をなした大猿を、小神野^{おかの}従羅天と弓の達人市川将監が退治した伝説を儀式化したもので、物語性を持つ流鏝馬として全国的にみて珍しいものです。からかさ万灯は五穀豊穡と雨乞いの祈願をこめた農村花火で、高さ4メートル、直径4メートルの唐傘の仕掛け花火に、綱火によって点火をします。唐傘の頂部から火を噴き、雨だれのように火の粉が降る姿は見事なものです。田宮ばやし（県指定）は田宮地区の祇園祭で奉納されてきた7つの囃子の総称で、疱瘡ばやしの音律は近在には例がない田宮独特のものです。



からかさ万灯

無形の民俗文化財は、風俗慣習、祭り・行事、民俗技術など生活全般に関わるものであり、人から人へと伝承されることから、社会の変化のなかですでに失われたものが多くあります。未指定文化財を含めて本市の無形の民俗文化財を概観すると、霞ヶ浦の水辺における祭り・行事が注目されます。たとえば、田村・下坂田など霞ヶ浦・桜川へ浜降りをする祇園祭や、沖宿町で霞ヶ浦湖内に卒塔婆を立て魚の供養を行う川施餓鬼などがあげられます。盆綱は茨城県南部の水辺地域に広くみられる盆の習俗で、子どもたちが綱をもって墓地から各家へ先祖の霊を送り届けるものです。現在は市指定である盆綱が佐野子地区に伝わっているのみですが、かつては宍塚・手野・大岩田などでも行われていました。

（４）記念物

①遺跡（史跡）

土浦市内には長い歴史を物語る多くの史跡があります。このうち、国指定1か所（上高津貝塚）、県指定3か所（藤原藤房卿遺跡ほか）、市指定41か所（南門の跡ほか）の計45か所が指定を受けています。種別としては貝塚（1件、以下数字は件数を示す）、古墳（5）、経塚（2）、城館跡（9、土浦城内施設を含む）、街道・松並木（2）、橋跡（2）、一里塚（2）、道標（2）、古碑（2）、墓（15）、井戸（1）、その他（2、鉄砲塚・藤原藤房卿遺跡）であり、時代別にみると先史6（縄文時代1・古墳時代5）、古代1、中世7、近世24、近代7となります。



藤原藤房卿遺跡

土浦を代表する史跡ともいえる土浦城跡は、近世に整備された城郭で、城下町を含めると約900メートル四方の広さになります。このうち本丸及び二ノ丸の一部が県指定史跡及び都市計画公園として指定されています。また、市指定史跡のうち6か所（南門の跡、北門の跡、西門の跡、大手門の跡、搦手門^{からめてもん}の跡、南門の土塁）は土浦城に関連するもので、中心市街地では各所に濠跡や

土塁など城の痕跡をみつけることもできます。そして、旧水戸街道が市内を南北に縦断しているため、水戸街道松並木や荒川沖・板谷の一里塚、下高津・真鍋の道標、照井の井戸（いずれも市指定）など街道に関係する史跡が多いのも特徴です。

土浦市遺跡台帳には令和5年（2023）3月現在637か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が登録されています。これらの遺跡は台地上を中心に分布しており、特に台地縁辺部の谷津に面したところなど、人々が生活しやすい場所に多くみられる傾向があります。これらの遺跡を時代別にみていくと、旧石器時代が32か所、縄文時代が249か所、弥生時代が71か所、古墳時代が345か所、奈良・平安時代が281か所、中世が178か所、近世が103か所、その他（近現代等）7か所となります（複数の時代にまたがる遺跡もあります）。また、桜川低地の自然堤防上では中世・近世になってから遺跡がみられるようになるなど、遺跡の分布状況には、時代・地域ごとの差異が認められます。なお、開発事業などのため、現在までに74か所の遺跡が失われました（滅失）。

②名勝地（名勝）

市指定を受けている名勝は、新治地区にある法雲寺境内庭園・向上庵境内庭園（市指定）の2か所です。どちらも自然石や湧水・池を配した寺院庭園（禅宗庭園）で、中世からの流れを感じさせるものです。



法雲寺境内庭園

未指定文化財としては、文化庁の『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』に「亀城公園」「桜川堤」が、『名勝に関する総合調査報告書』に「霞ヶ浦」が挙げられています。このうち桜川堤は、明治時代末期から昭和時代初期にかけて堤防上にソメイヨシノが植樹され、1930年代前半にサクラの最盛期を迎えたものです。桜川の名にふさわしい名所が誕生したことで、名実ともに真の桜川になりました。この頃は土浦が遊覧都市として、積極的に観光資源を創出していた時期であり、水郷情緒を感じさせる桜川の屋形船や貸しボートからの観桜がおこなわれました。

③動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

指定を受けている天然記念物は、県指定2件（真鍋のサクラほか）、市指定5件（岩瀬家のシイほか）の計7件です。すべて植物であり、動物・地質鉱物にあたるもので指定を受けているものはありません。このうち「真鍋のサクラ」は、明治40年（1907）に真鍋小学校が現在地へ移転した際に校庭の端に植樹されたもので、ソメイヨシノとしては国内有数の古木です。その後の校庭の拡張によって、サクラが校庭の中央に位置する現在の風景が生まれました。地元の保存会と学校が協力して保護活動や鑑賞会などを行っています。



真鍋のサクラ

指定以外の植物についてみると、土浦市文化財愛護の会が市内の樹木・並木・竹藪・生垣などを調査し、市を代表する樹木として168種を確認しています。また、『茨城県自然博物館第1次総合調査報告書』に、霞ヶ浦・北浦の魚類、霞ヶ浦周辺の地衣類、霞ヶ浦・鹿島灘の藻類が紹介されています。

(5) 文化的景観

市内には、文化的景観として指定・選定を受けているものはありませんが、文化庁の『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』には、「霞ヶ浦沿岸のハス田」と「宍塚大池」が掲載されています。このほか、筑波山東南麓の天の川沿いに広がる「山ノ荘」の農村景観などは、地域特有の文化的景観を呈しています。「霞ヶ浦の帆引網漁」は、平坦な台地から吹き渡ってくる風を受けて行われる打瀬網漁で、筑波山を背景にして、広大な霞ヶ浦に白帆が映える独特の景観を生みだしています。



霞ヶ浦沿岸のハス田



霞ヶ浦の帆引網漁

(6) 伝統的建造物群

市内には、伝統的建造物群として指定しているもの、選定を受けているものはありませんが、下高津から土浦城下、そして真鍋に至る水戸街道沿いには古い家屋が残り、かつての宿場町を感じる町なみが残っています。



真鍋の宿場町を感じさせる町なみ



城下町の町家が残る中城通り

(7) 土浦遺産

本計画では、従来の文化財類型に収まらない本市固有の文化的所産であり、人々の暮らしを物語るモノやコトを「土浦遺産」として把握しています。日本三大花火に数えられる「土浦全国花火競技大会」はその代表例です。大正時代に霞ヶ浦海軍航空隊の殉職者の慰霊と商店街振興のために始められ、今日まで続く歴史ある花火競技大会となっています。内閣総理大臣賞を授与される国内屈指の大会に成長しており、本市の最大の観光イベントです。

令和4年度に第75回を数えた「土浦市美術展覧会（土浦市展）」も、茨城県内で最も長い歴史を有する市民公募の美術展覧会です。令和3年度に第50回を迎えた「土浦市文化祭」も、市民の長く活発な文化芸術活動を示すものです。いずれも市民の文化に対する関心の高さが、その長い歴史を支えてきました。また、土浦城本丸跡において「土浦薪能倶楽部」が開催する「土浦薪能」

は、市民にとって身近な舞台芸術となっています。土浦城跡に一夜限りの本格的な舞台を組み上げ、かがり火に照らされた東櫓の前で人間国宝らにより能・狂言が演じられます。

江戸時代に醸造が始まった土浦産の醤油、佃煮・煮干し・わかさぎの筏焼きなどの霞ヶ浦の水産加工品、そして日本一の生産量を誇るレンコンなど、土浦の名産品も大切な歴史文化遺産です。このうちレンコンは、首都圏形成のなかで東京近郊の産地が減少して霞ヶ浦湖畔に移ったことで本格化し、減反政策と相まって生産量が増大しました。霞ヶ浦湖畔の水量豊富な低地と、首都圏形成との関係性のなかで誕生した農産物といえます。

第3章 土浦の「歴史文化」の特徴

土浦市には固有の風土のもと、先人たちにより生み育まれた、多様な歴史文化遺産があります。本章では、個別の歴史文化遺産とそれらを育んだ自然・地理的環境、歴史的背景、社会状況などを「歴史文化」として総合的に捉え、その特徴を把握します。地域らしさ、地域の特色を明らかにすることにより、総合的・一体的な歴史文化遺産の保存・活用につなげていきます。

1 歴史文化遺産と「歴史文化」

「歴史文化」とは・・・

歴史文化遺産は、地域固有の風土のもと、先人たちにより生み育まれ、時には周辺地域の影響を受けながら変容し、現代に伝えられてきたものです。

「歴史文化」とは、個別の歴史文化遺産を育んだ自然・地理的環境、歴史的背景、社会状況などを総合的に把握するための概念です。人々の活動や経験、知識及びそれらが存在する環境を一体的に捉えたいわば地域の歴史と文化にまつわるコンテキスト（つながり）です。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特色をあらわすものでもあります。



土浦の自然・地理的環境と多様な歴史文化遺産

2 土浦の12の「歴史文化」の特徴

霞ヶ浦と筑波山の存在は、人々の暮らしに大きな恩恵を与えてきました。とくに、原始から中世にかけての霞ヶ浦は「内海」として存在し、水上交通によって結びついた沿岸地域の活発な交流によって、独自のまとまりをもった地域社会を形成していました。

近世に霞ヶ浦湖畔に譜代大名の居城が整備され、利根川東遷により江戸と結びつくと、土浦の歴史は新たな局面を迎えます。城下町の発展は醤油醸造などの新たな産業を育み、江戸との交流を通して多様な文化人たちが活躍しました。近代以降の土浦は、旧城下町の伝統を引き継ぎながら、大正時代に海軍航空隊の玄関口となったことでさらなる発展を遂げました。

これら土浦市の自然・地理的環境と歴史的背景、社会的状況をふまえて、本市の「歴史文化」は次の12のテーマに整理されます。

1 筑波山東南麓と水辺をのぞむ台地、その営み

2 豊かな表情をもつ川と湖、その恵み

3 霞ヶ浦をめぐる内海世界の形成と展開

4 神仏への祈りと造形、形作られる基層文化

5 交差する水と陸の道、拠点をおさえた武士

6 土浦城の成立、大名土屋家と多彩な藩士たち

7 江戸と繋がる城下町、江戸を支える産業

8 郷土から日本・世界、宇宙へのまなざし

9 人を育てる、近代教育の中心地へ

10 マチの近代化とにぎわい

11 海軍航空隊の玄関口と花火競技大会

12 歴史・芸術・文化の薫る街、現代の土浦

1 筑波山東南麓と水辺をのぞむ台地、その営み

人々の活動の痕跡は、霞ヶ浦や桜川をのぞむ台地上で発見された約3万2千年前の遺跡に見出すことができます。この頃は寒冷な気候で、海水面は現在より約120m低く、谷に集まるナウマンゾウなどを狩猟の対象にしていたと考えられます。また、旧石器時代の**黒曜石**は、その多くが栃木県産のもので、これを用いた狩猟による遊動生活が行われていました。

縄文時代になると定住生活を営むようになります。縄文時代中期の桜川流域では、大きな貝塚はつくり、多数の貯蔵穴を持つ、東台遺跡・龍善寺遺跡・扇ノ台遺跡などの大規模な集落が多くみられます。永国遺跡からは落とし穴と考えられる遺構が多数発見されており、後期の**上高津貝塚**や神立平遺跡からは狩猟で獲たイノシシやシカの獣骨が出土しています。

弥生時代の代表的な遺跡として、天の川上流の**原田遺跡群**があります。筑波山東南麓に近い台地上に営まれた大きな集落です。紡錘車も多数見つかり、カラムシなどを材料とした布生産が盛んだったと想定されます。原田遺跡群からは、他所から搬入された土器や、他地域の影響を受けた土器が多数出土しており、物資の中継地となる拠点集落だったようです。

古墳時代前期には、北西原遺跡・神明遺跡や戸崎中山遺跡などの大規模な集落が台地上に出現しました。低地の開発がみられ、**谷津**（丘陵地が長い年月をかけて浸食されて形成された谷状の地形。「谷戸」ともいう）での湧水を利用した**水田**も開かれました。**籠目の付いた壺**は種籾を貯蔵したと推測されます。後期になると、開発の進展を背景に中小規模の豪族が増加したことともない古墳の築造も増加し、古墳群が形成されます。愛宕山古墳群の**今泉愛宕山古墳**、穴塚古墳群や高津天神山古墳群など、市内の古墳群の多くはこの頃造られたものです。

古代、筑波山塊では粘土が豊富に採取され、燃料の薪も豊かだったことから**須恵器**の一大生産地となりました。小高・東城寺・小野・永井・今泉などの市北部で見つかった須恵器窯跡群で生産された須恵器は、**天の川（荒張川）**の水上交通を利用して運ばれ、霞ヶ浦を介して常総地方の各地に流通したと考えられます。

中世の土浦は、南野荘・筑波郡北条・方穂荘・信太荘の境界部に位置しました。市域の北側、霞ヶ浦沿岸から天の川までに広がる南野荘は、もと**南野牧**とよばれた牧場が広がっていたと考えられます。馬の毛色をあらわす「**青毛**」と書かれた**墨書土器**も出土しています。また、中世の土浦周辺に**花崗岩製の石造物**が数多く見られるのは、筑波山東南麓の山ノ荘周辺が花崗岩の産地であったことに起因すると推測されます。室町時代に花崗岩製の**五輪塔**が大量に出現しますが、16世紀代の総高2mを超える大型五輪塔が多数分布するのは関東地方でもこの地域だけです。五輪塔以外にも六地藏石幢や灯籠などの花崗岩製石造物が数多く残され、この地域の特徴を示しています。

近世に台地で栽培された畑作物として、**小麦・大豆・綿**などがあります。このうち、小麦と大豆は、近世の主要な産業となる**醤油醸造**を支えた原料で、良質な大豆を産した新治台地がその供給地となっていました。換金作物の綿は、真岡木綿などの産地に供給され、不作の年には土浦藩が種を買い上げて、農民たちに売り渡しています。また、新治台地の縁辺部では、豊富な湧水を利用した**灯心（蘭草）**の栽培が行われました。

近代になると、**養蚕業**の普及に伴い、台地上に**桑園**が増加しました。昭和30年頃まで、農家の女性たちは、自家用に栽培した綿を使って木綿を織ったり、出荷に適さない屑繭を利用して絹

を織ることがありました。博物館が継承している**はたおり技術**は、農家の女性たちが行ってきた暮らしの技術を今日に伝えるもので、希少な民俗技術となっています。

戦後、首都圏の形成にともない、市内各地で**花卉栽培**が行われるようになりました。今泉では施設（ハウス）によるグラジオラスなどの栽培が盛んです。筑波山東南麓では**果樹園**も多く見られます。また、大畑・下坂田などで**常陸秋そば**の栽培が盛んになり、秋には白い花をつけた蕎麦畑の美しい風景が楽しめます。



筑波山東南麓と天の川流域



須恵器窯跡（今泉：栗山窯跡）

2 豊かな表情をもつ川と湖、その恵み

霞ヶ浦（古鬼怒湾）は旧石器時代の氷期に形作られた深い谷でしたが、縄文時代、**縄文海進**による海面上昇が起こり、古鬼怒湾に海水が浸入したことで、沿岸に多くの**貝塚**が造られました。縄文時代の遺跡からは網の錘と考えられる**土器片錘**が多く発見されており、活発な漁労活動をうかがわせます。土浦入り周辺では、縄文後・晩期になると小松貝塚や神立平遺跡、下坂田貝塚、上境旭台貝塚（つくば市）など大規模な貝塚が形成され、その代表ともいえる遺跡が**上高津貝塚**です。貝塚は汽水産のヤマトシジミなどで構成され、**製塩土器**も出土しています。

古墳時代から奈良・平安時代の遺跡でも、漁労用具の土錘の出土がみられ、中世の遺跡から出土する土錘やヤマトシジミを中心とする小規模な貝塚の存在からも、土浦が長く水産資源に恵まれていた土地であったことがわかります。

桜川河口部で堆積作用により砂洲が発達し、陸地が形成されたのは古代末から中世頃と考えられます。やがて、この桜川の河口の微高地に**東崎集落**が営まれます。東崎は、近世城下町の礎となった集落で、漁業に携わる人々が多くいました。旧本町（中央二丁目）の大日堂は、東崎の集落を開発して定住した草分け百姓による建立と伝えられています。

江戸時代、桜川河口に近世城郭としての**土浦城**が整備されました。土浦城の濠は、霞ヶ浦につながる水路でもあり、城下には魚問屋が店をかまえました。棒手振・仲買・問屋などの存在は、町方の特質でもあります。中世の海夫の系譜をひくと考えられる湖の自治組織「**霞ヶ浦四十八津**」には、田村・沖宿・大岩田村が参加していました。四十八津では湖の漁業に関する取り決めを定め、霞ヶ浦の水産資源を周辺の村々と共同で管理しました。

明治時代に発明された「**霞ヶ浦の帆引網漁の技術**」は、少ない人数で漁獲を行うことができました。ワカサギ・白魚などを漁獲する打瀬網漁で、ワカサギなどは**佃煮**として各地に出荷されました。佃煮屋も多く店を構え、かつては街中でワカサギの筏焼きがみられました。

霞ヶ浦沿岸に広がる水田は、東京近郊の市街化による生産の衰退や国の減反政策の影響を受け

て、昭和 40 年代以降にレンコン生産へと転換していきます。谷津などもハス田となり、土浦は**日本一のレンコン生産地**となりました。



上高津貝塚貝層断面



製塩土器（上高津貝塚出土）



レンコンの収穫風景



霞ヶ浦の帆引網漁の技術

3 霞ヶ浦をめぐる内海世界の形成と展開

古墳時代前期、手野町の**王塚・后塚古墳**や常名**天神山古墳**など、霞ヶ浦や桜川を見下ろす台地上に大型の古墳が築かれました。その被葬者は霞ヶ浦土浦入りの水上交通を掌握した豪族と考えられます。古墳時代の霞ヶ浦沿岸は、人とモノの移動を促す大動脈となっており、その交流のちに「**内海**」とよばれる独自の地域社会と文化圏を形成していきます。今泉出土の滑石製の**石枕**も、霞ヶ浦周辺に特徴的な副葬品です。また、筑波山周辺から産出する**雲母片岩**は、後期・終末期古墳の石室・石棺材として使われましたが、これも霞ヶ浦沿岸に広く流通したものです。霞ヶ浦の内海世界の形成は、列島規模での人々の交流にも呼応しています。**烏山遺跡・八幡脇遺跡**では国内最古のメノウの勾玉工房跡が発見されましたが、これらは東日本における**玉作り**の拠点のひとつとして注目されます。また、終末期の**武者塚古墳出土品**のうち銀带状金具や装飾大刀などは中央（大和政権）とのつながりを示しています。

古代、土浦入り東岸とその台地上は「**大津郷**」と呼ばれていました。津とは港を意味する言葉です。**田村・沖宿遺跡群**（田村町・沖宿町・おおつ野）では遠隔地から運ばれてきた品々が多数出土しており、石橋北遺跡は住居や倉庫が建ち並ぶ物資の集積地であったと考えられます。

鎌倉時代、新仏教に対抗するかたちで、戒律復興を重んじる**律宗**が、内海から筑波山周辺にかけて進出しました。市域では**東城寺**や**般若寺**が律院となり、僧侶が布薩とよばれる儀礼を行なうための「**結界石**」が建てられました。律宗は畿内の先進的な技術者たちをこの地に招聘することになります。般若寺境内の花崗岩製の**五輪塔**などの優品を作った石工や、常陸三古鐘に数えられる**銅鐘**を铸造した丹治久友などはその一例です。また、鎌倉・室町時代に盛んにつくられた板碑では、埼玉県産の緑泥片岩製の武蔵型板碑が関東地方の主流ですが、茨城県南部では筑波平沢周

辺の黒雲母片岩製の**下総型（常総型）板碑**が広がりました。**下坂田の板碑**はその代表例です。

室町時代、鹿島社の社殿造営の費用を負担するための「**富有人**」（富裕人）を書きあげた古文書から、内海世界を中心に富をもつ者が多くいたことが窺えます。市内では下高津の**常福寺**がその一つで、山ノ荘の本郷や土浦にも富有人がいました。土浦にいた**若泉三郎**は、土浦城の初期領主との関連がうかがわれる人物です。また木田余、手野町などでは**埋蔵銭**が発見されており、内海周辺における盛んな経済活動に伴う富の集積を示唆しています。

江戸時代の土浦城下で行われた祇園祭では、真鍋台の天王社（現**土浦八坂神社**）から神輿が下りてきて、城下町の小林家前の御仮屋に入りました。小林家は桜川から霞ヶ浦へ流れ着いた**漂着神**（牛頭天王）を拾ったとされる家で、祭礼のときにその家に神輿が下りてくる祭りの在り方は、霞ヶ浦周辺の「**浜降り**」の類例のひとつです。

佐野子に伝わる**盆綱**は、霞ヶ浦を中心とした常総地域に特徴的にみられる盆行事です。また、霞ヶ浦南岸に鎮座する阿波大杉神社（稲敷市）のアンバ大杉信仰は、江戸時代に周辺一帯に広く流行した民俗信仰のひとつで、航海の安全と疫病除けの神として信仰をあつめました。大杉ばやしは、この地域に特徴的なお囃子のひとつで、**田宮ばやし**の他、**上高津大杉ばやし**や**菅谷ばやし**などの曲目のひとつになっています。なお、阿波大杉神社は霞ヶ浦を航行する船の守り神としても信仰をあつめ、土浦で水運に携わる人々が奉納した絵馬が残されています。



武者塚古墳展示施設



烏山遺跡・八幡脇遺跡出土玉作資料（市指定文化財）



田村・沖宿遺跡群周辺の空撮

4 神仏への祈りと造形、形作られる基層文化

古代の霞ヶ浦土浦入りは、常陸国内でも有数の**火葬墓**がつけられた地域です。先進的な文化であった火葬が、仏教信仰とともに在地有力者に広がったとみられます。高級品である灰釉陶器を用いた火葬墓も見つかっています。また、古代の土浦地域は、茨城・筑波・信太・河内各郡の境界地域にあたり、大規模な集落跡も多数発掘調査されています。調査では、9世紀から10世紀の集落における仏教の受容を裏づける「**仏堂**」（村落内寺院）が確認されています。**根鹿北遺跡**からは信仰の対象である**瓦塔・瓦堂**が、寺畑遺跡からは僧侶の名や「千手寺」と書かれた**墨書土器**が出土しています。

平安時代初期、最澄の弟子**最仙**による創建と伝えられる古刹が**東城寺**です。筑波山周辺に造られた古代の山林寺院のひとつに数えられています。東城寺は最仙から広智に引き継がれたと伝わり、東城寺には**木造広智上人坐像**が伝来しています。また、桜川右岸の下高津の**常福寺**も最仙の創建とされ、本尊は定朝様を伝える**木造薬師如来坐像**です。

この他にも、平安時代から室町時代にかけての仏教文化を伝える遺宝が、市内の各寺院に伝えられてきました。**浄真寺の銅造阿弥陀如来立像**は弘長元年（1261）の銘を有し、高岡の法雲寺と同様に善光寺式阿弥陀三尊像の中尊と考えられます。神立町**観音寺の木造薬師如来立像**は螺髪を渦巻き状に表現しており、ここには律宗の影響が看取されます。

筑波山東南麓にあたる山ノ荘は、中世のある時期に近江国日吉社の荘園でした。山ノ荘地区で行われる**日枝神社流鏝馬祭**は、「一つ物」や神輿渡御で粟を供えることなどから、日吉山王祭に起源をもつ祭礼と考えられます。後に小田家の家臣たちによる大猿退治の伝説が加わり、物語を持った独特の流鏝馬として現代に継承されています。山ノ荘の7つの地区が合同で行っている、大がかりな祭礼です。

江戸時代、農村における信仰の中心となったのが各村の神社（鎮守）や寺院・小堂です。江戸時代の建築として、**粕毛の弥陀堂**や中村西根の**鹿島神社本殿・拝殿**、下高津の**愛宕神社本拝殿**などが挙げられます。また、近世の村では石造仏の造立が盛んにおこなわれました。とくに寛永期には、常総地域で湯殿山系の大日如来の石造物の造立が盛んになり、市域では「**石造湯殿山時念仏供養板碑**」や特徴的な像容をもつ宍塚・矢作の「お鼻の大きな大日様」などがみられます。このほかにも花崗岩の産地であった山ノ荘地域をはじめとして、市域一帯で石仏の造立が隆盛をみました。また、手野町・木田余では**一字一石経**の埋納なども行われました。

農村では疫病除けや五穀豊穡を願って様々な祭り行事が行われてきましたが、その系譜をひく祭りが、今日に伝わっています。たとえば、**飯田の虫送り**や**矢作の弓神事**、沢辺の奉納相撲などがありますが、土浦の特徴として**農村の伝統花火**があげられます。「**大畑のからかさ万灯**」は雨乞いを祈願する奉納花火で、唐傘の形をした仕掛け花火に**綱火**を使って点火するものです。かつては、宍塚や大畑・田宮などで龍勢と呼ばれた打ち上げ花火も行われていました。中村西根には巨大な**花火筒**も伝わっています。



日枝神社流鏝馬祭



瓦塔・瓦堂（復元）



木造広智上人坐像
（東城寺所蔵）



日枝神社流鏝馬祭（一つ物）

5 交差する水と陸の道、拠点をおさえた武士

内海からみれば筑波方面への玄関口であり、筑波方面からは内海への出口にあたる土浦は、様々な人が行き交い物資がもたらされる交通と流通上の結節点でした。古代、**東海道駅路**が敷設されました。駅路の想定地では現在も道路や地割・関連地名が残り、小松貝塚では道路遺構も検出されています。桜川の渡河点（渡し場）の近くの台地上には「**曾祢駅**」があったと想定されます。桜川の水運と東海道駅路の交わる地点に近い場所に寄居遺跡・うぐいす平遺跡（上高津新町）があり、ここからは東海地方産の**灰釉陶器**が出土しています。これらの状況から古代の東海道は、小松から下高津方面へ進み、桜川を渡ったのち田中→殿里→板谷方面へ市域を南北に縦貫し、常陸国府（石岡市）へ向かったと推定されます。

平安時代にこの地域で勢力を伸ばした**常陸平氏**は、京との文化的・経済的なつながりのなかで浄土教に接し、平致幹は檀越として**東城寺経塚群**を造営しました。比叡山延暦寺の僧侶が勧進僧となり納められた**経筒**が東京国立博物館に伝来しています。東城寺経塚群は東日本のなかでは2番目に古く、12基を数える経塚は屈指の規模を誇るものです。

鎌倉時代以降、常陸平氏にかわって土浦地域を支配したのが**小田氏**で、常陸守護を務めた**八田知家**を祖とします。知家が鑄造した**銅鐘**が**等覺寺**に伝えられています。鎌倉に通じる**鎌倉街道**については、発掘調査で道路遺構も見つかっており、鎌倉坂や小字などからそのルートを復元することができ、**田中八幡神社**から殿里または真鍋の鎌倉坂へ向かうルートが推定されています。小田氏は桜川左岸の小田城（つくば市）を拠点に常陸国南部に強い影響力をもちました。鎌倉時代の高僧**忍性**や南北朝時代の**北畠親房**らは、鹿島から霞ヶ浦の南岸を通じて筑波方面へ向かっていますが、このルートに強い影響力をもったのが小田氏です。小田治久（7代）は、後醍醐天皇側近で流罪となった南朝方の忠臣**藤原藤房**を預けられています。出家した藤房の頭髪を埋めたと伝えられるのが藤沢城内に残る「**髪塔塚**」で、近代に史跡として整備されました。高岡の**法雲寺**は、渡元した禅僧の**復庵宗己**が治久の庇護をうけ文和3年（1254）に建立した臨済宗の寺院です。復庵の師を描いた頂相の**中峰明本肖像画**をはじめ、小田氏に関わる数多くの文化財を所蔵しています。

小田孝朝（9代）はかすみがうら市牛渡に、治朝（10代）は市内沖宿に館を築いて隠遁したといわれています。沖宿町には堀の内の地名と遺跡があり、湖岸に近い場所に館が築かれました。また、沖宿町の**海蔵寺**には小田成治が修理をした**木造阿弥陀如来坐像**や、伝小田治朝の墓があります。霞ヶ浦の水運を掌握することで勢力を伸ばした小田氏の足跡を伝えています。

水陸交通の要衝として土浦の重要性が強まるなかで、この地を治めるための領主の館、すなわち中世の**土浦城**が築かれたと推測されます。中世の土浦城は、桜川河口の地形と霞ヶ浦の低湿地を巧みに利用して築かれ、近世の土浦城の礎になったと考えられます。なお、東崎町の氏神**鷲神社**の石碑は16世紀後半の庶民・武士の連名により建立されたものです。

戦国時代、常陸南部の雄として**小田政治**（14代）は最大の版図を領しましたが、**小田氏治**（15代）は上杉謙信や後北条氏などを相手に難しい舵取りを迫られました。市内には**小田家歴代の供養塔**や、**木造地藏菩薩立像**、関連する**中世城館**などが残り、小田氏の本貫地の一部であったことを偲ばせます。常陸北部に勢力を広げた佐竹義重は真鍋台に陣を敷き、土浦城に籠る小田氏治・菅谷範政と対峙しました。水の道と陸の道が交わる地域であったことが、軍略の要衝とみられた背景として考えられます。

このほか、市域には坂東三十三観音霊場のひとつ**清滝観音**へ向かう**清滝道**や、筑波山へ向かう**筑波街道**、阿波大杉神社方面へ向かう**阿波道**など、信仰の道がありました。



銅鐘（八田知家寄進、
等覺寺所蔵）



木造阿弥陀如来坐像
（海蔵寺所蔵）



小田政治肖像（法雲寺所蔵）

6 土浦城の成立、大名土屋家と多彩な藩士たち

水陸交通の要衝となった土浦は、江戸時代に霞ヶ浦湖岸における最大の城下町として発展をとげていきます。**土浦城**は東北諸藩に対する江戸の守りとして重要視され、近世城郭として整備修築が進みました。代々の城主には譜代大名が入りました。近世初期は**藤井松平・西尾・朽木氏**と頻繁に城主が交代し、それぞれのもとで城と城下町が整備されました。「**土浦城記**」によれば、土浦城のシンボルとなっている**櫓門**は、明暦2年（1656）に朽木植綱が建造したもので、ここに太鼓を置き時刻を知らせたことから太鼓櫓とも呼ばれました。現存する**土浦城櫓門の太鼓**は、明和7年（1770）に江戸で作られたもので、太鼓櫓と太鼓がセットで残っている点で貴重です。**松平信興**（大河内松平）によって本格的に整備された特徴的な**北門・南門の馬出**をはじめ、土浦城の遺構は現在の市街地各所にみることができます。

江戸時代の中期以降は**土屋家**が入り、土浦城の城主として幕末まで約200年間にわたってこの地を治めました。土屋家初代**数直**と2代**政直**は老中を務めるなど幕府の中枢にありました。**土屋家刀剣**は優れた大名刀剣コレクションとして全国的に知られています。土浦市立博物館が収蔵している85振の土屋家刀剣には、数直・政直の代に将軍家から拝領した品や他の大名家からの贈答品が含まれています。また、数直・政直は茶の湯を好み、数多くの**茶道具**を収集しました。茶道具の目録「**土屋蔵帳**」には、茶の湯の世界では名物と呼ばれる道具が多く含まれています。徳川家から拝領した刀剣や、茶道具・朱印状などは**土浦城東櫓・西櫓**に保管されていました。なお、土浦藩は参勤交代がなく、藩主たちはふだん江戸で生活をしていました。国元の土浦と江戸との人々の往来は活発であったため、江戸の情報などもいち早く土浦にもたらされていました。

土屋家は、豊かな才能をもった者を召し抱えていました。武道（砲術）、絵画、儒学、医学、茶道、蹴鞠など多才な侍たちが仕え、譜代大名としての土屋家の体面を保ち、また、内政の充実につながりました。土浦藩の砲術指南役を務めた**関家**には、**関流砲術**で使用された**大筒**「谷神」「拔山銃」をはじめとする鉄砲関係資料や、歴代当主の肖像画、古文書など貴重な資料が伝えられて

います。なお、幕末に藩士らが調練を行った**鉄砲塚**が史跡として残されています。

藩士たちのなかには、江戸の土浦藩邸にあって活躍し、江戸の武家文化の一翼を担ったものもいます。江戸で狩野派に学び多彩な作品を残したお抱え絵師の**岡部洞水**、行書の辞典『**行書類纂**』^{ぎょうしよるいさん}を著した書家の**関克明・思亮**^{せきこくめい しりょう}、蘭学を学び世界地理研究を進めた**山村才助**などが知られています。

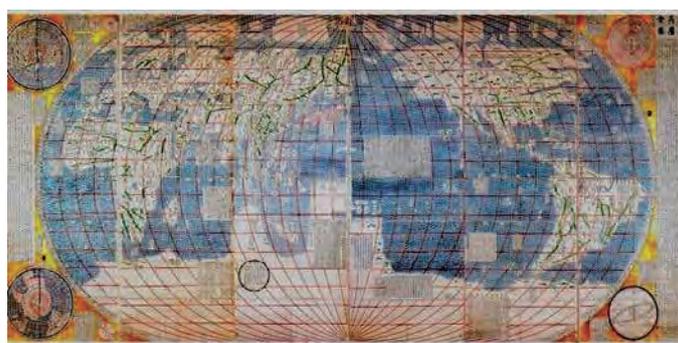
また、社会の変容や時代の趨勢に応じ、儒者の**藤森弘庵**や農政学者の**長島尉信**^{ながしまやすのぶ}など一代限りで雇用される者もいました。辻益順・辻元順親子のように藩医となった町人もいました。



土浦城復元模型



土浦城東櫓（復元）



坤輿万国全図（山村才助旧蔵）



長島尉信肖像

7 江戸と繋がる城下町、江戸を支える産業

江戸時代初期、**水戸街道**が土浦城の東側を迂回するように通され、商家が軒を連ねました。水戸街道に関わる遺構として、荒川沖と東若松町に**一里塚**が、東若松町から板谷町にかけては**松並木**の景観がよく保存されています。大名らが宿泊・休憩する本陣として**中貫宿本陣**や、荒川沖の旅籠であった建物などもその面影を伝えています。

城下町には、土浦城を守るための濠が巡っていましたが、この濠は水路としての役割をもちました。17世紀の半ば、いわゆる**利根川東遷**によって霞ヶ浦から利根川・江戸川を經由して江戸へつながる水運が整備されると、**高瀬船**が物資輸送を担いました。町場の発展により、享保期には新地造成により新たに大町と川口町が造られ、河岸の機能が強化されました。江戸時代後期には、城下町の南に位置する下高津村と、北側に位置する真鍋村も町場化していきます。とくに**真鍋の宿通り**の景観は、往時の様子を今日に伝えています。

高瀬船は、江戸に米や木材・醤油などを運びました。**大国屋勘兵衛家**に始まる**醤油醸造業**は、周辺農村部から小麦や大豆、薪の供給を受け、江戸からは塩を、佐原や銚子から杜氏を求めることができたことで主要な産業に成長していきます。土浦の醤油は江戸で人気となり、**色川三郎兵**

衛家は江戸城西ノ丸御用を務めました。また、真鍋から新治地域にかけての台地縁辺部や低湿地では、行灯やロウソクの芯（灯心）となる藺草の栽培が盛んでした。「山根八ヶ村」と呼ばれた8つの村で作られた良質な藺草は、江戸の蠟燭問屋と取引されました。醤油や灯心に代表されるように、土浦は江戸の消費を支える**江戸地廻り経済圏**のなかで発展をとげたのです。なお、高瀬船を利用して江戸からは古着や小間物がもたらされました。大国屋勘兵衛家から暖簾分けをした呉服商に**大国屋徳兵衛家（大徳）**がいます。江戸ー土浦間の往来や文物の交流は、文化面にも多大な影響をあたえました。たとえば土浦の城下町祭礼（祇園祭）を描いた「**土浦御祭礼之図**」には朝鮮通信使の仮装をした人々の姿が描かれており、江戸の都市祭礼を模倣した出し物であったことが分かります。

江戸時代の土浦城下では、**中城天満宮**で3月に馬市が、**鷺宮**で10月に大市が開かれ、多くの人と物が集まってきました。城下町を取り囲むように、**浄真寺**や**神龍寺・尊覺寺・瀧泉寺・東光寺**などいくつもの寺社が配置されていました。また、城下町のうち中城町は田中八幡神社を、東崎町は鷺宮を氏神として信仰していました。旧城下町のうち鷺神社・不動院などには**力石**が残り、若者たちがこれを担ぎ力を競った様子が偲ばれます。これらの寺社の建築は、江戸時代後期に建てられた**矢口家住宅**や**旧大徳呉服店（まちかど蔵大徳）**の**土蔵造り**の商家建築とともに、城下町の面影を現代に伝えています。

本市域の農村の多くは土浦藩領でした。近世の農家建築が残る白鳥の**富岡家**や小山崎の**岩瀬家**、永井の**前野家**はいずれも名主など村役人を務めた家です。富岡家住宅・岩瀬家住宅は式台付の玄



関東醤油屋番付



停泊する高瀬船
(明治期、川瀬巴水「土浦の朝」)



土浦御祭礼之図（朝鮮通信使の仮装行列）

関を持ち、藩主の領内巡見の休泊所にされたと伝えられ、数多くの古文書が残ります。神立の**高野家**住宅は市内に残る最古の農家建築と考えられています。なお、幕末に江戸詰めの家臣たちに帰藩が命じられ、農村部の常名村に新たな屋敷が作られました。常名村から移築された**一色家**住宅は、往時の武家の屋敷の佇まいを今日に伝えています。

江戸時代の農村では田畑を潤す水利は重要な問題でした。各地で溜池や川の流れを分流した堰が設けられました。新治台地や筑波稲敷台地の中央を流れる小河川をせき止めた**鶴沼**や**乙戸沼**があり、丘陵・台地の各所には溜池が設けられました。**穴塚大池**とその周辺は里山の景観をよくとどめています。また、桜川のような大きな河川では、堰を設けて水を配分しており、田土部堰（つくば市）や飯田堰が知られています。

賑わいを見せた土浦城下ですが、桜川の氾濫や霞ヶ浦の**逆水**により、たびたび洪水の被害に見舞われています。色川三中らの日記からは、1ヶ月間近く水が引かなかった様子なども記録されています。三中の弟の御蔭は「**防逆水私議**」を著し、土浦町の洪水対策をまとめました。

8 郷土から日本・世界、宇宙へのまなざし

江戸時代中期、4代藩主**土屋篤直**と近臣たちは小松村の勢至ヶ丘で、「霞浦帰帆」「銭亀橋夕照」「筑波暮雪」など、土浦の美しい風景として「**垂松亭八景**」を選びました。八景からは、美観（秋月）や情景（雨・雪）などを愉しむ知識と風雅の醸成がみられます。江戸時代後期にその担い手は町人層に移り、いくつかの「**土浦八景**」が選ばれます。俳人の**内田野帆**、神龍寺の住職**如蓮**、そして城下で私塾を営んだ**沼尻墨僊**などです。

八景の選定が広がった背景として、社寺参詣や名所めぐりを目的とした旅の流行と、それによる風景に対する関心の高まりがあげられます。舟運・街道の整備により、多くの文人墨客らが霞ヶ浦や筑波山に遊びます。**東国三社**（鹿島・香取・息栖）巡りも盛んでした。彼らは訪れた先で、歌を詠み、漢詩をつくり、紀行文を残しました。たとえば土浦藩の儒者**藤森弘庵**の「**航湖紀勝**」は、土浦を船で出発し、鹿島神宮そして銚子へ旅をした紀行文です。旅を楽しみ、文芸を嗜む人々によって、自分たちの住む「郷土」が自覚されたといえそうです。城下で薬種業・醤油醸造業を営んだ国学者**色川三中**の「**新編常陸国誌**」の修訂などにも土浦の地理・歴史への関心の一端が示されています。三中と弟の美年は、膨大な日記「**家事志**」（家事記）を残しました。ふたりの日記からは、商家の営みや町人たちのつきあいの様子なども具体的に知ることができます。

また、人々の関心は郷土へのまなざしとは対照的に、世界へそして宇宙へも向けられていました。土浦藩士の**山村才助**は、大槻玄沢に蘭学を学び、世界地理に関する「**訂正増訳采覧異言**」を著すなど、世界地理研究の先駆者として位置づけられています。手書手彩の世界地図である「**坤輿万国全図**」は、才助の旧蔵のものとして伝わります。沼尻墨僊も地理に関心を示し、「**地球万国図説**」を著しています。墨僊の関心は天文学にも及び、天体観測を行って記録を残したり、天体観測器具である**渾天儀**や開閉可能な**大輿地球儀**（傘式地球儀）を創作しています。墨僊が開いた私塾「**天章堂**」も天文に関わる名称です。

色川三中や沼尻墨僊が生きた時代は、異国船が頻繁に来航し、長く続いた幕府の外交政策が大きな転換点を迎えた時期でもあります。彼らは外国に関する情報も積極的に収集していました。彼らと同時代の人物として、真鍋善応寺の住職で尊王運動に参加した**佐久良東雄**が知られていま

す。幕末期の日本の在り方を模索した人物たちの姿も土浦にはありました。

身近な地域から日本、世界、そして宇宙へも広がるまなざしが、土浦の学問や芸術文化を胚胎していくことにつながります。そして、土浦藩の藩校や墨僊の私塾などに学び、育った人々が近代の土浦を担っていくのです。



土浦八景（内田野帆「くさぐさ集」）



色川三中肖像



大輿地球儀（傘式地球儀）



渾天儀

9 人を育てる、近代教育の中心地へ

江戸時代の土浦には、**藩校**や寺子屋、私塾などが開かれていました。土浦藩の藩校は「読書所」と呼ばれる施設から始まり、寛政11年（1799）に**郁文館**と名づけられました。大久保要らによって、天保10年（1839）に二ノ丸に文館・武館を新設、招聘した儒者**藤森弘庵**のもとで、係や教官、教科書等の取り決めが行われ、文武両道の理念のもとに教育が行われました。郁文館の教授としては、藤森弘庵に学び、のちに江戸の昌平黌で学んで帰藩した**木原老谷**^{きはらろうこく}や**五十嵐愛山**^{いがらしあいざん}のほか、**中田平山**などがいます。

庶民の子どもたちの教育は、村や町に置かれた私塾や寺子屋での「読み書きそろばん」の教授でした。土浦の私塾として著名なのは、現在の琴平神社境内にあった**沼尻墨僊**の「**天章堂**」です。墨僊の寺子屋は「読み書きそろばん」だけでなく、高度な教育が行われていました。男女合わせて600名以上の生徒が学びました。

また、土浦では商家の女子に対しても、高度な教育が施されました。**大国屋徳兵衛**家は江戸から運ばれた古着の販売を商売の中心に据え、店を拡大していった商家ですが、2代目以降は女子

に商才のある婿を迎えて家の経営を保持しました。徳兵衛家に残された手習本からは、源氏物語や枕草子などの古典のみならず、漢詩などを学んでいたことが判明しています。

近世における教育は、近代の学制の発布に触発されて、優秀な子どもたちを育てるシステムとして結実します。**土浦幼稚園**は明治18年(1885)に茨城県内で初めて設置された幼稚園です。フレーベルやモンテッソーリなど、外国の先駆的な教育者の教材を導入して幼児教育が行われました。幼稚園の建設資金には町の有力者の寄付があてられており、人々の幼児教育への意識の高さがうかがえます。

明治30年(1897)には茨城県尋常中学校土浦分校(現土浦第一高等学校)が土浦城跡の新治郡役所に開設されました。その後、真鍋に移転新築された**旧茨城県立土浦中学校本館**はゴシック様式を基調とした洋風建築として偉容を誇っています。女子教育としては、**土浦高等女学校**(現土浦第二高等学校)が立田町の土浦中学校跡に設けられました。また、近代の土浦の町には複数の**裁縫所**が設けられています。周辺の農村部からも女性たちが集まり、裁縫技術はもちろん礼儀作法なども教わりました。

明治40年(1907)、真鍋小学校が旧茨城県立土浦中学校の隣に新築移転した際に植樹されたソメイヨシノは、樹齢120年近くになる日本屈指の古木です。当初は校庭の南端に植えられていましたが、その後の校庭拡張によって中央に5株のサクラが咲き誇る景観となりました。**真鍋のサクラ**として全国にその名を知られ、毎年春には上級生が新入生をおぶってサクラの周りをまわる歓迎会が行われています。



退筆塚の碑
(沼尻墨僊の顕彰碑)



土浦幼稚園関係資料
(恩物、明治期以降)



郁文館の正門



真鍋のサクラ

10 マチの近代化とにぎわい

明治時代、廃藩置県によって土浦藩は廃絶しますが、旧土浦城本丸内には役所がおかれ、土浦町は引き続き行政の中心地として、また県南の商都として発展を続けます。旧城下町には江戸時代後期に建てられた**矢口家住宅**や**旧大徳呉服店（まちかど蔵大徳）**など**土蔵造り**の商家建築に並んで、明治時代になると**旧野村さとう店（まちかど蔵野村）**の煉瓦蔵などに代表される西洋の技術を取り入れた建築がみられるようになります。

明治28年（1895）に土浦と友部、翌29年に土浦・田端間に**日本鉄道土浦線（常磐線）**が開通、土浦駅・荒川沖駅・神立駅が開設されました。土浦駅は旧市街地の東側、霞ヶ浦の湖岸に位置し、駅と港が隣接していたことから、船で結ばれた霞ヶ浦沿岸の町や村からの物資や人を、土浦で鉄道に乗り換えて東京方面へ運ぶのには大変都合がよいところでした。旧城下町から駅前にあらたに市街地が拡張していきます。この時期は、鉄道と舟運とが併存していました。このとき敷設された線路は、湖岸堤防の役割も果たし、霞ヶ浦からの洪水（**逆水**）から土浦の町を守りました。また、舟運に利用された川口川の河口には**閘門**が設けられています。これらの建設に携わった人物として**色川三郎兵衛（英俊）**がおり、土浦の「水の恩人」として顕彰されました。

明治時代中期、土浦周辺では養蚕業が盛んになりました。周辺の農村部から出荷された繭は、**土浦繭糸市場（繭市場）**に集められ、乾繭にして鉄道で輸送されました。繭の取引がない時期、繭市場は百貨店（豊島百貨店）として営業、土浦のシンボリックな存在となりました。土浦には、蚕種業・繭取引業者・養蚕教師・製糸業にかかわる人々が多く集まりました。戦前の土浦にはいくつかの製糸工場が建てられ、荒川沖駅前の**岡谷館製糸所荒川沖工場**のようにたくさんの女工た



熊岡美彦「土浦繭糸市場勅使差遣之図」



「遊覧交通案内」（昭和7年（1932））



土浦聖バルナバ教会



かすみ人形（タニシ人形）

ちが働く姿もみられました。

大正5年(1916)には土浦一岩瀬間(桜川市)に**筑波鉄道**が開通しました。大正10年(1921)には阿見村(現阿見町)に臨時海軍航空術講習部が設置され、翌年の大正11年に**霞ヶ浦海軍航空隊**が独立した影響により、土浦の市街地は大きく拡大します。現在の**桜町**一帯はこの時に造成された新市街地です。

昭和3年(1928)には**常南電気鉄道**(土浦一阿見)が開通しました。こうして、昭和時代初期の土浦には常磐線・筑波鉄道・常南電気鉄道の三つの鉄道が連絡し、土浦駅は筑波山への登山客や霞ヶ浦での**舟遊び**、海軍航空隊訪問などで人々を迎える玄関口となりました。この時期の土浦町は、**桜川堤の桜**の植樹や川口川の護岸整備(水の公園)、亀城公園整備などを行い、「**水郷**」に相応しい景観となりました。桜川の花見や秋の花火大会は「水郷」に相応しい観光イベントとなり、「遊覧都市」土浦が成熟するのです。東京近郊の日帰り可能な遊覧都市として積極的な宣伝を行い、東京からの誘客につとめました。郷土工芸品「**かすみ人形**」(タニシ人形)は水郷土浦の土産品として考案されたものです。

昭和時代初期は街の景観整備も進みます。土浦駅が軍艦型の駅舎に建て替えられ、川口川の修景整備も行われました。鉄筋コンクリート造の**土浦聖バルナバ教会**(昭和5年(1930))、武蔵屋や石川美髪店、内田砂糖店などの**看板建築**(昭和時代初期)は往時の町の面影を伝えています。

11 海軍航空隊の玄関口と花火競技大会

大正11年(1922)、阿見原(現阿見町)に**霞ヶ浦海軍航空隊**が開設されます。霞ヶ浦沿岸が海軍の陸上・水上訓練に適していたためです。これにより水陸交通の要衝であった土浦に、海軍航空隊の玄関口としての役割が加わりました。航空隊の設置により、マチは新たな賑わいをみせました。料亭の**霞月楼**をはじめ海軍の指定食堂であった**保立食堂・吾妻庵**などは、現在に続く海軍ゆかりの店です。また、老舗の**パン屋**の中には航空隊にパンを納めた店もあります。航空隊に勤務する将校などは土浦に家族と共に居を構える人もありました。市域の南部を中心に、**霞ヶ浦海軍病院**や**第一海軍航空廠**など海軍関係の施設が建設されました。軍関係の遺構の一部が市内には遺されています。

海軍航空隊の殉職者の慰霊と、商店街の振興を目的として、大正14年(1925)に花火大会が行われました。神龍寺の住職秋元梅峯和尚により始められたもので、これが日本三大花火に数えられる**土浦全国花火競技大会**の始まりです。

昭和4年(1929)、霞ヶ浦海軍航空隊の巨大格納庫に停泊するため、ドイツの**飛行船ツェッペリン伯号**が世界一周の途次で立ち寄りしました。リンドバーグ機も飛来するなど、霞ヶ浦は日本の**空の玄関口**ともなりました。昭和13年(1938)、土浦は大洪水の被害にあいました。このとき、霞ヶ浦海軍航空隊の隊員たちが救護活動を行なっています。土浦と海軍航空隊とは強い結びつきをもっていま



土浦全国花火競技大会(2017年撮影)

した。昭和15年(1940)、**土浦海軍航空隊(予科練)**が独立し、特攻兵を送り出すことになりました。この頃、土浦はしばしば「**空都**」と形容されました。土浦の地は東京の防衛、すなわち首都防空の役割をもつたつの海軍航空隊の地として認識されたものです。なお、昭和15年は隣接する真鍋町と土浦町とが対等合併を果たし市制を施行、土浦市が誕生した年でもありました。

しかし、戦争が激しくなる中で市民生活にも暗い影を落としていきます。右側の**日先神社**は祭神が武神であったことから武運長久を祈って参拝する人も多く、神社には奉納されたプロペラが掲げられています。市内各所の**忠魂碑・忠霊碑**にみられるように、出征や勤労働員など、戦争に巻き込まれた市民が多くありました。そして昭和20年(1945)、航空隊は大規模な空爆を受けて、たくさんの方が犠牲になっています。戦後、土浦は復興を遂げますが、多くの犠牲のうえに今日の発展があったことを忘れてはなりません。

なお、昭和時代初期にアメリカから贈られた「**青い目の人形**」は、敵国人形として日本各地で処分されることがありました。土浦小学校に贈られた「青い目の人形」は、関係者がこれを守り、今日の土浦幼稚園に伝えられたものです。戦争と平和を伝える証言者でもあります。



ツェッペリン伯号の飛来



土浦海軍航空隊(絵はがき)

12 歴史・芸術・文化の薫る街、現代の土浦

近代の土浦は政治・経済・教育の拠点として様々な人が行き交い、多彩な文化を育み、多様な人物を育てました。政治・文学・医学・芸術などで活躍した人物たちを輩出しています。

航空隊が創設され土浦が賑わいをみせた大正から昭和時代初期、土浦・真鍋両町では政治への関心と意識の高まりがうかがえる動きがありました。茨城県初の国務大臣となった**原脩次郎**は、土浦町の「**亀城立憲青年会**」の応援を受けました。真鍋町では**菊田禎一郎**や**天谷丑之助**らが「**惜春会**」を創設し、農村経済の振興と文化の向上のため農民自身が政治に関心をもつべきだと主張し、機関紙「**惜春**」を発行しました。また、**本間憲一郎**は忠君愛国の思想をもち真鍋町に「**紫山塾**」を開き、その思想は多くの思想家や軍人に影響を与えました。

文学の分野では、俳人の山口常太郎の長男**山口剛**がいます。旧土浦中学校から東京専門学校(のちの早稲田大学)へ進学、母校の早稲田大学で教鞭を取りながら井原西鶴などの江戸文学の研究で業績を残しました。**高田保**は旧土浦藩の祐筆をつとめた家に生まれ、旧土浦中学校から早稲田大学に学びました。戦前は劇作家・演出家として活躍し、戦後に発表された「**ブラリひょうたん**」でエッセイストとしての名声を高めました。

医学の分野では、明治3年(1870)に^{やすむらこうち}安村江痴が旧藩主の侍医となり、明治時代前期には伝染病の予防などを通して地域医療に貢献しました。大正3年(1914)、土浦町には茨城県最初の女医となった石島ゑいが、産婦人科「石島医院」(のち「土浦病院」)を開業しました。ゑいの夫と交流のあった日本画家の小川芋銭は石島家をたびたび訪れ作品を残しています。昭和3年(1928)に土浦で病院を開業した助川喜四郎は天然痘の研究に没頭しました。鶏卵を利用した痘苗製造に成功したことで、天然痘の撲滅に貢献しました。

戦前から戦後にかけて土浦周辺で活躍した美術作家として、日本画家の浦田正夫や洋画家の鶴岡義雄・福田義之助・

渡辺浩三、彫刻家の一色五郎などがあげられます。とくに終戦直後の昭和21年(1946)には、二科会茨城支部が土浦で結成され、第1回展が開かれました。創立会員には服部正一郎、鶴岡義雄、早川貞誠、堀越隆次、埴賢三らが名を連ねています。同年には、土浦市美術協会も結成されました。そして、昭和22年6月に始まる土浦市美術展覧会(土浦市展)は、茨城県内で最も歴史のある市民公募展で、戦後の県南地域の芸術文化活動の発展に寄与してきました。春に中城天満宮で行われる奉納選書会は、昭和時代初期から続いているものです。奉賛会と地元商店・有志・商工会議所などが中心となり、小学生を中心に毎年1,000点ほどの応募があります。

土浦市民会館は昭和44年(1969)に建てられたもので、文化の殿堂として市民に親しまれてきました。早稲田大学大隈講堂の共同設計者として著名な佐藤武夫の設計事務所によるものです。市民会館建設をひとつの契機に組織された土浦市文化協会には、邦楽・音楽・バレエ・演劇・能楽など、幅広い分野の市民が集い、多様な文化芸術活動は50年を越えました。

現在の土浦では、豊富な地域資源を活かした街づくりが進められています。霞ヶ浦の水質浄化とスポーツの振興を目的とした「かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン」は国内有数の市民マラソンで、「土浦全国花火競技大会」とともに本市を代表するイベントです。また、霞ヶ浦湖岸堤防と筑波鉄道線路跡を整備活用したサイクリングコース「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や筑波山地域ジオパークのジオツーリズム、土浦城東櫓の復元竣工を記念して開催されてきた「土浦新能」、ツェッペリン伯号の乗務員にカレーを提供したことをヒントにした「つちうらカーリー物語」の創作、筑波山塊の風を利用した朝日峠のパラグライダーなど、「水・陸・空」の自然環境とそこで紡がれてきた歴史を活かしながら、新たな魅力を創出しています。



鶴岡義雄 土浦の現在



土浦市民会館



かすみがうらマラソン
兼国際ブラインドマラソン

3 土浦の「歴史文化」の特徴

ここまで、地理的・自然的環境や歴史的・社会的背景をもとに、多様な歴史文化遺産を俯瞰することで、土浦市の歴史文化を12のテーマに整理してきました。これら12のテーマについて、「時間」と「空間」を視点にしてその特徴をみていくと、土浦の「歴史文化」の特質、すなわち「土浦らしさ」を把握することができます。

①時間軸にみる「土浦らしさ」

「内海」を介してまとまりをもった地域社会【まとまる地域社会】

かつて霞ヶ浦・北浦・印旛沼などを含む水辺地域一帯は広大な「内海」であり、ひとつの文化圏を形作っていました。たとえば、霞ヶ浦周辺に分布が集中する縄文時代の製塩遺跡や古墳時代の玉作遺跡などは、この内海世界の特徴を示しています。また、古墳時代の副葬品の石枕の分布や雲母片岩を石棺・石室材に採用する共通性、奈良時代から平安時代にかけての筑波山東南麓産の須恵器の流通、鎌倉時代の律宗の活動の足跡などに、内海を舞台にした人の移動とモノの流通をみることができます。江戸時代の霞ヶ浦四十八津は、共同で湖を管理利用した村々の自治的な組織で、連帯して領主に対抗することもありました。現在の祇園祭での浜降りや盆綱行事などは霞ヶ浦沿岸に特徴的な祭り・行事であり、内海世界の枠組みは今日にも引き継がれているといえます。土浦はそうした内海世界の一角を担ってきました。

利根川・霞ヶ浦を介して江戸・東京とつながった地域社会【つながる地域社会】

江戸時代のいわゆる利根川東遷によって、霞ヶ浦沿岸の地域は大都市江戸と結びつきました。とくに、水戸街道により陸路においても江戸と直接つながった土浦は、水陸交通の要衝として、大きな飛躍を遂げました。土浦城下には河岸が設けられ、高瀬船が行き来して江戸へ産品を運びました。江戸の消費を支える江戸地廻り経済圏のなかにあつて、土浦では醤油醸造業や藺草栽培が盛んになりました。江戸との活発な交流のなかで、優れた文化人たちが輩出されました。また、江戸の都市祭礼の出し物が土浦の城下町祭礼に取り入れられるなど、江戸の文化が積極的に吸収されました。

明治時代になると、鉄道の敷設によって東京との経済的なつながりがさらに深まりました。また、大正時代に霞ヶ浦海軍航空隊が設置され、土浦が航空隊への玄関口となったことも大きな出来事でした。大正時代から昭和時代初期にかけての土浦は、遊覧都市を志向し、水郷にふさわしい景観整備をおこなったり、桜川の観桜や花火大会の開催によって東京からの誘客につとめていました。戦時期になると首都防衛に関連するふたつの海軍航空隊が立地していたことから、土浦はしばしば「空都」と形容されるようになります。今日、土浦の主要な産品であるレンコンは、東京郊外の開発によって産地が次第に北上し、1970年代の減反政策のなかで土浦周辺の湖岸で盛んになったものです。江戸時代以降の土浦は、江戸・東京との関係性のなかで、発展をしてきました。

このように、**「内海」を介してまとまりをもった地域社会**と**利根川・霞ヶ浦を介して江戸・東京とつながった地域社会**が今日に共存しているのが、時間軸からみた土浦の特徴です。

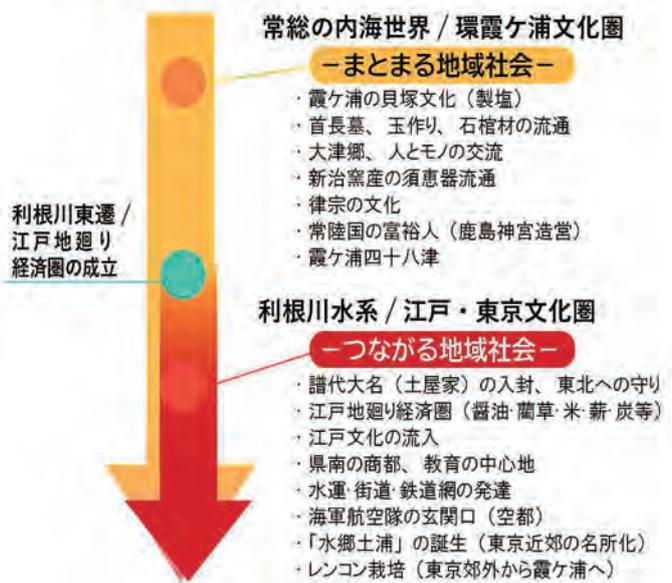
【時間軸】ふたつの歴史的な世界が共存しているまち、土浦

先史以来、霞ヶ浦沿岸地域は、経済的・政治的な結びつきが強く「内海世界」を形成していました。今日でも祇園祭の浜降りなどの祭礼に、その伝統が息づいています。

近世（江戸時代）のはじめ、土浦に城が築かれ、城下町が誕生しました。利根川東遷により大都市江戸と水運で繋がったことで、土浦は江戸を中心とする政治・経済・文化圏の一端を担うことになり、近代以降も東京を中心とする首都圏の形成のなかで発展をとげました。

内海に育まれた歴史的な世界と、江戸・東京との結びつきのなかで形成された歴史的な世界とが共存している点に、土浦の歴史文化の特徴があります。

土浦の歴史文化資源（時間軸）



12の歴史文化の特徴と時間軸

	先史	古代	中世	近世	近代	現代
1 筑波山東南麓と水辺をのぞむ台地、その営み	←→					
2 豊かな表情をもつ川と湖、その恵み	←→					
3 霞ヶ浦をめぐる内海世界の形成と展開	←→					
4 神仏への祈りと造形、形作られる基層文化	←→					
5 交差する水と陸の道、拠点をおさえた武士	←→					
6 土浦城の成立、大名土屋家と多彩な藩士たち				←→		
7 江戸と繋がる城下町、江戸を支える産業				←→		
8 郷土から日本・世界、宇宙へのまなざし				←→		
9 人を育てる、近代教育の中心地へ					←→	
10 マチの近代化とにぎわい					←→	
11 海軍航空隊の玄関口と花火競技大会					←→	
12 歴史・芸術・文化の薫る街、現代の土浦					←→	

【まとまる地域社会】
内海を介してまとまりをもった地域社会

【つながる地域社会】
利根川・江戸川を介して江戸・東京につながる地域社会

②空間軸にみられる「土浦らしさ」

東に霞ヶ浦が、北西に筑波山麓が広がる土浦では、豊かな自然環境を活かした日々の営みがみられ、人々はその恩恵を享受してきました。なかでも、縄文時代の上高津貝塚から出土した製塩土器や漁具に象徴されるように、土浦にとって霞ヶ浦の存在は大きなものでした。

また、内海の東に鎮座する鹿島・香取神宮と、西に屹立する筑波山というふたつの信仰の聖地のはざまにあり、水の道と陸の道が交差する要地であった土浦には、平安時代の東城寺経塚群の造営や鎌倉時代の律宗の展開にみられるように、信仰に関わる重要な遺跡や仏教遺宝が残されています。戦国時代には土浦城や藤沢城が軍略上の要地となり、小田氏や佐竹氏による攻防がみられました。江戸時代に霞ヶ浦湖畔に近世城郭が築かれ、譜代大名が入封したのは、水戸街道と霞ヶ浦の水運が交わる土浦が、東北地方に対する江戸の守りとして重視されたことによります。あわせて、霞ヶ浦・利根川を介した水運の整備により、物資輸送の拠点ともなりました。土浦周辺の台地から供給される良質な大豆や小麦は醤油醸造を支え、醤油は米や木材などともに高瀬船によって江戸へ運ばれました。「水」と「陸」との結節点、いわばふたつの空間の重なりが、土浦の歴史文化を特徴づけています。

これに加えて、土浦の歴史文化の特徴を考えるうえで重要なのは、「空」に関わる歴史文化遺産がみられる点です。たとえば、江戸時代の土浦城下で町人らの教育にあたった沼尻墨僊は、郷土から日本・世界さらに天文にまで広く関心を示し、傘式地球儀や渾天儀を創作しました。いずれも本市を代表する歴史文化遺産です。大正時代に隣接する阿見村に霞ヶ浦海軍航空隊が設置されたことで、昭和時代初期には飛行船ツェッペリン伯号やリンドバーグ機が飛来し、土浦は日本の「空」の玄関口となりました。昭和15年(1940)には土浦海軍航空隊(予科練)も開隊し、土浦は「空都」とも形容されました。

また、大正時代に航空隊殉職者の慰霊のために始められたのが、今日に続く土浦全国花火競技大会です。大空に打ち上げられる大輪の花火は土浦の魅力のひとつですが、土浦には大畑のからかさ万灯という農村花火もあります。からかさ万灯は台地への降雨を祈願する雨乞いの祭りで、巨大な唐傘に火花の雨を降らせる仕掛け花火は、「空」と「陸」をつなぐ特異な民俗行事です。霞ヶ浦の帆引網漁は、霞ヶ浦を取り囲む台地から吹きわたってくる「平たい風」を大きな一枚帆で受け止め、船を横にすべらせて行う独特の漁法です。起伏のない平らな台地が生み出す一定の「平たい風」と、霞ヶ浦の広い湖面によって成立した漁法でした。霞ヶ浦の「水」、平らな台地の「陸」、そして風を生む「空」、3つの空間の重なりの中で生まれた霞ヶ浦オリジナルな漁法は、土浦を代表する風景となっています。

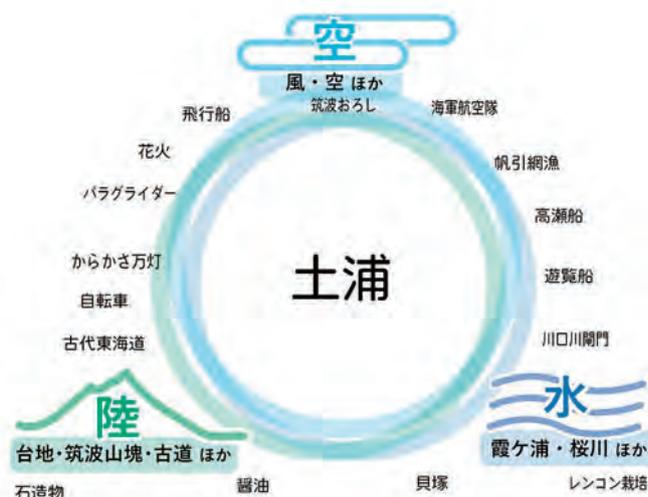
「水」「陸」「空」の3つの空間とその重なりの中で歴史文化遺産が育まれてきた点も、土浦の歴史文化の特徴といえます。

【空間軸】 3つの空間とその重なりの中で把握される土浦の歴史文化

霞ヶ浦の豊かな「水」は、土浦で生きる人々に恵みをもたらしてきました。また、「水・陸」の交通の要衝の地であったことで、土浦は大きな発展をとげました。

近代に空都とよばれた土浦において特徴的なのは、海軍航空隊・飛行船・花火など、「水・空」と関わる歴史文化遺産がみられることです。周囲の平らな台地から吹きわたる風を受けた霞ヶ浦の帆引網漁は、「陸・空・水」が三位一体となり育まれた歴史文化遺産ともいえます。

「水・陸・空」の3つの空間と、それらの重なりの中で、個性ある歴史文化遺産が育まれてきたこと、その点も土浦の歴史文化の特徴です。



	水	水/陸	陸	陸/空	空	空/水
1 筑波山東南麓と水辺ののぞむ台地、その営み			上高津貝塚 須恵器窯跡群			帆引網漁
2 豊かな表情をもつ川と湖、その恵み	四十八津掟書	レンコン栽培 製塩土器				
3 霞ヶ浦をめぐる内海世界の形成と展開	漂着神伝承	湖岸の古墳	律宗の文化			
4 神仏への祈りと造形、形作られる基層文化			石造物 流鏝馬祭	からかさ万灯		
5 交差する水と陸の道、拠点をおさえた武士	水運掌握	古代東海道	東城寺経塚群 小田氏			
6 土浦城の成立、大名土屋家と多彩な藩士たち		土浦城	大名土屋家			
7 江戸と繋がる城下町、江戸を支える産業	高瀬船	江戸地廻り経済圏	水戸街道 醤油醸造業			
8 郷土から日本・世界、宇宙へのまなざし			土浦八景	傘式地球儀	天体観測	
9 人を育てる、近代教育の中心地へ			土浦幼稚園 旧茨城県立土浦中学校本館			
10 マチの近代化とにぎわい	川口川閘門 水郷遊覧	桜川堤の桜	洋風建築 鉄道敷設			
11 海軍航空隊の玄関口と花火競技大会			海軍の玄関口	空都土浦 土浦全国花火競技大会	飛行船	海軍航空隊
12 歴史・芸術・文化の薫る街、現代の土浦			奉納選書会 土浦市展		パラグライダー	

第4章 土浦市の歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像と方向性等

これまで本市では、歴史文化遺産に関わる様々な取組や調査を実施してきました。これらの成果によって多様な歴史文化遺産が把握され、土浦の12の歴史文化とその特徴がみえてきましたが、今後も調査を継続していくことにより、保存と活用を図っていくことが必要です。

また、市民に対するアンケート調査の結果によれば、多くの市民が土浦市には「歴史や伝統がある」と認識をしていて、とくに霞ヶ浦や筑波山、蓮田、伝統的な町並みに対する興味関心が高いことが分かりました。一方で、市民の歴史文化に対する関心のさらなる向上と、歴史文化遺産に関わるきっかけづくりが求められます。

そこで本計画では、「霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、未来につながる土浦」という将来像を掲げ、歴史文化遺産の保存と活用を図ることで、土浦の歴史文化の継承を目指していきます。計画の推進にあたっては3つの方向性を決めました。本章ではそれぞれの方向性に関わる現状と課題の分析を通して、将来像の実現に向けた8つの方針を示します。

1. 歴史文化遺産に関する調査研究

(1) 歴史文化遺産に関する取組と調査の概要

①文化財保護・城址整備

昭和26年(1951)の文化財保護法施行後、翌年には「土浦城跡及び櫓門」が法施行後の茨城県指定史跡第1号となりました。また同46年には「郁文館の正門」「中貫宿本陣」など42件が土浦市指定文化財としてはじめて指定されました。同51年の茨城県文化財保護条例を受け、6月に土浦市文化財保護条例及び土浦市文化財保護審議会条例が施行されました。翌52年には文化財保護思想の盛り上がりを受けて、土浦市文化財愛護の会が設立されたほか、市内小・中学校の児童・生徒が郷土について調べてまとめる「子ども郷土研究」が始まります。この2つは現在でも続いています。また、10月には「上高津貝塚」が国指定史跡となりました。昭和60年以降は、市教育委員会に埋蔵文化財担当職員が配置され、開発に伴う緊急調査や史跡整備に伴う学術調査なども行われるようになり、調査報告書も刊行されています。

本市を代表する歴史文化遺産である土浦城については、土浦城址整備事業の一環として平成3年(1991)土浦城西櫓の復元が竣工しました。平成10年に土浦城東櫓が、平成17年に本丸土塀の一部が復元されており、東櫓竣工記念として本丸内で始められた「土浦薪能」は現在も土浦城址で開催される代表的な行事として続いています。

②市史編さん

本市では、昭和40年(1965)から第1次土浦市史編さん事業が開始され、『図説土浦市史』(1966)、『土浦歴史地図』(1974)、『土浦市史編集資料』(1967～1975)及び市制施行35周年記念事業として『土浦市史』(1975)、『土浦市史民俗編』(1980)が刊行されました。その後、昭和63年の土浦市立博物館開館により、市史編さん事業は博物館活動のなかに位置付けられました。第2次市史編さんを目指して『土浦市史資料目録』(1987～)、『土浦市史資料』(1988～89)、及び『図説土浦の歴史』(1991)、『土浦市史資料家事志』(2004～2014)などを刊行し、近年は「土浦

市立博物館ブックレット」や「長島尉信来翰集」などの資料集を刊行しています。また、市制施行 100 周年となる令和 22 年（2040）を目標に、新たな市史編さんを目指しています。

なお、旧新治村では『新治村史研究』（1981～84）、『新治村史史料集』（1982～85）、新治村合併 30 周年記念事業として『図説新治村史』（1986）を刊行しています（詳細は巻末附編文化財の調査状況参照）。旧新治村が村史編さんに伴い実施した「武者塚古墳」の発掘調査は、古代人の髪型「美豆良^{みずら}」が出土したことで全国的にも有名です。

③博物館活動

昭和 50 年（1975）、本市で初となる常設の展示・教育普及施設「土浦市立郷土資料館」が開館しました。昭和 63 年 7 月、郷土資料館を発展させ、登録博物館として「土浦市立博物館」が開館しました。学芸員の配置によって計画的な資料調査と研究が進められるようになり、資料の収集が進み、保存環境の改善が図られました。収集資料をもとに土浦の歴史や民俗に関わる特別展・企画展の開催や教育普及活動を展開してきました。平成 14 年（2002）には国宝「短刀 銘 筑州住行弘」や重要文化財「太刀 銘 守家造^{もりいえぞう}」・「太刀 銘 信房作^{のぶふささく}」・「太刀 銘 恒次^{つねつぐ}」・「短刀 銘 国光^{くにみつ}」を含む土屋家刀剣 83 振が博物館の所蔵となっています。

平成 7 年 10 月には国指定史跡上高津貝塚の整備とともに登録博物館である考古資料館を併設する「上高津貝塚ふるさと歴史の広場」が開館し、市内考古資料の収集・保管や展示活動などが行われるようになりました。同館では平成 26 年に国指定となった「武者塚古墳出土品」も保管しています。

令和 5 年（2023）3 月現在、本市では文化財一般の保護指導を行う教育委員会文化振興課と、市史編さん及び有形・無形文化財の調査研究・収集保管・展示・教育普及活動等を行う土浦市立博物館、主に遺跡や考古資料の調査研究・保管・展示・教育普及活動や埋蔵文化財発掘調査等を行う上高津貝塚ふるさと歴史の広場が、歴史文化遺産に関わる業務を分担して担当しています。



茨城県武者塚古墳出土
古墳時代人の頭髪・髻
（右側が「美豆良」
〔古代人の結った髪型〕）

表24 土浦市の歴史文化遺産に関する取組・調査の流れ

年号	西暦	取組・調査の概要	調査・実施主体
昭和26年	1951	文化財保護法が施行	
昭和27年	1952	「土浦城跡及び櫓門」が県指定史跡の第一号となる	茨城県・土浦市
昭和32年	1957	「筑州住行弘」国宝短刀に指定される	土浦市
昭和40年	1965	市史編さん事業が開始される	土浦市
		土浦市（当時）で市史編さん資料の収集が行われる	土浦市
昭和46年	1971	「郁文館の正門」「中貫宿本陣」など42件が初めて市指定文化財となる	土浦市
昭和50年	1975	土浦市史の刊行	土浦市
昭和50年	1975	「土浦市立郷土資料館」開館	土浦市
昭和51年	1976	土浦市文化財保護条例及び土浦市文化財保護審議会条例が施行	土浦市
昭和52年	1977	土浦市文化財愛護の会が設立される 子ども郷土研究が始まる	土浦市
		「上高津貝塚」が国指定史跡となる	土浦市
昭和55年～	1980年代	新治村（当時）で村史編さん資料の収集	新治村
昭和63年	1988	「土浦市立博物館」が登録博物館として開館	土浦市
平成3年	1991	『図説土浦の歴史』の刊行	土浦市
		土浦城西櫓が復元される（土浦城址整備事業）	土浦市
平成7年	1995	整備された国指定史跡上高津貝塚と隣接する考古資料館からなる「上高津貝塚ふるさと歴史の広場」が開館する	土浦市
平成10年	1998	土浦城東櫓が復元される（土浦城址整備事業）	土浦市
平成14年	2002	「筑州住行弘」国宝短刀や重要文化財の太刀を含む土屋家刀剣83振が土浦市所蔵となる	土浦市
平成17年	2005	土浦城本丸堀の一部が復元される（土浦城址整備事業）	土浦市
平成26年	2014	「茨城県武者塚古墳出土品」重要文化財に指定される	土浦市
平成30年	2019	文化財保護法が改正される	
令和3年	2021	歴史的建造物状況確認調査	土浦市
		文化財愛護の会ヒアリング調査・現地調査	土浦市
		市民アンケート調査	土浦市

（2）歴史文化遺産に関する把握調査と課題

これまでに行われた歴史文化遺産の把握状況について一覧にすると、以下の表のような状況となります。

寺社や堂に納められている仏像・仏画や経典などについては、茨城県による未指定文化財調査により把握調査が進みました。また、祭り・行事などの無形民俗文化財や、伝統的建造物群についても、県の一斉調査などにより把握が進んでいます。有形文化財である建造物や古文書・歴史資料などについては、対象が多いことから今後も調査を継続する必要があります。遺跡については、埋蔵文化財包蔵地の現地での範囲確認などにより把握が進んでいます。また、開発等での発掘調査に伴い、考古資料の調査も進んでいます。

表25 土浦市の歴史文化遺産の把握調査の状況と課題

歴史文化遺産の類型		先史	古代	中世	近世	近代	現代	調査状況及び課題	
文化財	有形文化財	建造物	/	/	/	△	△	△	▶歴史的建造物については、旧土浦城周辺地区・真鍋地区・山ノ荘地区については概ね把握ができています。それ以外の地区については今後把握調査が必要です。
		絵画	/	/	○	○	○	△	▶絵画・彫刻・工芸品・書跡のうち、寺社が所蔵する仏画・仏像等については、県の未指定文化財調査により概ね把握ができています。また、路傍の石仏・石塔などについては、悉皆調査により概ね把握ができています。
		彫刻	/	/	○	○	○	△	
		工芸品	/	/	/	○	○	△	▶古文書・歴史資料については、博物館の市史編さん事業や展覧会事業の調査により把握は進んでいます。しかし調査対象が多いため、古文書については目録化作業を継続して実施していく必要があります。歴史資料についても、土浦藩主や藩士、城下町の町人等に関する資料や、近代の記念碑などについて把握調査が必要です。
		書跡	/	/	○	○	○	△	
		古文書	/	/	○	△	△	△	▶考古資料については、発掘調査と報告書刊行により概ね把握ができています。ただし、今後の発掘調査により新たな資料が増加する可能性があります。
		考古資料	○	○	○	○	○	/	
	歴史資料	/	-	○	△	△	△		
	無形文化財	/	/	/	-	-	-	▶市内では該当する文化財が確認されていません。	
	民俗文化財	有形の民俗文化財	/	/	/	△	○	△	▶博物館で資料の収集を行っていますが、戦後生活資料などの把握は不十分です。
無形の民俗文化財		/	/	/	○	△	△	▶県の「祭り・行事」調査や、新治地区の市史編さん事業で把握を行ってきました。一方、新治地区以外については、第一次土浦市史編さん時のアンケート調査に基づく情報に依拠しており、現状の把握が不十分です。	
記念物	遺跡（史跡）	○	○	○	○	○	/	▶遺跡の分布調査は実施済みですが、試掘調査等により新たに発見される可能性があります。	
	名勝地（名勝）	/	/	/	△	△	△	▶名勝地については今後調査が必要です。	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	-	-	○	○	○	○	▶植物については土浦市文化財愛護の会による調査、動物のうち魚類については茨城県自然博物館による調査で把握されています。	
	文化的景観	/	/	/	△	△	△	▶文化的景観については今後調査が必要です。	
伝統的建造物群	/	/	/	○	○	/	▶下高津から真鍋地区にかけての水戸街道沿いの調査により把握され、『土浦の町並』に掲載があります。		
文化財の保存技術	/	/	/	-	-	-	▶市内では該当する文化財が確認されていません。		
土浦遺産	-	-	-	-	-	-	△	▶既往の文化財類型の枠組みに収まらない、歴史的背景を負ったイベントや活動、名産品等については、今後調査が必要です。	

○ 分布し概ね調査できている

- 分布の可能性はあるが、現時点で該当する文化財が確認できていない

△ 分布するが調査が不十分

 該当する文化財が存在しない

令和5年3月末現在

2. 歴史文化遺産に対する市民の意識

(1) 歴史や伝統に対する市民の意識

令和2年度（2020）に行った土浦市民満足度調査では、市民が住み心地について日頃感じていることについての設問のうち、「歴史や伝統がある」については14.3%が「そう思う」39.6%が「どちらかといえばそう思う」と答えており、50%以上の市民が歴史や伝統があると回答しています。

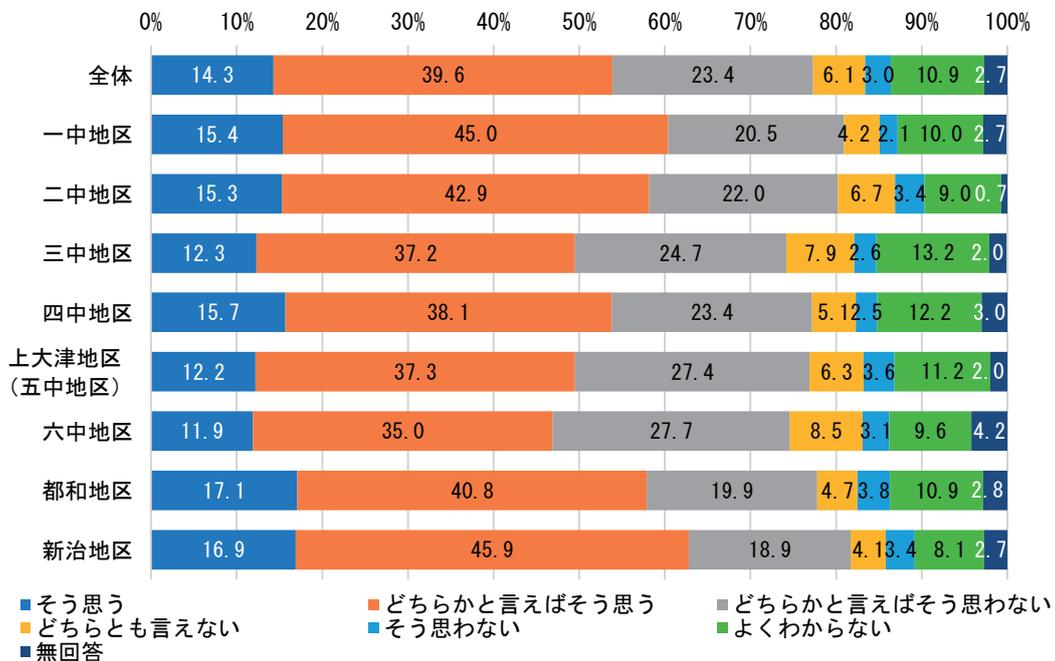


図41 歴史や伝統に対する市民意識

（資料：令和2年度（2020）市民満足度調査における「設問：歴史や伝統がある」に対する回答を基に作成）

ただし、地域別に見ると、一中地区・新治地区はやや高めで60%を超えるのに対し、三中地区・五中地区・六中地区は50%を下回っています。また、年代別に見ると18～19歳・20～24歳・35～39歳は60%を超えますが、65～69歳・75歳以上は50%を下回っています。

このことから、土浦市民の意識において「歴史や伝統がある」は総じて高いものの、地域や年代によって意識が若干異なっていることが分かります。

(2) 歴史文化遺産への興味・関心及び歴史文化遺産に関する活動状況

（「土浦市の『地域の宝』に関するアンケート」）から

令和3年度（2021）に、第5次土浦市生涯学習推進計画の策定に伴う「市民の生涯学習に関するアンケート」（無作為抽出の18歳～84歳までの市民2,988名を対象、回答期間令和3年11月24日～12月24日）を行うことから、同アンケートと併せて、「土浦市の『地域の宝』に関するアンケート」を送付し、市民の意見を聴取しました。結果、回答数は911票（回答率30.5%）となりました。

本市の「地域の宝」である歴史文化遺産への興味・関心については、約7割（65.6%※無効・無回答を除く）が「（興味・関心が）ある」または「どちらかといえば（興味・関心が）ある」と回答しました。

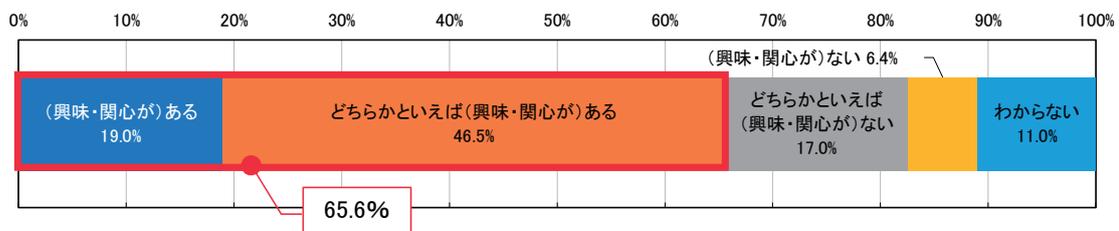


図42 市の「地域の宝」への興味・関心度合い（単一回答）回答者数=810

※無効・無回答を除く。

この歴史文化遺産への関心をもつ約7割の回答者に、興味・関心がある本市の「地域の宝」について質問をしたところ、「霞ヶ浦や筑波山、蓮田、伝統的な街並みなどの自然・文化的景観」が68.1%と最も多く、次いで「神社仏閣・古民家や、旧茨城県立土浦中学校本館などの歴史的建造物」56.6%、「土浦薪能などの伝統芸能、土浦市展や文化祭などの文化芸術、土浦全国花火競技会などのイベント」53.4%など、市民が身近に感じられる遺産への興味・関心度が高いことがわかりました。その一方で、土浦の歴史文化遺産を代表する上高津貝塚や武者塚古墳、土浦城跡、予科練などの戦争遺跡、土屋家刀剣などの美術工芸品については30%代にとどまっていることから、興味・関心を高めていくためのさらなる取組が必要です。

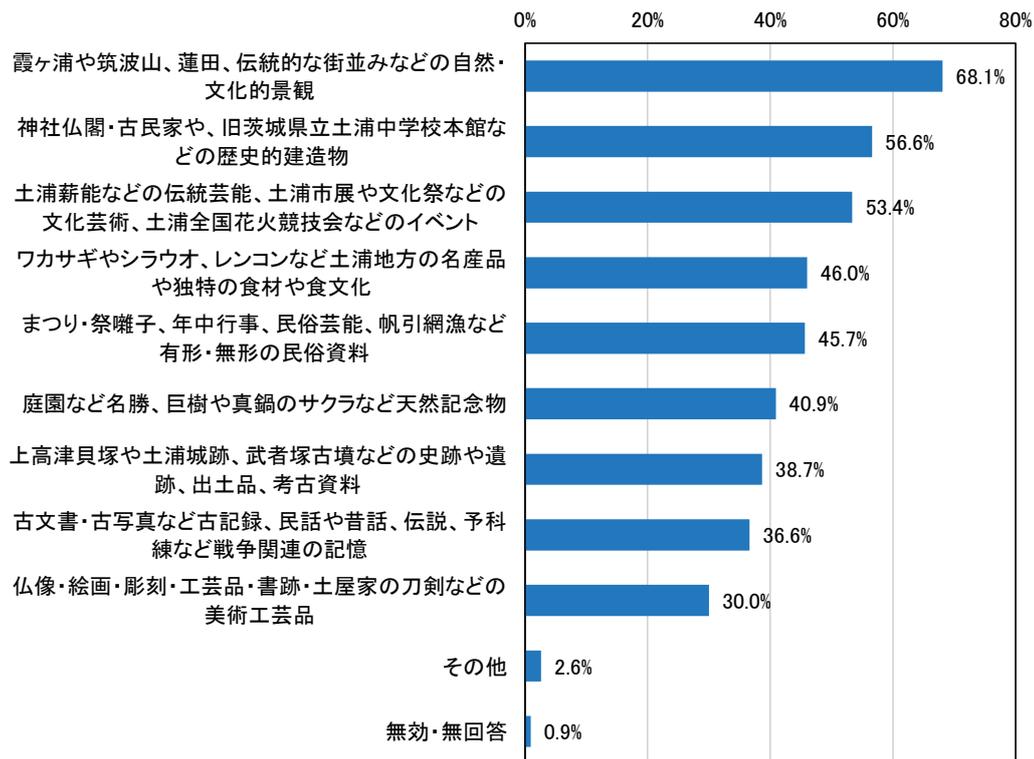


図43 興味・関心がある土浦市の「地域の宝」（複数回答）回答者数=530

また、「地域の宝」に関する活動状況については、「現在は活動していないが、今後は活動してみたい」が30.8%、「活動をしていないし、今後も活動したいと思わない」が30.0%となっており、活動をしている人はそれぞれ1割未満となっています。なお、「現在は活動していないが、今後は活動してみたい」と回答した人へ質問した、活動を開始する上で必要な支援については、「活動するきっかけづくり」が60.5%と過半数を超えており、活動する人を増やすためにも、様々なきっかけづくりを行っていくことが必要と考えられます（詳細は巻末附編参照）。

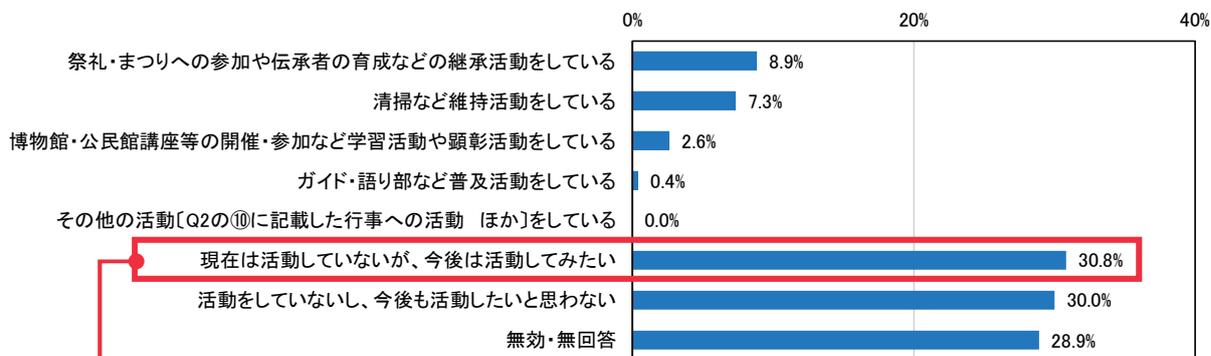


図44 「地域の宝」に関する活動状況（複数回答）回答者数＝723

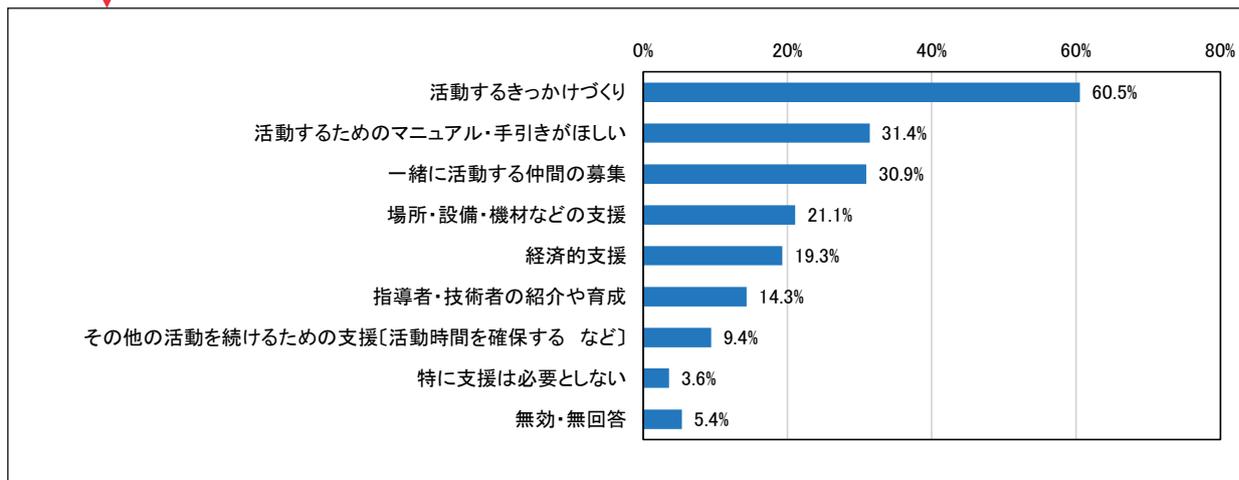


図45 「地域の宝」に関する活動を開始する上で必要な支援（複数回答）回答者数＝223

3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像

本計画は、土浦の歴史文化を特徴づける多様な歴史文化遺産について、総合的に保存・活用していくことを目的としています。

本市の東には霞ヶ浦が広がり、西には屹立する筑波山を望むことができます。土浦の歴史文化遺産は、霞ヶ浦湖岸の低地と広く平らな台地、筑波山東南麓の豊かな自然環境のもとで形づくられ、育まれてきました。江戸時代に入り霞ヶ浦湖畔に土浦城が築かれると、城下町とこれを取り囲む村々を舞台にした新たな営みが生まれ、今日に続く土浦市の発展の礎になりました。

これら先人たちが育んできた貴重な歴史文化遺産を「地域の宝」と認識して保存をはかり、その価値を市民一人ひとりが共有することで、次代へ引き継いでいくことが大切です。そのためには、土浦の歴史文化とその特徴を広く周知するとともに、個別の歴史文化遺産に対する認識を深めていく活動が必要となります。また、多様な歴史文化遺産を活かしてまちづくりに寄与することによって、第9次土浦市総合計画のリーディングプロジェクト2「未来につなげる『地域の宝』を生かしたまちづくり」を実現することができます。

これらを踏まえ、本市が目指す文化財の保存と活用に関する将来像を以下のとおり定めました。

【土浦市の歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像】

霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、
未来につなぐ土浦

4. 歴史文化遺産の保存と活用に関する方向性

上記の将来像に向かって土浦の歴史文化遺産を保存・活用していくにあたり、以下の視点をもとに3つの方向性を定めます。

- ・ 貴重な歴史文化遺産を保存していくためには、前提となる調査が必要→【方向性1】
- ・ 土浦の歴史文化を活かしたまちづくりに貢献するため、歴史文化遺産の魅力を高めながら効果的に情報発信をしていくことが必要→【方向性2】
- ・ アンケート調査にみられた市民意識を踏まえ、「地域の宝」ともいえる歴史文化遺産に関わる活動とそのきっかけづくりが必要→【方向性3】

○方向性1 土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

(歴史文化遺産の調査・研究、及び保存)

○方向性2 優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

(歴史文化遺産の整備・活用)

○方向性3 歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を図る

(人材育成や連携・体制整備)

これら3つの方向性は、上位計画である茨城県文化財保存活用大綱に示された、基本方針1「文化財の適切な保存・活用と次世代への継承」、基本方針2「文化財を活かした本県の魅力向上と地域づくりの推進」、基本方針3「文化財の保存活用の推進体制の整備」と整合を図った内容になっています。

【将来像】

**霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々が織りなす歴史と文化を学び、
未来につなぐ土浦**



土浦市文化財保存活用地域計画

方向性1：

土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

土浦の優れた歴史文化遺産を保存・活用していくための前提として、個々の歴史文化遺産を把握するための調査・研究を継続していきます。
また、それぞれの歴史文化遺産の特性に基づいて、適切な保存環境のもとで管理を行っていきます。必要に応じて修理や保存措置を実施することにより、土浦の貴重な歴史文化遺産を未来に守り伝えていきます。

方向性2：

優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

土浦の歴史文化遺産を代表する史跡・建造物の整備、博物館展示の更新などを行い、その魅力を高めていきます。
あわせて、個々の歴史文化遺産の魅力を磨き上げ、情報発信を積極的に行うことによって、その価値を広く共有し、未来へ引き継いでいきます。
歴史文化遺産を活用したまちづくりを通して、土浦市の魅力向上につなげます。

方向性3：

歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を図る

土浦の歴史文化遺産を守り伝える人を育てるとともに、その価値を広く共有するための普及活動を展開します。あわせて、ネットワーク（連携）の構築や拡張により、市民と歴史文化遺産との接点を増やします。
また、文化財所有者・伝承者等の負担軽減や、文化財管理の基盤強化を図ることによって、地域全体で歴史文化遺産を未来につなぐ仕組みを構築します。

5. 歴史文化遺産の保存・活用に関する現状と課題、方針

本市では歴史文化遺産の保存・活用に関する様々な活動を実施してきました。しかし、課題も多く散見されることから、その改善が必要となっています。以下、3つの方向性ごとに、これまでに実施している主な活動と、保存・活用に向けた課題を整理し、それらの改善にあたっての方針を示します。

将来像	方向性	実施している主な活動	保存と活用に関する課題	方針	方針に基づく措置			
霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、未来につなぐ土浦	方向性1 土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る	○歴史文化遺産の調査に関すること 歴史文化遺産の調査・研究を実施	継続した調査・研究の実施が必要	①遺産の把握・収集を推進する	把握調査の継続 学術調査の実施 ジオパーク学術研究の推進 収集整理・記録化の推進			
		○博物館資料の収集・整理に関すること 資料の収集・整理と調査記録・映像資料の作成	適切な収集資料の整理・記録化の継続が必要		博物館資料の保存管理の充実			
		○博物館資料の保存に関すること 保存のための処置や管理を実施	計画的な保存・修理を行うことが必要		②遺産の適切な保存を推進する	指定文化財管理の充実 危機管理対策の充実		
		○指定文化財等の管理に関すること 文化財巡視・パトロールを実施	文化財カルテや個別文化財の保存管理計画の作成が必要		埋蔵文化財保護の充実			
		○指定文化財等の危機管理に関すること 文化財建造物の火災・地震対策などを実施	文化財全体に対する総合的な防災マニュアルが必要					
		○埋蔵文化財に関すること 遺跡の保護を実施	増加する発掘調査に対応する予算の確保と組織体制が必要					
		方向性2 優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る	○市史編さんに関すること 新たな市史編さんに向けた取組の実施		市史編さんの成果に基づく継続的な情報発信が必要	③市史の情報発信を推進する	土浦市史編さんの成果に基づく土浦の魅力発信	
			○博物館施設の整備に関すること 博物館施設の整備を実施		時代の流れに対応した施設整備・維持管理の検討が必要		博物館施設の整備	
			○史跡・建造物等の整備や活用に関すること 史跡等の整備を実施		効果的な整備手法の検討が必要		④地域の魅力向上を推進する	史跡・建造物等の活用に向けた整備 歴史文化遺産の情報発信
			○歴史文化遺産の情報発信に関すること 歴史文化遺産を紹介する展覧会などを開催		歴史文化遺産の魅力を伝える活動の強化が必要		歴史文化遺産の魅力磨き上げ	
	○歴史文化遺産の魅力向上に関すること 歴史文化遺産を評価する調査等を実施		歴史文化遺産の魅力を高めていくことが必要					
	○都市景観整備等に関すること 都市景観整備等の景観事業を推進		関係部署との事業連携強化が必要	⑤まちづくりへの貢献を推進する	優れた景観の整備とPR 地域ブランドの強化			
	○観光事業等との連携に関すること 歴史文化遺産を観光に活かした事業を実施		観光や産業と連携したブランド力の強化が必要					
	方向性3 歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を図る		○学習活動の機会の提供に関すること 歴史講座・体験講座の開催、同好会活動の支援	学びの機会の創出と充実、活動の支援が必要	⑥人材の育成を推進する		学習活動の充実 歴史文化遺産を担う将来の人材の育成	
			○担い手の育成に関すること 歴史文化遺産の担い手の育成	担い手の裾野を広げる活動が必要			所有者・地域との連携推進	
			○文化財所有者・地域との連携に関すること 文化財所有者や地域住民との防火訓練の実施	所有者・地域住民との連携強化のための取組が必要			学校教育・生涯学習との連携推進	
		○学校教育・生涯学習との連携に関すること 学校教育や生涯学習への協力	学校教育や生涯学習との連携をより深めることが必要	⑦ネットワークの構築・拡張を推進する		市民団体との連携推進 専門家、民間企業等との連携推進		
		○歴史文化遺産に関わる市民団体などとの連携に関すること 文化財保護活動などを行う市民団体の支援を実施	市民団体との連携推進と支援が必要					
		○専門家・民間企業等による支援に関すること 専門家や民間企業等の支援による修復・調査を実施	専門家や民間企業等との連携拡充が必要	筑波山・霞ヶ浦を舞台とした広域連携の推進				
		○周辺自治体等との連携に関すること 近隣博物館や自治体との情報交換や連携を実施	歴史文化遺産を活かすため、広域連携の拡充が必要					
		○所有者・管理者と文化財の指定に関すること 文化財の新指定を実施	新たな文化財保護制度の検討が必要	⑧文化財管理基盤の強化を推進する		新規文化財指定の検討・新制度の創設 所有者・管理者・伝承者への支援と負担軽減		
		○文化財所有者等への支援に関すること 文化財所有者に修理費の補助や支援などを実施	所有者等の負担を軽減する制度の検討が必要	資金確保の検討				
		○予算等の確保に関すること 土浦城御城印の制作と販売を実施	保存・活用のための資金確保の検討が必要					

(1) 保存・活用に関する現状と課題

本市における歴史文化遺産の保存と活用に関する主な活動の状況と、これに関連する課題について、方向性1～3ごとに列記をします。

①方向性1 土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

●歴史文化遺産の調査に関すること

○実施している主な活動

【歴史文化遺産の調査・研究を実施】

- ・市内の歴史文化遺産に関しては、市文化振興課による文化財調査、博物館による展覧会・市史編さんに伴う歴史・民俗資料の調査、考古資料館による埋蔵文化財（考古資料）の調査が行われてきました。また、本計画作成に伴い旧土浦城周辺・真鍋・山ノ荘地区の歴史的建造物や記念碑等の把握調査を実施しました。
- ・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」については、土浦市・かすみがうら市・行方市の3市が総合調査委員会を設置し、民俗技術の記録作成を行っています。
- ・考古資料館では、平成27年（2015）より筑波大学と協力して、王塚古墳・后塚古墳などの学術調査を進めています。
- ・考古資料館では、土浦市・つくば市・笠間市・桜川市・石岡市・かすみがうら市で構成される「筑波山地域ジオパーク」について、学術面でのサポートをする教育学術部会の事務局を担当しています。

▲保存と活用に関する課題

【継続した調査・研究の実施が必要】

- ・旧土浦城周辺・真鍋・山ノ荘以外の地域にある歴史的建造物や、記念碑などの石造物、藩主・藩士・町人らに関する歴史資料などについて、把握調査を継続していくことが必要です。
- ・土浦の歴史文化に対する理解を深めるため、重要な遺跡の発掘・測量調査を継続するとともに、霞ヶ浦・山ノ荘などの特定のテーマ・地域に基づく総合的な学術調査を計画的に実施していく必要があります。
- ・筑波山地域ジオパークについては、広域的な研究活動に資するよう事業をサポートする必要があります。

●博物館資料の収集・整理に関すること

○実施している主な活動

【資料の収集・整理と調査記録・映像資料の作成】

- ・博物館では歴史・民俗資料を、考古資料館では考古資料を収集・保管しています。
- ・収集した資料については、資料台帳・目録・報告書などの作成を行いながら整理をしています。
- ・「土浦の歴史と民俗」映像ソフトの制作をとおして、戦争体験や無形民俗文化財の記録作成を行っています。

▲保存と活用に関する課題

【適切な収集資料の整理・記録化の継続が必要】

- ・資料の特性にあわせた適切な収集・整理と記録化を図っていくことが必要です。
- ・失われつつある戦争体験の記憶や、時代とともに変化する祭礼・年中行事などの無形民俗文化財については、映像・音声記録として早急に資料化をはかり、収集しておく必要があります。
- ・開発を前提に発掘調査が行われた遺跡や、老朽化などで調査後に解体された建造物などもあり、記録作成の重要性が高まっています。

●博物館資料の保存に関すること

○実施している主な活動

【保存のための処置や管理を実施】

- ・博物館では、寄託や寄贈・購入によって収集した歴史・民俗資料を適切に保存するため、資料の修復や燻蒸、収蔵環境のモニタリングなどを実施しています。また、考古資料館では考古資料の保存処理などを計画的に進めており、土浦市民ギャラリーでも美術品の修復を行っています。

▲保存と活用に関する課題

【計画的な保存・修理を行うことが必要】

- ・対象となる資料の種類や数が多いことから、今後もそれぞれの資料にあった保存環境の整備や、修復・保存処理を計画的に進めていく必要があります。

●指定文化財等の管理に関すること

○実施している主な活動

【文化財巡視・パトロールを実施】

- ・指定文化財については、物件ごとにファイルを作成し、指定時の調査報告や修復の記録、所有者・管理者の履歴などの書類を綴ることによって管理しています。
- ・茨城県の文化財指導員や土浦市文化財愛護の会の協力により、指定文化財のパトロールや、「水戸街道松並木」「大岩田の一本松」「高崎山2号墳石室」などの清掃活動を行っています。

▲保存と活用に関する課題

【文化財カルテや個別文化財の保存管理計画の作成が必要】

- ・各指定文化財の保存管理や修復等に関する情報を一元化するため、デジタル化した管理台帳（文化財カルテ）の作成を図る必要があります。
- ・指定文化財の定期的な巡視を継続しながら、適切な管理がなされているかを確認する必要があります。
- ・建造物や史跡等の保存・保護にあたっては、それぞれの特性に応じた修理・修復と管理方法をとることが必要なため、保存管理に資する個別計画の作成が必要です。

●指定文化財等の危機管理に関すること

○実施している主な活動

【文化財建造物の火災・地震対策などを実施】

- ・文化財建造物に対しては、防災設備点検を市消防本部と文化財所管部署で行い、毎年5か所程の漏電検査を（一財）関東電気保安協会と文化財所管部署で行っています。
- ・東日本大震災で被災した県指定・国登録の建造物について、解体修理や耐震補強工事を実施しました。

▲保存と活用に関する課題

【文化財全体に対する総合的な防災マニュアルが必要】

- ・個別の防災設備の充実を図るとともに、文化財全体に対する大規模災害対応マニュアルなどの整備を進める必要があります。

●埋蔵文化財に関すること

○実施している主な活動

【遺跡の保護を実施】

- ・最新の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の把握状況を周知するため、令和3年度（2021）に『土浦市遺跡地図』の更新を行いました。
- ・開発行為や建築事業の予定箇所が遺跡に該当する場合は、事業者に対して埋蔵文化財の保存に関する指導・協議を行っています。ただし、保存が困難な場合は、当該事業者の協力による発掘調査を実施し、記録保存を図っています。

▲保存と活用に関する課題

【増加する発掘調査に対応する予算・人員確保が必要】

- ・埋蔵文化財を保護するため、遺跡の周知と適切な指導が必要です。
- ・試掘確認調査や発掘調査が増加していることから、対応可能な予算の確保と組織体制を確立しておくことが必要です。

②方向性2 優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

●市史編さんに関すること

○実施している主な活動
【新たな市史編さんに向けた取組の実施】 <ul style="list-style-type: none">土浦市では昭和50年（1975）に『土浦市史』を、旧新治村では昭和61年に『図説新治村史』を刊行しました。その後、第二次土浦市史編さんに向けて、中世・近世の主要な史料の翻刻、古文書目録の作成、民俗調査報告書の刊行などを実施してきました。また、市史編さんの成果を発信するため、わかりやすい読み物としてブックレットを刊行しています。
▲保存と活用に関する課題
【市史編さんの成果に基づく情報発信が必要】 <ul style="list-style-type: none">新たな土浦市史を市制施行100周年にあたる令和22年（2040）までに刊行するため、長期的な視点で市史編さんを進めていくことが必要です。とくに成果を随時発信できる仕組み作りが大切です。最新の知見をまとめた『新編 土浦市史』を刊行することで、土浦の歴史文化を総合的に発信し、魅力の向上に努めることが必要です。市史編さんの成果を効果的に発信するため、その内容をわかりやすく解説するブックレットなどの発刊を計画的に進めることが必要です。

●博物館施設の整備に関すること

○実施している主な活動
【博物館施設の整備を実施】 <ul style="list-style-type: none">昭和63年（1988）に歴史・民俗資料を対象とする博物館として土浦市立博物館が、平成7年（1995）に考古資料を対象とする博物館として上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）が開館しました。
▲保存と活用に関する課題
【時代の流れに対応した施設整備・維持管理の検討が必要】 <ul style="list-style-type: none">博物館においては、オンライン上での情報提供サービス機器やメッセージ展示の更新を行い、最新の知見を広く発信していくことが必要です。上高津貝塚ふるさと歴史の広場については、考古資料館の展示内容の更新や先進的な展示技術の導入が望まれます。長寿命化計画を踏まえ、ふたつの博物館施設の適正な維持・管理を図ることが必要です。

●史跡・建造物等の整備や活用に関すること

○実施している主な活動
【史跡等の整備を実施】 <ul style="list-style-type: none">史跡や建造物などについては、現地に文化財説明板や案内表示の設置などを進めてきました。国指定史跡「上高津貝塚」及び県指定史跡「土浦城跡及び櫓門」の史跡整備を進めてきました。令和3年度（2019）に国登録有形文化財「一色家住宅主屋」が市に寄贈されました。
▲保存と活用に関する課題
【効果的な整備手法の検討が必要】 <ul style="list-style-type: none">上高津貝塚については、指定範囲の周辺も含めた再整備が求められます。土浦城址整備計画については、計画未実施部分の事業化に関する再検討を行う必要があります。また、再整備計画の検討にあたっては、VRやARなど最新の展示手法の導入も含めた検討が望まれます。市所有の建造物及び史跡に関しても、新たな利活用・整備計画を検討する必要があります。とくに「一色家住宅主屋」については、利活用に関する計画の策定とそれに基づく設計・工事を進める必要があります。

●歴史文化遺産の情報発信に関すること

○実施している主な活動
【歴史文化遺産を紹介する展覧会などを開催】 ・博物館及び考古資料館では、資料収集や調査成果にもとづく展覧会や歴史講座を開催してきました。 ・展覧会では、土屋家刀剣コレクションや武者塚古墳出土品など、貴重な文化財を公開してきました。 ・筑波山地域ジオパークの認定を受け、身近な地形や自然環境に対する関心が高まっています。
▲保存と活用に関する課題
【歴史文化遺産の魅力を伝える活動の強化が必要】 ・土屋家刀剣や武者塚古墳出土品など、本市は誇るべき歴史文化遺産を数多く有していますが、その周知がまだ不十分です。 ・オンライン環境を拡充することにより、展覧会・講座に関する情報や、筑波山地域ジオパークに関する情報を積極的に発信し、土浦の歴史文化遺産の魅力を効果的に伝えていくことが必要です。 ・外国人観光客に対応するため、多言語表示などを進めることが必要です。

●歴史文化遺産の魅力向上に関すること

○実施している主な活動
【歴史文化遺産を評価する調査等を実施】 ・土浦城と城下町、藩主・藩士・町人らに関する資料収集や調査研究が進展し、近世に大きな繁栄を遂げた土浦の具体的な様相が明らかになってきました。また、土浦の近代化をささえた教育や海軍航空隊関係の歴史文化遺産に注目が集まっています。 ・「霞ヶ浦の帆引網漁」については、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたことを契機に、「民俗技術」の側面から文化財的価値を確認する総合調査が進められています。 ・近年、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングを目的とした来街者が増加しており、観光資源としての霞ヶ浦湖畔や歴史的町並みへの関心が高まっています。
▲保存と活用に関する課題
【歴史文化遺産の魅力を高めていくことが必要】 ・知見が集積されてきた近世城郭と城下町、そこに暮らした人々の歴史や文化については、展覧会活動や資料の収集・調査研究を継続することで、城下町土浦の魅力をさらに高めていく必要があります。近年関心を集めている近代の歴史文化遺産（教育・空都関係）については、資料の収集や調査研究を継続することで評価を高めながら、その成果を展覧会活動などで発信していく必要があります。 ・「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」については、総合調査事業の成果をシンポジウムなどを通して広く発信することにより、その文化財的価値をあらためて周知していく必要があります。 ・市が推進するサイクルツーリズムとの連携や、計画の策定を進めている歴史的風致維持向上計画と整合を図るなかで、歴史文化遺産全体の魅力向上を目指す必要があります。

●都市景観整備等に関すること

○実施している主な活動
【都市景観整備等の景観事業を推進】 ・都市計画部署が担当して、歴史的な町並みなどの都市景観整備事業や、協働のまちづくりファンドなどの景観事業を進めています。
▲保存と活用に関する課題
【関係部署との事業連携強化が必要】 ・歴史的景観の保全については、都市計画事業との整合を図る必要があります。事業担当部署と連携を図り、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進することが課題です。

●観光事業等との連携に関すること

○実施している主な活動

【歴史文化遺産を観光に活かした事業を実施】

- ・土浦全国花火競技大会は大正14年（1925）から続く、全国有数の花火大会です。
- ・霞ヶ浦や筑波山に代表される観光資源のほか、土浦桜まつりなどのイベントも開催されています。
- ・山ノ荘地域のハイキングルートは近年人気が高く、土浦市観光協会などがPR活動を行っています。

▲保存と活用に関する課題

【観光や産業と連携したブランド力の強化が必要】

- ・歴史文化遺産の活用を通して、霞ヶ浦・筑波山などの地域ブランド力を強化し、観光や産業振興に寄与することが求められています。なお、特産品のレンコンをはじめとした、霞ヶ浦や筑波山麓で採れる食材を活かした本市の食文化などをPRすることも必要です。

③方向性3 歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を推進する

●学習活動の機会の提供に関すること

○実施している主な活動
【歴史講座・体験講座の開催、同好会活動の支援】 <ul style="list-style-type: none">・博物館と考古資料館では、専門家による講演会や学芸員による「土浦ミュージアムセミナー」などの歴史講座、土器づくりなどの体験講座を開催しています。・考古資料館には「上高津貝塚土器づくりの会」「古代織研究会」などの同好会があり、その活動を支援するとともに、体験講座などの講師として協力を得ています。
▲保存と活用に関する課題
【学びの機会の創出と充実、活動の支援が必要】 <ul style="list-style-type: none">・博物館及び考古資料館では、講演会・講座などの開催を通じて、歴史文化遺産に関心をもつていただく機会を創出していくことが必要です。また、体験講座の開催にあたっては、同好会などの協力を得ることによって、充実した学習活動を提供することが可能となります。・講座の講師となる同好会などについては、活動の継続のために支援していく必要があります。

●担い手の育成に関すること

○実施している主な活動
【歴史文化遺産の担い手の育成】 <ul style="list-style-type: none">・博物館では、平成2年度（1990）から、農家の木綿織り技術を継承するため、伝承講座を継続しています。講座の卒業生は「はたおりの会」「綿の実」などのサークルを結成し、技術の継承と普及に努めています。・児童・生徒が身近な地域の歴史や文化について調べる「子ども郷土研究」を、昭和52年度（1977）より40年以上にわたり実施しています。また、将棋・茶道・生け花・日舞・和装礼法などにふれる伝統文化子ども教室を、地域の関係各団体の協力により開催しています（文化庁補助事業）。・学芸員による学校への出前授業として「郷土教育」を実施し、身近な地域の歴史や文化について講話をしています。
▲保存と活用に関する課題
【担い手の裾野を広げる活動が必要】 <ul style="list-style-type: none">・はたおり伝承活動を維持し、伝承者を確保していくため、伝承講座の開催を継続することが必要です。・歴史文化遺産の保存・活用の担い手を育成するにあたっては、身近な地域に優れた歴史文化遺産が存在していることを理解してもらうことが必要です。・文化活動に関わる地域の人々の協力を得ることで、子どもたちに質の高い学びを提供する必要があります。

●文化財所有者・地域との連携に関すること

○実施している主な活動
【文化財所有者や地域住民との防火訓練の実施】 <ul style="list-style-type: none">・文化財所有者・管理者、地域住民などが参加する防火訓練を文化財防火デーに合わせて実施しています。
▲保存と活用に関する課題
【所有者・地域住民との連携強化のための取組が必要】 <ul style="list-style-type: none">・身近な地域の歴史文化遺産の存在や価値を広め、文化財保護意識を高めるためには、行政と所有者や地域住民・大学などの連携による文化財公開事業の実施など、新たな取組が必要です。

●学校教育・生涯学習との連携に関すること

○実施している主な活動
【学校教育や生涯学習への協力】 <ul style="list-style-type: none">・小中学校の学習単元にあわせて、児童・生徒が博物館・考古資料館の展示室を見学したり、学芸員の解説を聞く校外学習を実施しています。また、各地区公民館や生涯学習施設では、学芸員が講師となる歴史講座を開催しています。「土浦市いきいき出前講座」（生涯学習課主管）では、歴史や文化財に関するカリキュラムが登録されており、市民などのリクエストに応じて学芸員を講師として派遣しています。・博物館・考古資料館では、市民ギャラリーや図書館（生涯学習課所管）と連携した展覧会やイベントなどを実施しています。
▲保存と活用に関する課題
【学校教育や生涯学習との連携をより深めることが必要】 <ul style="list-style-type: none">・引き続き校外学習の受入や生涯学習施設の講座に協力・連携することにより、歴史文化遺産に対する理解を促進することにより、歴史文化遺産と人々の接点を増やすことが必要です。・博物館・考古資料館と市民ギャラリー・図書館が、それぞれの文化施設の特性を活かした連携を図ることにより、歴史文化資源の活用に資する事業を幅広く展開することが必要です。

●歴史文化遺産に関わる市民団体などとの連携に関すること

○実施している主な活動
【文化財保護活動などを行う市民団体の支援を実施】 <ul style="list-style-type: none">・土浦市文化財愛護の会・土浦市観光ボランティアガイド協会・真鍋のサクラ保存会・土浦薪能倶楽部など、歴史文化遺産の保存・活用に関わる各種団体との連携や支援を行っています。・土浦市文化協会・土浦市美術展運営協議会など、文化芸術団体の活動を支援しています。
▲保存と活用に関する課題
【市民団体との連携推進と支援が必要】 <ul style="list-style-type: none">・歴史文化遺産の保存・活用に関わる市民団体について、引き続き連携や支援を継続していくとともに、その活動を周知することで活動の輪を広げていくことが必要です。・土浦市展や文化祭など芸術文化振興に寄与している団体についても、連携を進めることが必要です。

●専門家・民間企業等による支援に関すること

○実施している主な活動
【専門家や民間企業等の支援による修復・調査を実施】 <ul style="list-style-type: none">・令和3年度に実施した歴史的建造物状況確認調査では、茨城県建築士会土浦支部に委託して調査を行いました。・令和2年度（2020）に（公財）東日本鉄道文化財団の地方文化支援事業の採択を受け、市指定文化財「旧川口川閘門鉄扉及び排水ポンプ」の保護事業を行いました。また、平成21年（2009）に、住友財団の助成を受けて、法雲寺所蔵資料の一部について保存修理を実施しました。
▲保存と活用に関する課題
【専門家や民間企業等との連携拡充が必要】 <ul style="list-style-type: none">・ヘリテージマネージャーなど専門技術を持つ人たちや、文化財保存活用を支援している民間企業など、様々な団体・個人との連携を広げていく必要があります。

●周辺自治体等との連携に関すること

○実施している主な活動
【近隣博物館や自治体との情報交換や連携を実施】 <ul style="list-style-type: none">・かすみがうら市歴史博物館、阿見町予科練平和記念館、美浦村陸平貝塚など、近隣の博物館や文化財保

存施設とは情報交換や相互協力を行ってきました。また、筑波山地域ジオパークやつくば霞ヶ浦りんりんロードでも、つくば市・かすみがうら市など関係する自治体・施設間で連携を行っています。

▲保存と活用に関する課題

【歴史文化遺産を活かすため、広域連携の拡充が必要】

- ・霞ヶ浦や筑波山などの共有する歴史文化遺産の価値を高め、活かしていくためには、さらなる連携の拡充が必要です。

●所有者・管理者と文化財の指定に関すること

○実施している主な活動

【文化財の新指定を実施】

- ・令和2年度には「旧川口川閘門と排水ポンプ」が、令和4年度には「石田文書」が新たに市指定文化財に加わりました。

▲保存と活用に関する課題

【新たな文化財保護制度の検討が必要】

- ・引き続き国・県・市指定や国登録文化財に関する調査を進めていくことが必要です。
- ・所有者・管理者による歴史文化遺産の保存・活用を図っていくため、たとえば市登録文化財制度を創設するなど、状況に応じたゆるやかな文化財保護の手段を検討していく必要があります。

●文化財所有者等への支援に関すること

○実施している主な活動

【文化財所有者に修理費の補助や支援などを実施】

- ・所有者の負担軽減のため、指定文化財の修理等の費用のうち、市指定文化財は事業費の1/2以内、国及び茨城県指定文化財は国・県費補助額を除いた事業費の1/2以内の補助を行っています。
- ・県指定文化財「日枝神社流鏝馬祭」「からかさ万灯」「田宮ばやし」の各伝承団体をはじめ、文化財愛護活動を行っている団体に対して一部事業費の補助を行っています。また、土浦城址本丸で開催する「土浦薪能」についても事業支援を行っています。
- ・住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指して、市民活動課では、(一財)自治総合センターが宝くじの収益をもとに行っているコミュニティ助成事業を活用し、活動に直接必要な備品等の整備に対する助成を行っています。

▲保存と活用に関する課題

【所有者等の負担を軽減する制度の検討が必要】

- ・文化財所有者・管理者や無形民俗文化財の伝承者については、高齢化や後継者の不在が予測されることから、関係者の負担が軽減できるよう、新たな支援制度の創設を検討していく必要があります。

●予算等の確保に関すること

○実施している主な活動

【土浦城御城印の制作と販売を実施】

- ・土浦城を訪れる観光客への記念に、土浦城の御城印及び御城印帳を販売しています。売上金は文化財に関連する予算に充当しています。
- ・専門業者による考古資料の保存処理、美術品の修復については、文化振興基金を充当してきました。

▲保存と活用に関する課題

【保存・活用のための資金確保の検討が必要】

- ・文化財保存活用を推進するための予算・人員が不足しているため、様々な方法を検討し、予算や人手の確保を図る必要があります。
- ・ミュージアムグッズの販売や文化振興基金等の計画的な運用など、資金確保のための方策を検討します。

(2) 保存と活用に関する方針

課題を解決するための方針について、方向性1～3ごとに示します。

①方向性1 土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

■方針① 遺産の把握・収集を推進する

本市の多種多様な歴史文化遺産の調査を進めていきます。未調査地域の歴史的建造物や、土浦藩主・藩士・町人らに関する歴史資料など、本市の歴史文化を特徴づける歴史文化遺産の把握調査を継続します。収集した資料については、整理・記録化の作業を実施していきます。あわせて、貝塚・古墳・経塚などの重要遺跡や、霞ヶ浦・山ノ荘といったテーマ・地域に特化した総合的な学術調査を実施します。筑波山地域ジオパークの広域的な学術研究については、専門的な見地から助言を行うことで事業を推進します。

方針①に基づく措置

把握調査の継続／学術調査の実施／ジオパーク学術研究の推進／収集整理・記録化の推進

■方針② 遺産の適切な保存を推進する

貴重な歴史文化遺産を後世に伝えていくため、個々の歴史文化遺産に見合った適切な保存環境の整備や計画的な修復・修繕の実施、管理状況の確認などを行います。また、指定文化財の管理情報のデジタル化、建造物の適切な保存管理をしていくための計画作成、大規模災害に対応するマニュアルの整備などを進めます。埋蔵文化財については、開発等から遺跡を保護できるように遺跡地図の更新につとめます。やむを得ず発掘調査が必要な場合には、即応できるよう予算の確保に務め、組織体制を構築しておくよう留意します。

方針②に基づく措置

博物館資料保存管理の充実／指定文化財管理の充実／危機管理対策の充実／埋蔵文化財保護の充実

②方向性2 優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

■方針③ 市史の情報発信を推進する

土浦の歴史文化に関する最新の知見に基づく『新編 土浦市史』を、令和22年(2040)を目標に刊行します。土浦の歴史・文化を総合的に発信することで、本市の魅力の向上に努めます。市史編さんの成果については、広く情報発信につとめ、親しみやすい刊行物としてブックレットの刊行なども進めます。

方針③に基づく措置

土浦市史編さんの成果に基づく土浦の魅力発信

■方針④ 地域の魅力向上を推進する

土浦の歴史文化を紹介する博物館・考古資料館については、展示の更新や新たな情報発信ツールの導入などを進めながら、施設の適切な維持管理をはかります。本市を代表する史跡・歴史的建造物については、整備・活用に向けた方針のもと、魅力向上を図ります。また、SNSや展覧会による効果的な情報発信、展示解説の多言語化対応などによる発信力の強化を進めます。近年注目が集まっている歴史文化遺産については、その価値を高める展覧会やシンポジウムなどを開催します。サイクルツーリズムや歴史的風致維持向上計画との連携によって、歴史文化遺産全体の魅力向上を推進します。

方針④に基づく措置

文化財保存・活用施設の整備／文化財の整備／歴史文化遺産の情報発信／歴史文化遺産の魅力磨き上げ

■方針⑤ まちづくりへの貢献を推進する

歴史的建造物の修景整備などに関しては、都市計画部署が進めている事業を活用することで、良好な景観形成への誘導を図ります。また、都市計画部署との連携により、景観の魅力をPRしていきます。霞ヶ浦・筑波山、全国花火競技大会、レンコンなどの歴史文化遺産の活用を通して地域ブランド力を強化し、観光や産業振興に貢献していくことで、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進していきます。

方針⑤に基づく措置

優れた景観の整備とPR/地域ブランドの強化

③方向性3 歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を推進する

■方針⑥ 人材の育成を推進する

歴史文化遺産の保存・活用の担い手を育成するため、歴史講座・体験講座などの多様な学習機会の提供につとめます。とくに未来を担う子どもたちには、身近な地域に貴重な歴史文化遺産があることに気づいてもらう郷土教育を推進します。また、講座等に参画する同好会の作品発表の機会や、はたおり伝承者の活動場所・道具の提供などを通して、活動の支援を実施していきます。

方針⑥に基づく措置

学習活動の充実/文化財を担う将来の人材育成

■方針⑦ ネットワークの構築・拡張を推進する

歴史文化遺産に関わる所有者・伝承者、学校や地域、専門家、民間企業、周辺自治体など多様な団体・個人、施設が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、歴史文化遺産の価値を共有し、地域総がかりで保存・管理、活用に取り組んでいきます。所有者と地域・市民団体との連携を進めていくなかで、歴史文化遺産と市民との接点を広げていくことを目指します。

方針⑦に基づく措置

所有者・地域との連携推進/学校教育・生涯教育との連携推進/市民団体との連携推進/筑波山・霞ヶ浦を舞台とした広域連携の推進

■方針⑧ 文化財管理基盤の強化を推進する

文化財所有者・管理者・伝承者の負担を軽減するための修理費補助や活動支援のあり方について検討を進めます。また、市の登録文化財などの新たな文化財制度や、新たな資金の確保などについても検討し、幅広い歴史文化遺産の保存・活用に資するよう基盤の強化をはかります。

方針⑧に基づく措置

新規指定文化財の検討・新制度の創設/所有者・管理者・伝承者への支援と負担軽減/資金確保の検討